

第3次 人吉市

地域福祉計画
地域福祉活動計画

お互いさまの心で
支え合うまち
人吉

令和2年3月

人吉市・人吉市社会福祉協議会

「お互いさまの心で 支え合うまち 人吉」をめざして

本市では、平成 26 年度策定の「第 2 次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」により、地域の皆様が住み慣れた地域で、いつまでも笑顔で元気に、そして安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、本市におきましても少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢は大きく変化し、さらには、子どもや高齢者への虐待、ひきこもり、生活困窮者の増加、災害時の要支援者の避難支援など、地域の福祉課題は複雑・多様化しています。

こうした課題に対応するためには、行政の取組や、個人・家族の取組だけではなく、地域において支え合い、助け合う地域福祉の機能を一層高めていく必要があります。

そこで、第 2 次計画の期間が令和元年度をもって満了するため、「第 3 次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。「お互いさまの心で 支え合うまち 人吉」という新しい基本理念のもと、3つの基本目標を設定し、生活上の様々な悩みや困りごとを“他人事”ではなく“我が事”としてとらえ、地域のなかでお互いに支え合いながら、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

なお、今回も、住民生活と密接に関連する福祉課題に的確に対応するため、人吉市社会福祉協議会が所管する「地域福祉活動計画」と併せて策定し、一体的な推進を図ってまいります。

最後になりますが、本計画策定にあたり、御尽力いただきました「人吉市地域福祉計画推進委員会」、「人吉市地域福祉活動計画検討委員会」の皆様をはじめ、校区別地域座談会、地域福祉に関するアンケート調査などで貴重な御意見・御提言をいただきました関係機関や市民の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

人吉市長

人吉市社会福祉協議会会長

松岡 隼人



目 次

第1章 計画策定にあたって

1 はじめに	
(1)「地域福祉」とは	2
(2) 地域福祉の対象者と担い手	3
(3) 人吉市における地域圏域の捉え方	3
2 計画の概要	
(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	4
(2) 計画策定の背景と趣旨	6
(3) 計画の位置付け	9
(4) 保健福祉分野に関連する個別計画の概要	10
(5) その他の関連する計画の概要	11
(6) 計画の期間	12
(7) 計画の策定体制	13
3 統計から見える人吉市の現状	14
4 第2次計画の振り返り	24
5 地域福祉を取り巻く状況	26

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	52
2 基本目標と取り組み	53
3 取り組み体系	56
4 地域福祉を推進するための役割	56
5 計画の進行管理と評価体制	57

第3章 取り組み

基本目標1 地域福祉の基盤づくり	
① 支え合いの機運づくり	60
② 人材育成と活動支援	62
③ 地域交流の促進	64

目 次

基本目標2 孤立させないまちづくり	
④ 福祉に関する情報発信.....	66
⑤ 総合的な相談支援体制の充実.....	68
⑥ 地域の支え合い・助け合い体制の充実.....	70
⑦ 自立・社会参加支援の推進.....	72
基本目標3 安全・安心なまちづくり	
⑧ 権利を守る制度の推進と虐待防止	74
⑨ 災害時対策の充実	76
第4章 地域福祉活動計画	
1 地域福祉活動計画とは.....	80
2 計画の期間.....	80
3 計画策定について	81
4 取り組み方針	81
5 取り組み内容と事業・活動.....	83
6 計画推進のための社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化.....	89
7 計画の進行管理と評価体制	90
第5章 校区社会福祉協議会活動計画	
1 校区社会福祉協議会とは.....	92
2 校区別活動計画	93
資料編	
■第3次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経緯	106
■人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例	107
■人吉市地域福祉計画推進委員会 委員名簿.....	108
■人吉市地域福祉活動計画検討委員会 委員名簿.....	109
■地域福祉に関するアンケート調査（市民）自由記述欄.....	110
■地域福祉に関するアンケート調査（専門職）自由記述欄.....	116

《「障がい」の「がい」の表記について》

「障がい／害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」と、ひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、漢字の「害」を使っています。このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 はじめに

(1)「地域福祉」とは

私たちの住んでいる地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護に悩んでいる家族、一人暮らしで不安を抱えている人など、さまざまな人が暮らしています。

すべての人の人権が尊重され、住み慣れた地域で、健やかに安心して日常の生活を送り、心豊かな人生を送ることができるような状態をつくっていくことが「地域福祉」です。そのような状態をつくるには、地域社会における福祉の課題に対し、「住民が主体」という視点に立ちながら、住民やボランティア、福祉関係事業者、行政、社会福祉協議会などが協力して、課題の解決に取り組むことが大切です。

(社会福祉法第1条「目的」)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(社会福祉法第4条「地域福祉の推進」)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

.....
※下線部分は、平成30年4月の改正で新設された部分。「地域住民等」とは、①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を営む者、③社会福祉に関する活動を行う者、この三者をあわせたもの。

※第1項では、地域福祉推進の「理念」として、三者関係により社会的包摂(社会的に弱い立場にある人々をも含め、市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方)と共生社会を実現していくことが示され、第2項では、こうした地域福祉を推進していくために「地域生活課題」を把握、解決していくという具体的な「推進方法」を示しています。

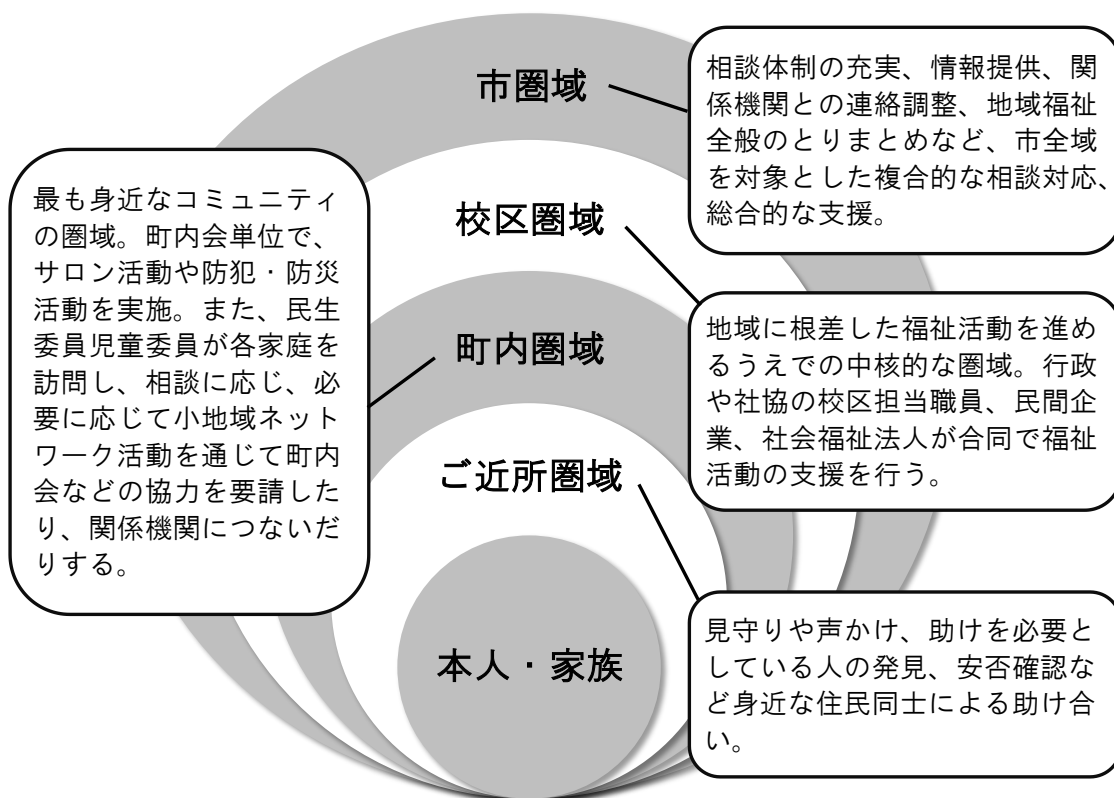
第1章 計画策定にあたって

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々です。地域福祉を推進していくためには、地域住民一人ひとりの力（自助）、制度化された相互扶助を含めた地域ぐるみでの支え合い（互助・共助）・助け合い、公的機関による支援（公助）を、重層的かつ相互的に進めていくことが重要です。そうした意味で、地域住民・町内会（自治会）・民生委員児童委員・社会福祉協議会・学校・NPO 等関係団体・民間事業者・ボランティア・社会福祉施設等の職員・福祉関係事業者・保健医療事業者・行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手となります。

(3) 人吉市における地域圏域の捉え方

本計画書において、基本となる地域圏域の捉え方は、次のような形になります。



地域福祉推進のためには、地域を重層的に捉え、それぞれの圏域の役割を整理する必要があります。助けを必要とする本人の周囲には、まず家族がいます。その周りには「班」、「ご近所」があり、町内、小学校区、そして市となります。地理的条件などにより、班やご近所圏域の世帯数は、さまざまですが、それぞれに地域福祉の担い手たちや地域福祉資源が存在します。これらの層の一つひとつをつないでいけば、福祉ニーズは各層をまたがって、助けを必要としている本人からご近所、町内、校区、市へ伝わっていきます。

第1章 計画策定にあたって

2 計画の概要

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

○地域福祉計画とは

社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉を推進するための総括的な計画として、市町村が策定するものです。住民と行政、福祉関係事業者などが一体となって、地域福祉のあり方や現状をふまえながら、将来の展望や道筋を示していきます。

(社会福祉法第 107 条 「市町村地域福祉計画」)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

.....
※下線部分が平成 30 年4月の改正で新設された部分。

※五は、社会福祉法第 106 条の 3(包括的な支援体制の整備)を指す。

(社会福祉法第 106 条の 3 「包括的な支援体制の整備」)

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第1章 計画策定にあたって

○地域福祉活動計画とは

社会福祉法第109条にある「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である人吉市社会福祉協議会が策定する計画です。住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となるものです。

（社会福祉法第109条 「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会」）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

前計画に引き続き、住民生活と密接に関連する福祉課題に的確に対応するため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を併せて策定し、一体的な推進を図っていきます。

第1章 計画策定にあたって

(2) 計画策定の背景と趣旨

現状

昨今の日本は、少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。さらに人々の福祉ニーズの多様化により、保健・医療・福祉等の公的な福祉サービスだけでは十分対応できない状況となっています。このようななかで、子どもや高齢者へのいじめや虐待、ひきこもり、孤独死、生活困窮者の増加など、さまざまな社会問題も顕在化しています。

本市においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化は、身近なものとして認識されるようになっていきます。また、平成28年4月に発生した熊本地震を体験したことによって、地域住民による助け合いや、災害時における地域での避難行動要支援者の支援活動の重要性が再認識されています。さらに、地震だけでなく、異常気象による風水害の発生や、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発するなか、防災・防犯に対する意識は非常に高まっており、改めて地域を見直すきっかけとなっています。

このようなさまざまな課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会※¹」の実現に向けた体制整備が、求められています。

※1) 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。(厚生労働省HPより)

地域福祉に関わる法改正

◆市町村地域福祉計画

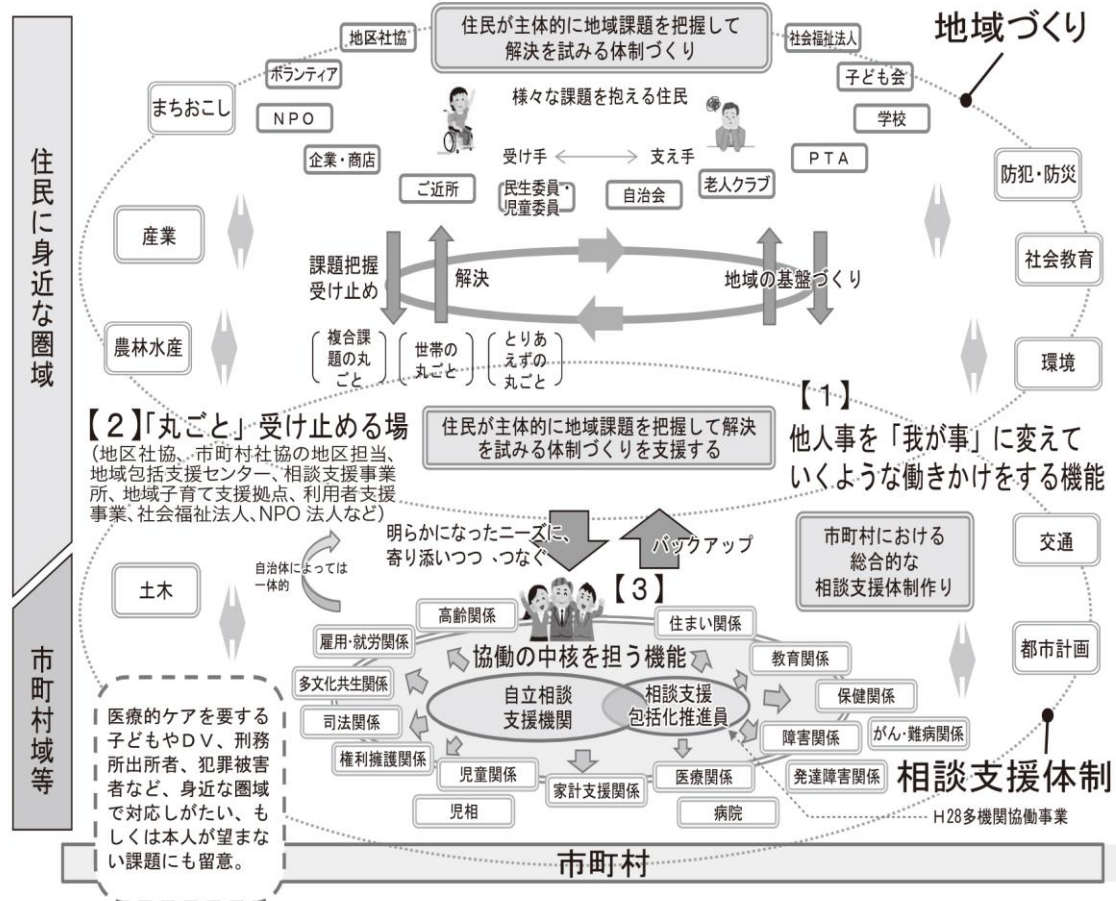
社会福祉法第107条の改正(4ページ参照)により、地域福祉計画の策定が「努力義務」とされるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。

また、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年5月の「地域包括ケアシステム※²の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「包括的な支援体制の整備」という項目が追加され(4ページ参照)、支援を必要とする地域住民や世帯が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握と、関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すことが明記。包括的な支援体制づくり※³(図)に、市町村が努めることが規定されました。

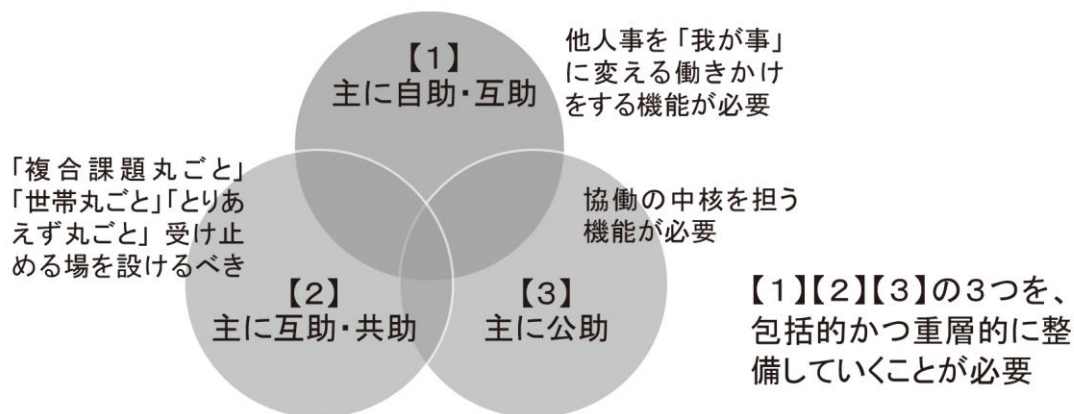
第1章 計画策定にあたって

※2) 団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。(厚生労働省HPより)

※3(図) 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



出典: 厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)中間とりまとめの概要～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」 ※一部編集



本市においては、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の推進など、各制度において、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりが進められています。今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、多様なニーズに対応できる「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことを目指します。

第1章 計画策定にあたって

◆社会福祉法人の地域貢献

社会福祉法人^{※4}は、平成 28 年 3 月の社会福祉法改正により、「地域における公益的な取組」の実現に関する責務が明記されました。これにより、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、さまざまな地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。

※4) 社会福祉法において社会福祉法人とは、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設など）及び第二種社会福祉事業（保育所、訪問介護、デイサービスなど）をいいます。（厚生労働省 HP より）

◆成年後見制度の利用促進

平成 28 年 5 月に成年後見制度^{※5}の利用の促進に関する法律が施行され、平成 29 年 3 月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。また、市町村は、国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなっています。

本市においては、今後、策定予定です。

※5) 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるが、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利な契約があってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するもの。（法務省 HP より）

◆生活困窮者への支援

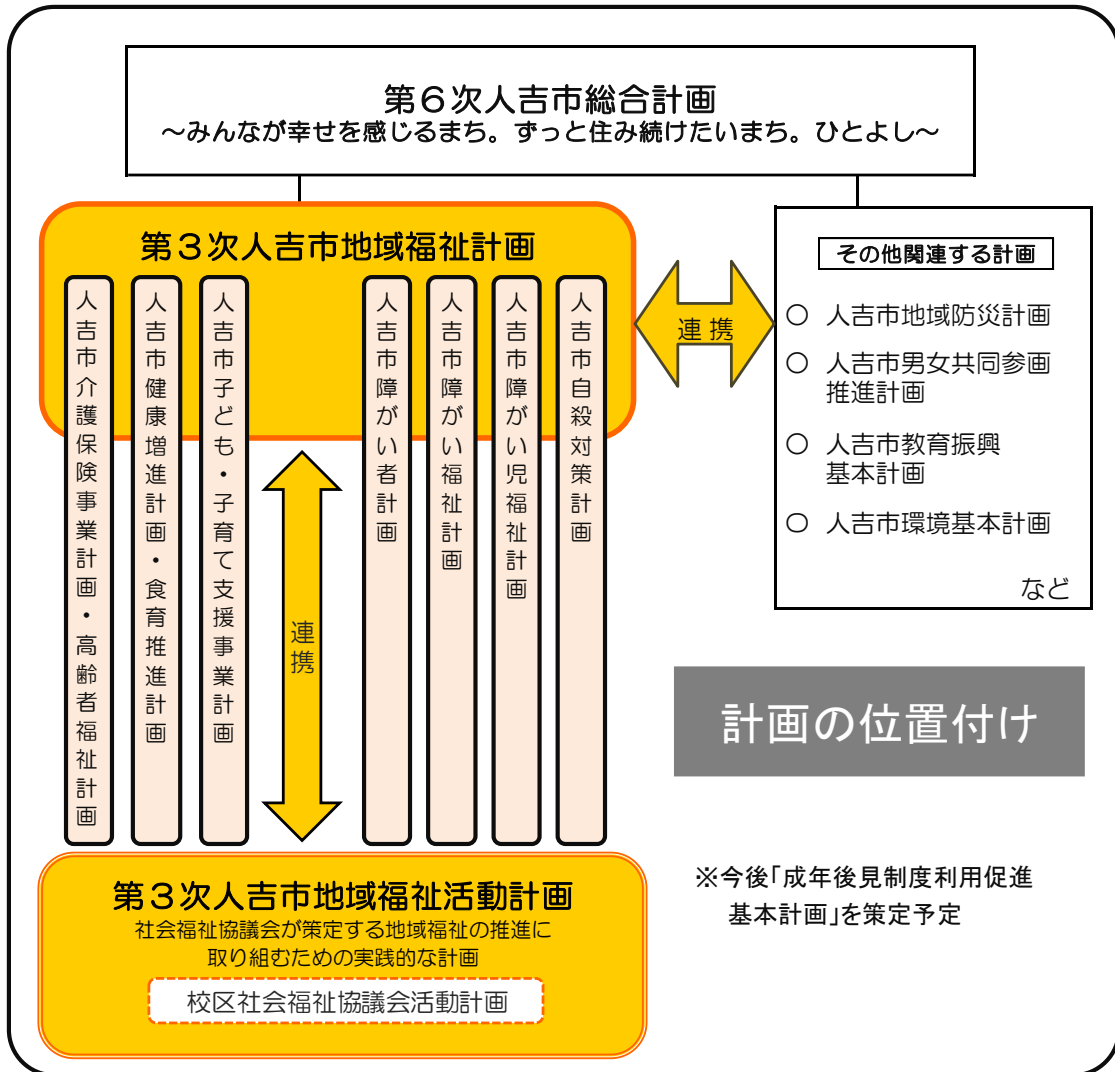
平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方に早期の自立を支援する第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援制度^{※6}が制定されました。社会情勢が変化するなかで、生活保護受給者以外でこれまで支援が十分でなかった生活に困窮されている方への支援を強化する趣旨のもので、本市では平成 27 年に人吉市社会福祉協議会内にひとよし生活困りごと支援センターを開設し、各種支援を行っています。

※6) 78 ページ参照

第1章 計画策定にあたって

(3) 計画の位置付け

本計画は、「第6次人吉市総合計画（令和2年度～令和9年度）」を上位計画とし、各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図りながら、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示すものです。



第2次計画では、すでに策定してある他の個別計画の部分が多く含まれていましたが、本計画策定においては、以下の考え方にに基づき、新たに盛り込む項目などについて検討・整理しながら、計画づくりを行いました。

市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野と重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については、既存計画が優先されることが適当である。（厚生労働省 HP「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」より）

第1章 計画策定にあたって

(4) 保健福祉分野に関連する個別計画の概要

各分野別計画の概要は、次のとおりです。これらの計画が地域福祉の視点で推進されるよう、随時情報交換などを行い、連携を図ります。

第7期人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（平成30年度～令和2年度）

介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるもので、本市の高齢者福祉施策の基本的方向性を示したものです。

第3期人吉市健康増進計画・食育推進計画（平成30年度～令和5年度）

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する計画であり、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりに向けて、市民の健康の増進を図るための基本的な事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく計画であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

第2次人吉市障がい者計画（令和2年度から令和8年度・中間見直し令和5年度）

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく計画であり、障がいを正しく理解し、支援する人と支援を必要とする人を結び、気軽に声をかけ合い、笑顔で、ともに生きるまちづくりを積極的に進めるものです。

第1期人吉市障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）

平成28年に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）されたことにより、第5期人吉市障がい福祉計画に併せて、児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るべく策定したものです。

第1章 計画策定にあたって

第5期人吉市障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定により、障がい者福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保を計画的に行うことを目的として策定したものです。

第1期人吉市自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、市民が健康で生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、計画的かつ効果的に自殺対策を実施するため、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等のさまざまな分野の機関や団体がそれぞれに役割を担いながら、連携、協力して取り組んでいくための計画です。

（5）その他の関連する計画の概要

人吉市地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条及び人吉市防災会議条例第2条に基づき、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市及び関係機関等の処理すべき業務などを具体的に定めたものです。

人吉市男女共同参画推進計画（第3次基本計画）

人吉市男女共同参画推進条例第3条に掲げられた6つの基本理念に基づき、すべての男女がともに支え合い、お互いの人権を尊重しながら、健康でいきいきと暮らすまちづくりを進めるための指針を定めたものです。

第2次人吉市教育振興基本計画（平成29年度～令和2年度）

国や熊本県の教育振興基本計画を参考にし、第6次人吉市総合計画のまちづくりの理念のもとで、どのように教育の振興を図るかその道筋を明らかにするために、人吉市教育の基本理念や目標を明確にし、それを具体化する施策を総合的、体系的に位置付けたものです。

人吉市環境基本計画（令和2年度～令和5年度）

人吉市環境基本条例第9条に基づく計画で、第6次人吉市総合計画や熊本県環境基本計画等と整合性を図りつつ、中・長期的視点に立って、環境づくりの指針を示したものです。また、人吉市総合計画を環境面から総合的・計画的に推進する部門計画としての性格も有しています。

第1章 計画策定にあたって

(6) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画の進捗状況や地域福祉をめぐる社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

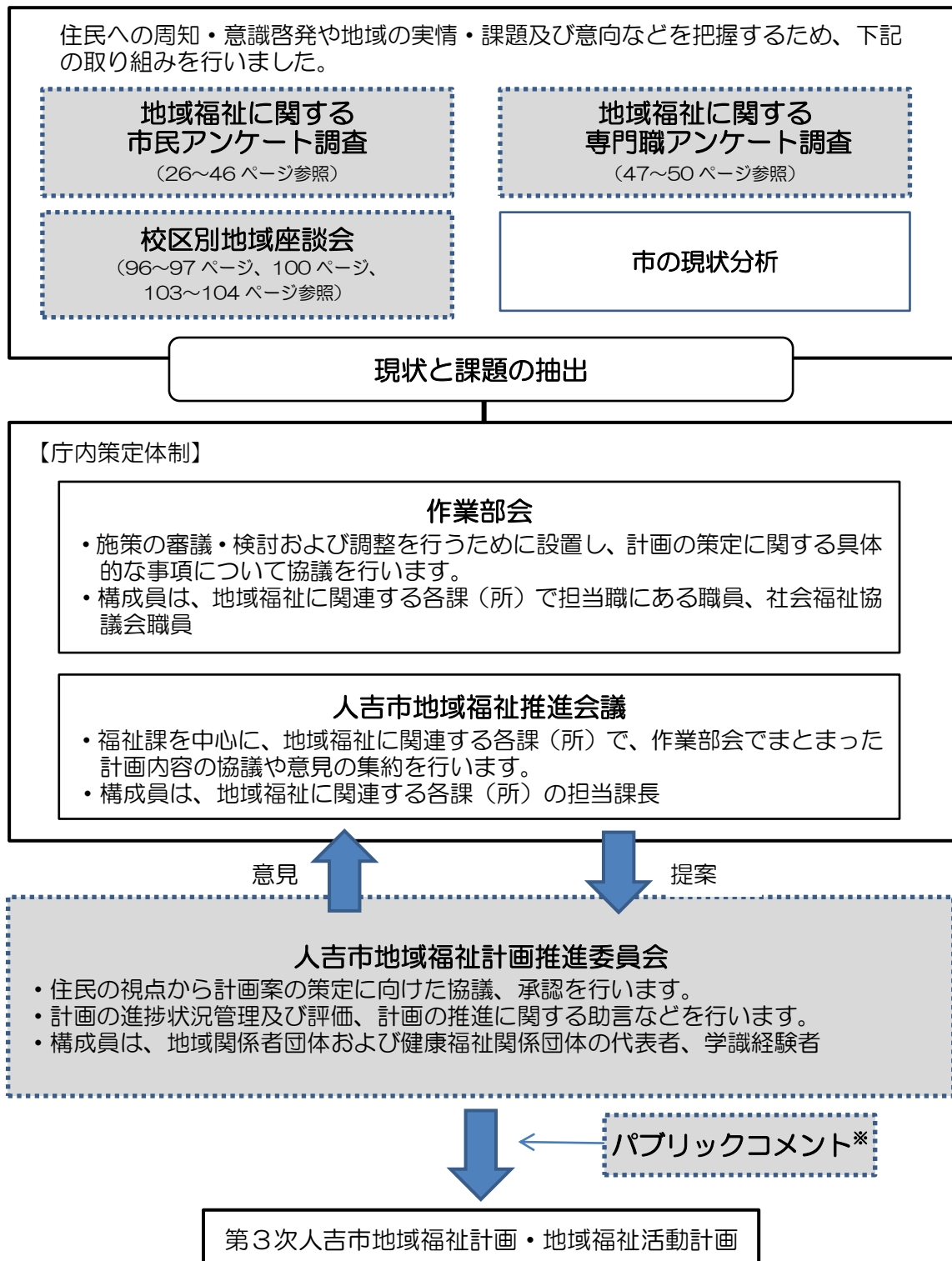
	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
総合計画	第5次（H24～31年度）					第6次（R2～9年度）								
地域福祉計画	第2次（H27～31年度）					第3次（R2～6年度）								
地域福祉活動計画	第2次（H27～31年度）					第3次（R2～6年度）								
介護保険事業計画 高齢者福祉計画	第6期（H27～29年度）				第7期（H30～R2年度）									
健康増進計画 食育推進計画	第2期（H26～29年度）				第3期（H30～R5年度）									
子ども・子育て 支援事業計画	第1期（H27～31年度）					第2期（R2～6年度）								
障がい者計画	第1次（H20～29年度※）					第2次（R2～8年度） 令和5年度中間見直し								
障がい福祉計画	第4期（H27～29年度）				第5期（H30～R2年度）									
障がい児福祉計画				第1期（H30～R2年度）										
自殺対策計画				第1期（R1～5年度）										

※障がい者計画 H24年度中間見直し

第1章 計画策定にあたって

(7) 計画の策定体制

※  は、市民参加による策定プロセス



※公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。

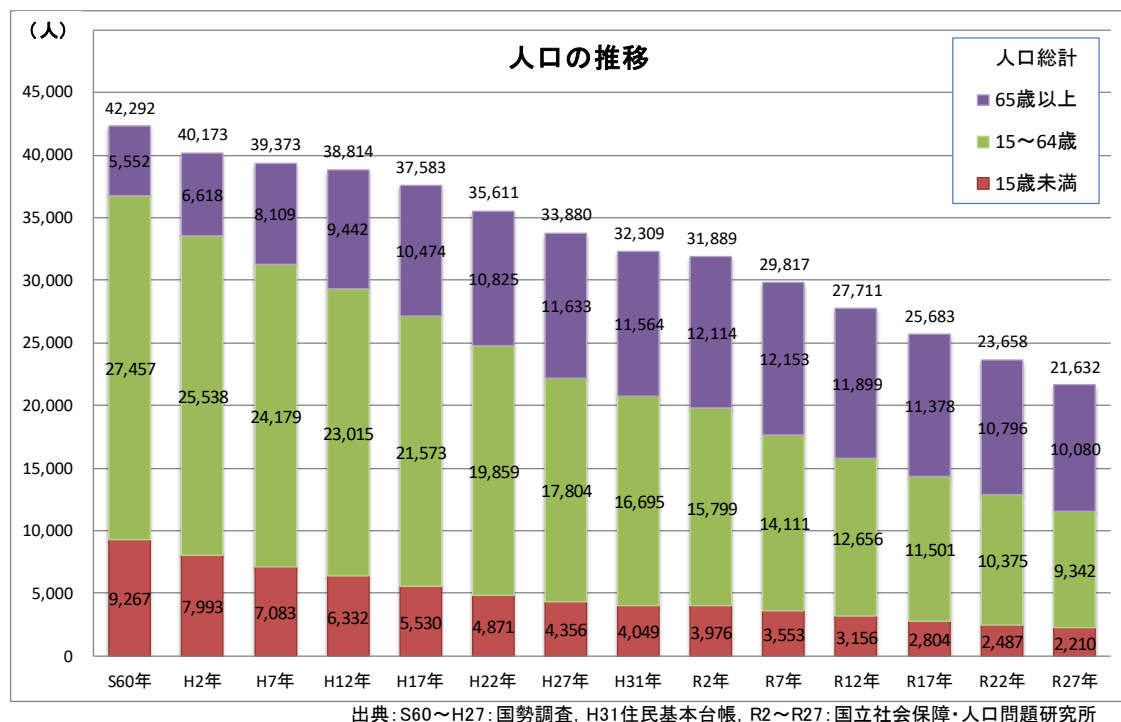
第1章 計画策定にあたって

3 統計から見える人吉市の現状

(1) 人口の状況

本市の人口は、昭和60年の国勢調査では、42,292人でしたが、その後減少しています。

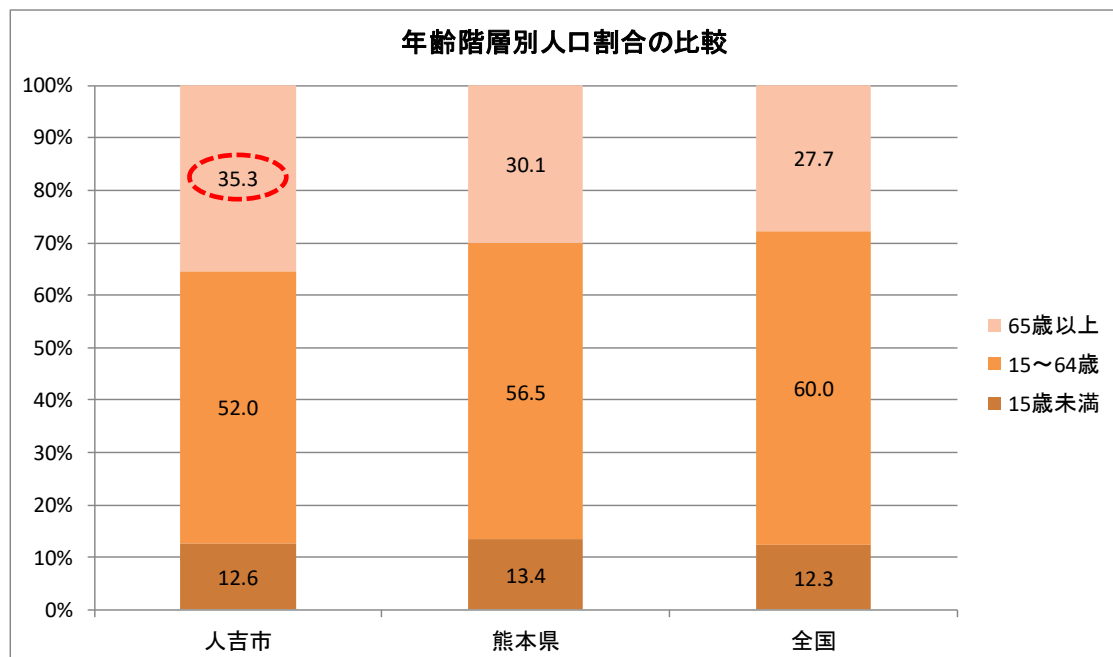
平成31年3月末では、32,309人となっており、このうち、外国人登録人口は、204人となっています。



※S60年～H27年までは年齢不詳者を含むため、合計と一致しません。

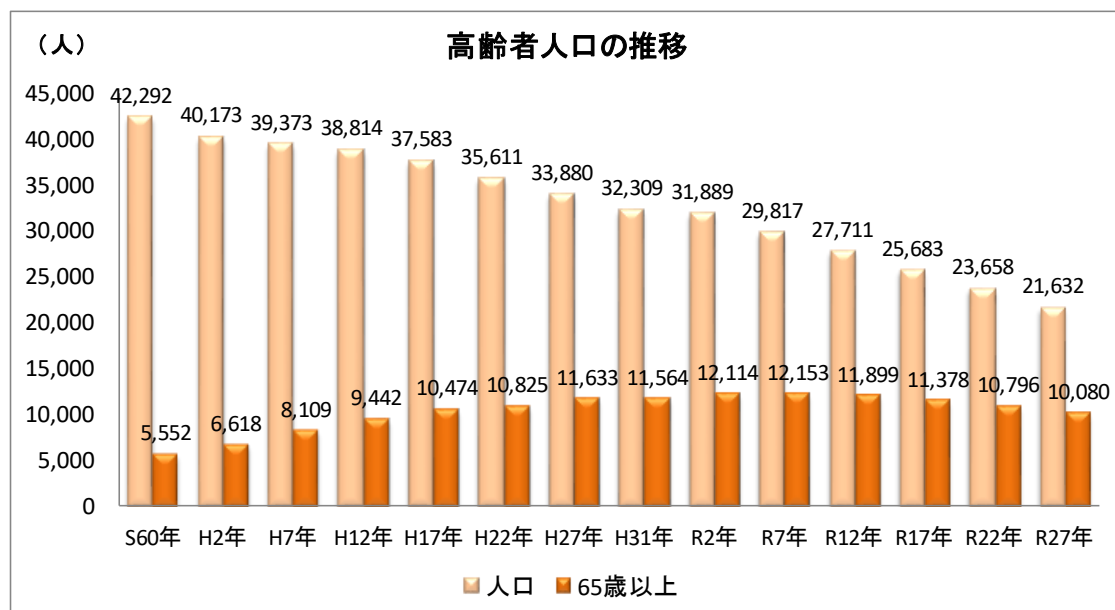
第1章 計画策定にあたって

平成30年9月末の年齢階層別人口割合を見ると、本市の65歳以上の割合は、全国や熊本県より高くなっています。



出典：総務省統計局：政府統計の窓口、人吉市統計年鑑

本市の高齢者（65歳以上）は年々増加し、平成31年3月末で11,564人、総人口に占める割合（高齢化率）は、35.8%となっており、令和7年には、高齢者数12,153人に増加し、高齢化率は40.8%まで上昇すると予測されます。



出典：S60～H27国勢調査、H31住民基本台帳、R2～R27国立社会保障・人口問題研究所

第1章 計画策定にあたって

(2) 世帯数及び1世帯あたりの人員の推移

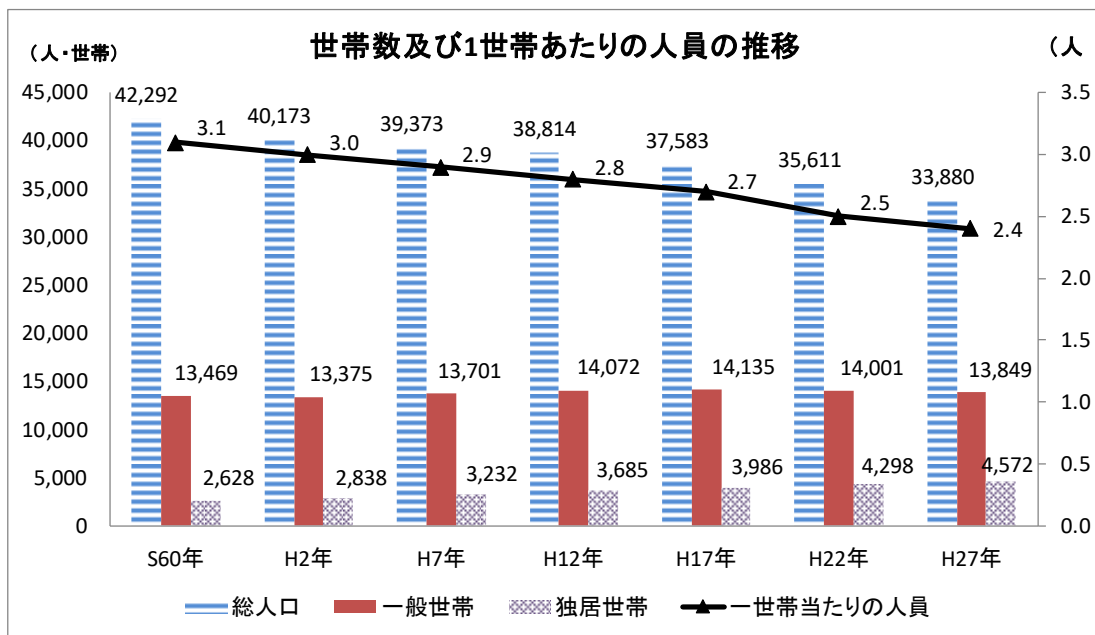
本市の総人口は、年々減少しており、世帯数もなだらかな減少傾向となっています。

また、1世帯あたりの人員も減っており、家族のなかで、助け合うことが難しい状況と思われます。

高齢者について、世帯構造からみると、高齢者世帯、高齢者独居世帯の増加が見られ、特に高齢者独居世帯は、平成22年の1,894世帯から、平成27年の2,076世帯へと5年間で182世帯増加しており、今後も増加する見込みです。

	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
総人口	42,292	40,173	39,373	38,814	37,583	35,611	33,880
一般世帯	13,469	13,375	13,701	14,072	14,135	14,001	13,849
一世帯あたりの人員	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.5	2.4
独居世帯	2,628	2,838	3,232	3,685	3,986	4,298	4,572
65歳以上の 高齢者独居世帯	646	856	1,164	1,427	1,689	1,894	2,076

出典：S60～H27国勢調査

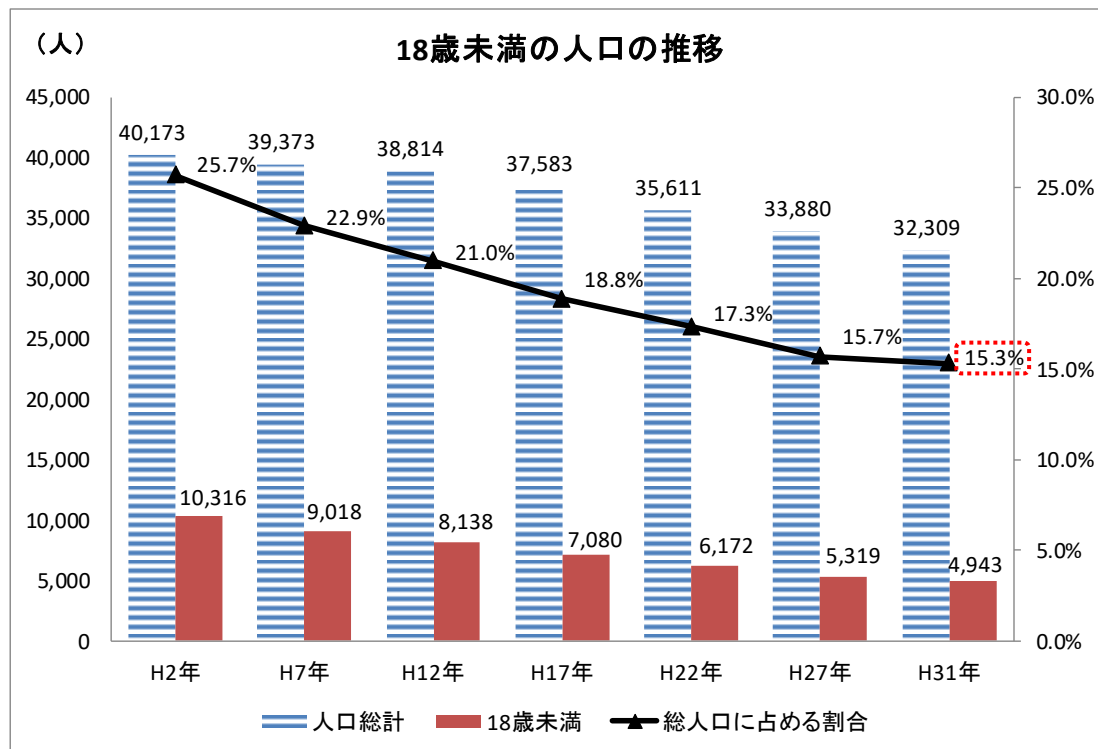


国勢調査による世帯数は、各実施年により定義が異なる場合がある。
一般世帯数とは、総世帯から施設等の世帯を除いたもの。

第1章 計画策定にあたって

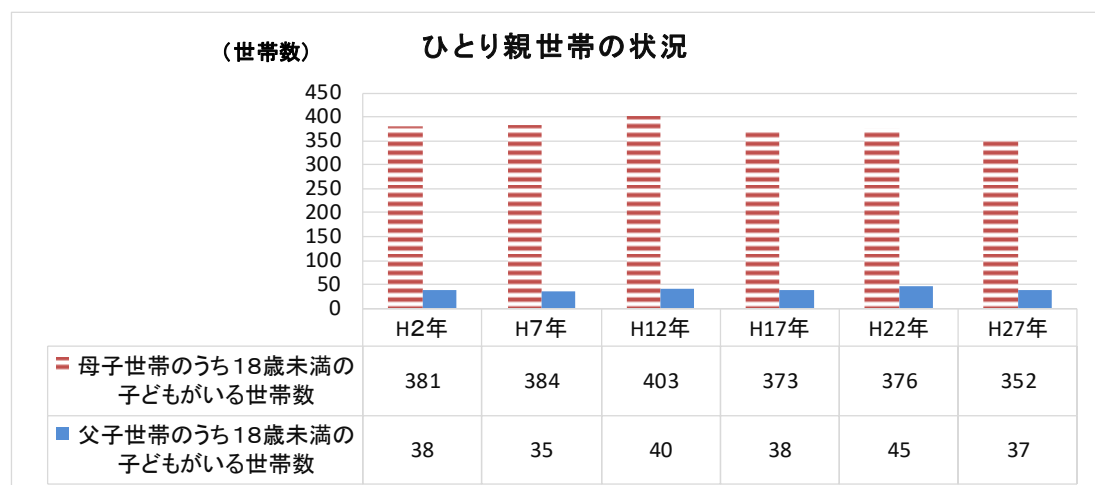
(3) 子ども・子育て家庭の状況

18歳未満の人口は、年々減少を続けており、平成31年3月末では、4,943人、総人口に占める割合は15.3%となっており、今後も減少が見込まれます。



出典: H2～H27: 国勢調査, H31住民基本台帳

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、平成12年が最も多く、平成27年は、母子世帯352世帯、父子世帯37世帯となっています。



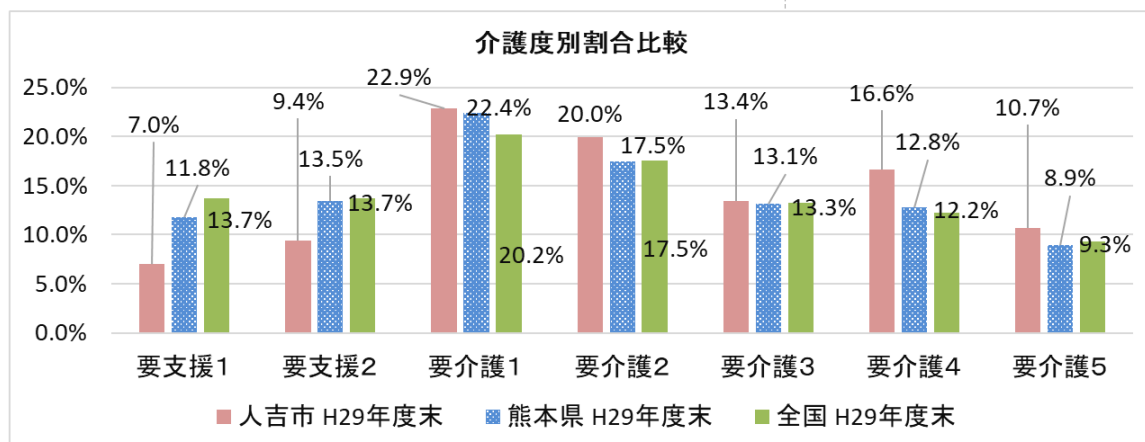
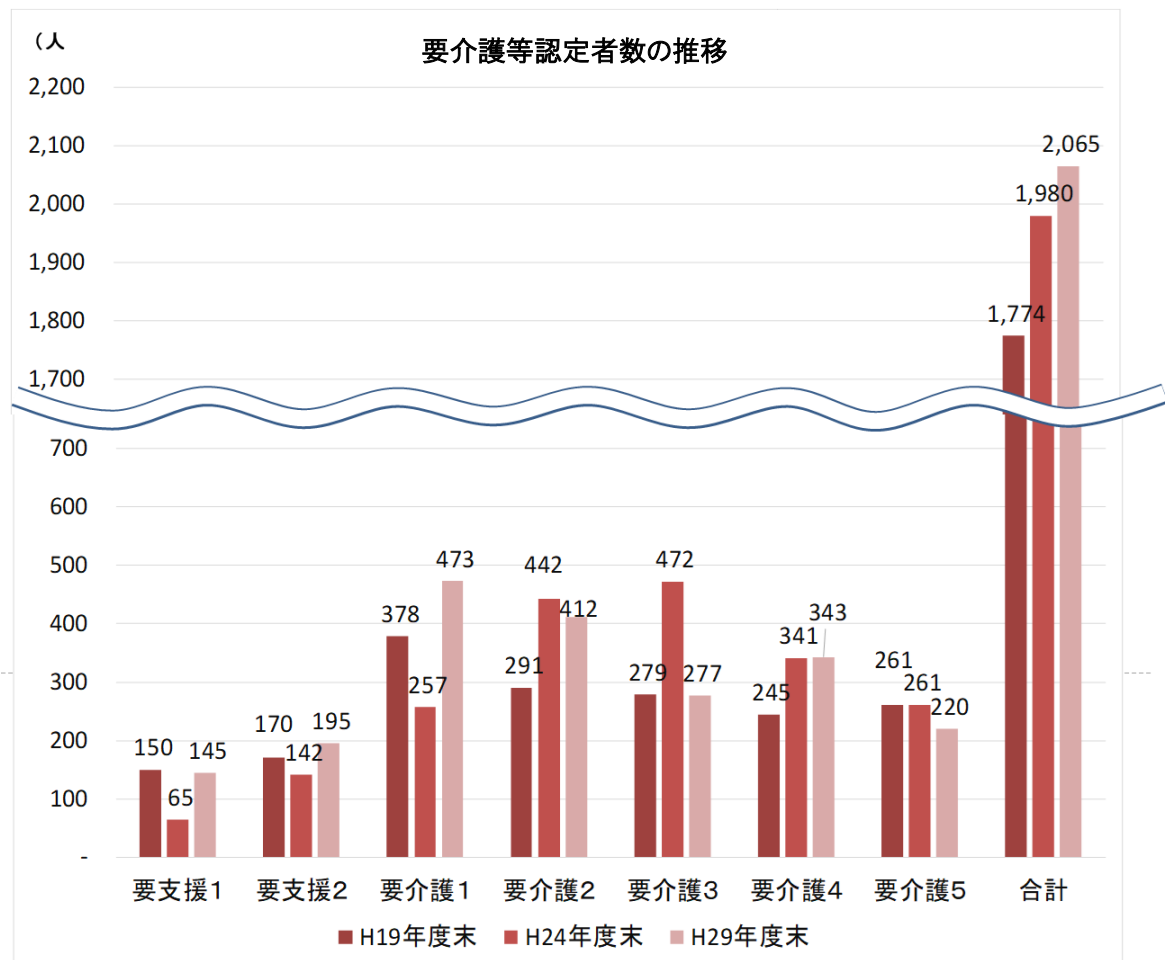
出典: 国勢調査

第1章 計画策定にあたって

(4) 要介護等認定者の状況

平成29年度末の要介護等認定者数は、2,065人であり、平成24年度末の1,980人と比べ、85人、4.3%増加しています。

介護度別で割合を比較してみると、本市では、要介護1から要介護5の認定者の割合が熊本県や全国を上回っています。

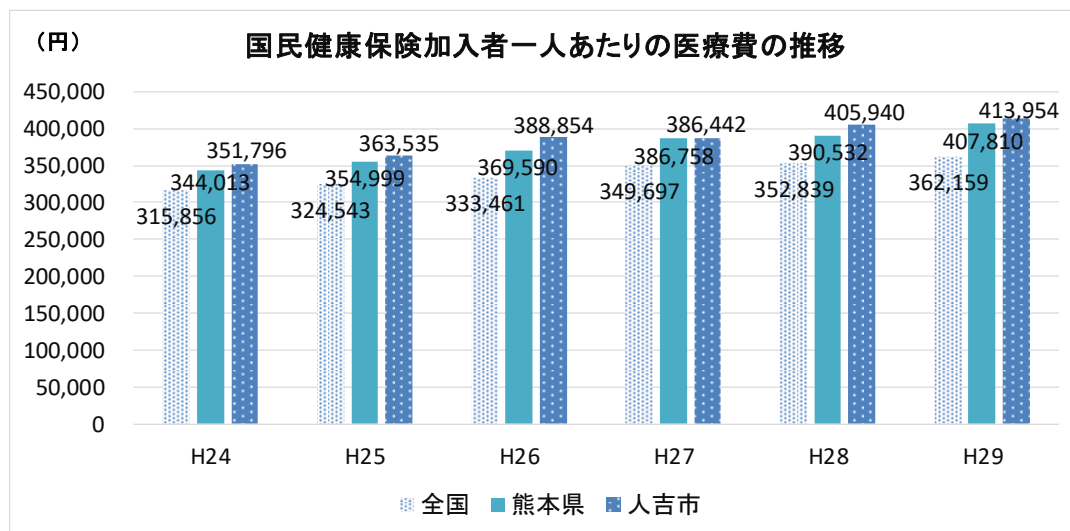


出典：介護保険事業状況報告

第1章 計画策定にあたって

(5) 国民健康保険加入者一人あたりの医療費

本市の国民健康保険加入者一人あたりの医療費は、全国、熊本県と比較して高額となっています。



(6) 障がいのある人の状況

平成 30 年度末の障害者手帳^{※1}所持者数は、身体障害者手帳^{※2}が 1,496 人、療育手帳^{※3}が 353 人、精神障害者保健福祉手帳^{※4}が 276 人で、人口に対する手帳所持者の割合は、6.58%となっています。

5 年前と比較すると、身体障害者手帳所持者が 25.5%減、療育手帳所持者が 12.1%増、精神障害者保健福祉手帳所持者が 10.0%増となっています。

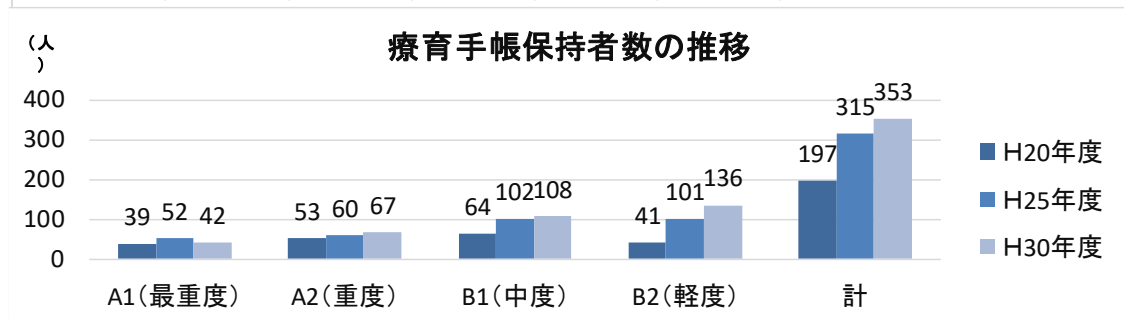
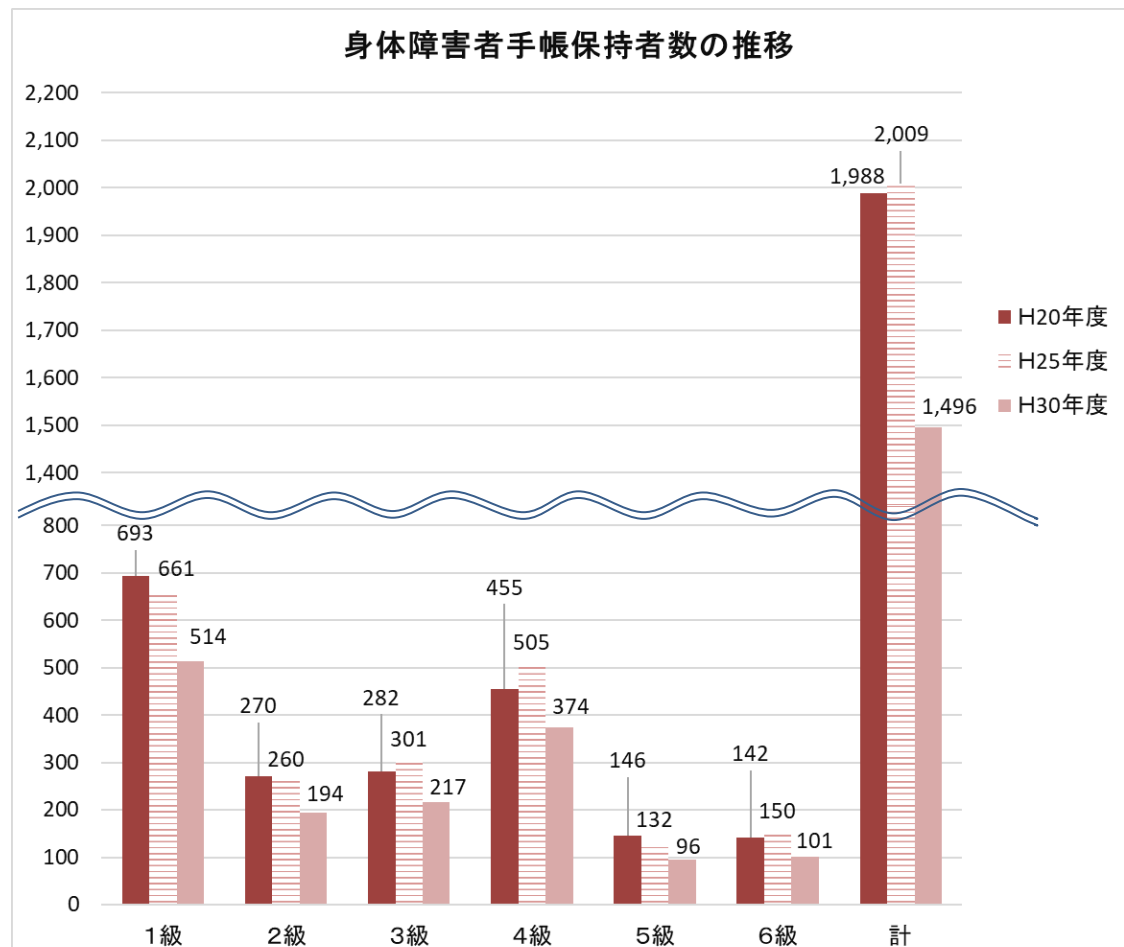
※1) 障害者手帳には「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

※2) 目や耳、手足、内臓などに一定支援以上の永続する障がいのある人に対して交付されます。

※3) 知的障がい児(者)に対して交付されます。一般的知的機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが 18 歳代までに現れるもの。判定は年齢等により熊本県福祉総合相談所または八代児童相談所で行われ、「知能・発達障がいの程度」と「介護度」によって総合的に判定されます。

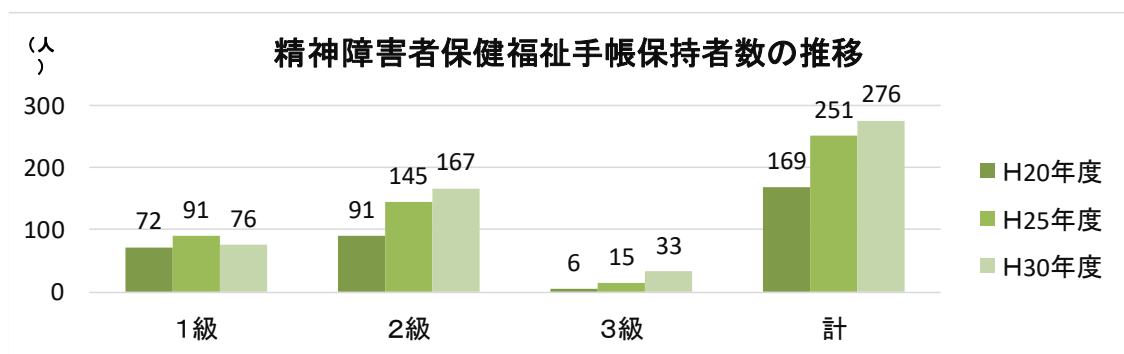
※4) 精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に対して交付されます。

第1章 計画策定にあたって



A1(最重度) 知能指数20以下
B1(中度) 知能指数36～50

A2(重度) 知能指数21～35
B2(軽度) 知能指数51～75



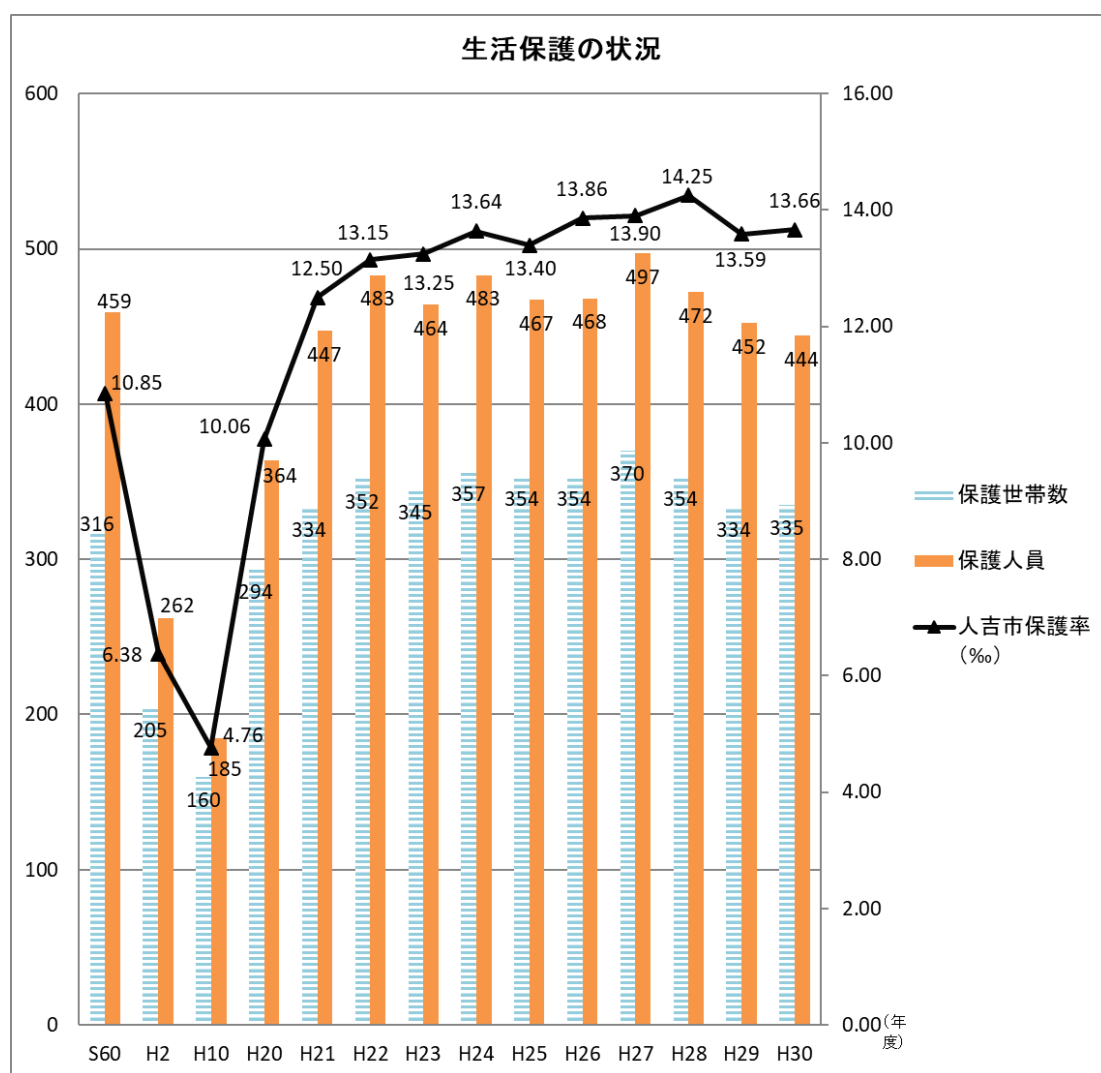
出典：人吉市福祉事務所

第1章 計画策定にあたって

(7) 経済的な支援を要する人の状況

○生活保護

保護率は、昭和60年度は、10.85%でしたが、その後は減少し、平成10年度には、4.76%となりました。その後増加に転じ、平成28年度末には14.25%と過去最高の数値を示しています。これは、平成20年に起こったリーマンショック※1を契機とする世界経済、金融情勢の悪化に伴い、雇用と生活に大きな打撃を与え、多くの失業者や生活困窮者を生み出しました。同時に、医療や介護を必要とする高齢者の貧困の格差も拡大しており、その結果、生活保護の相談、保護申請の増加につながったものと考えられます。



‰(パーミル) …1000分の1を1とする単位

出典：人吉市福祉事務所

※1) 2008年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事を、これが世界的金融危機の大きな引き金となったことに照らして呼ぶ表現。それに続く金融危機や不況なども含めて意味する表現としてよく使われています。

第1章 計画策定にあたって

○生活困窮者への支援

平成 27 年に人吉市社会福祉協議会内にひとよし生活困りごと支援センターを開設し、関係機関と連携して各種支援を行っています（詳細は 78 ページ）。開設から 6 年目を迎え、地域住民への認知度が向上してきたことにより、相談件数は年々増加傾向にあります。今後も生活困窮者が早期に相談ができ、適切な支援につながるよう取り組んでいくことが必要になります。

【H30 年度支援実績】

事業	件数	実施主体
自立相談支援事業	96	人吉市
住居確保給付金事業	2	人吉市
家計改善支援事業	52	人吉市
就労準備支援事業	11	人吉市
学習支援事業	6	人吉市
生活福祉資金利用者数	1	熊本県社会福祉協議会
人吉市小口福祉資金貸付利用者数	7	人吉市社会福祉協議会
消費生活センター相談(生活困窮)	17	人吉市

(8) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、在宅の高齢者や障がいのある人などの要配慮者のうち、特に支援を要する人をいいます。災害時に一人暮らしなどで、自力で避難が出来ない人や不安に思われている人が、福祉台帳（避難行動要支援者）に登録することにより災害に備え、その情報を防災機関などで災害時の安否確認・避難・救助活動や防災訓練（災害時等支え合いマップ作成）などに活用しています。

平成 31 年 4 月末の避難行動要支援者登録者数は 1,060 人で、平成 26 年 4 月末と比べ、69 名減少しています。

【避難行動要支援者登録者数】

- 1,060 人（平成 31 年 4 月末）
- 1,129 人（平成 26 年 4 月末）
- 1,066 人（平成 22 年 4 月末）

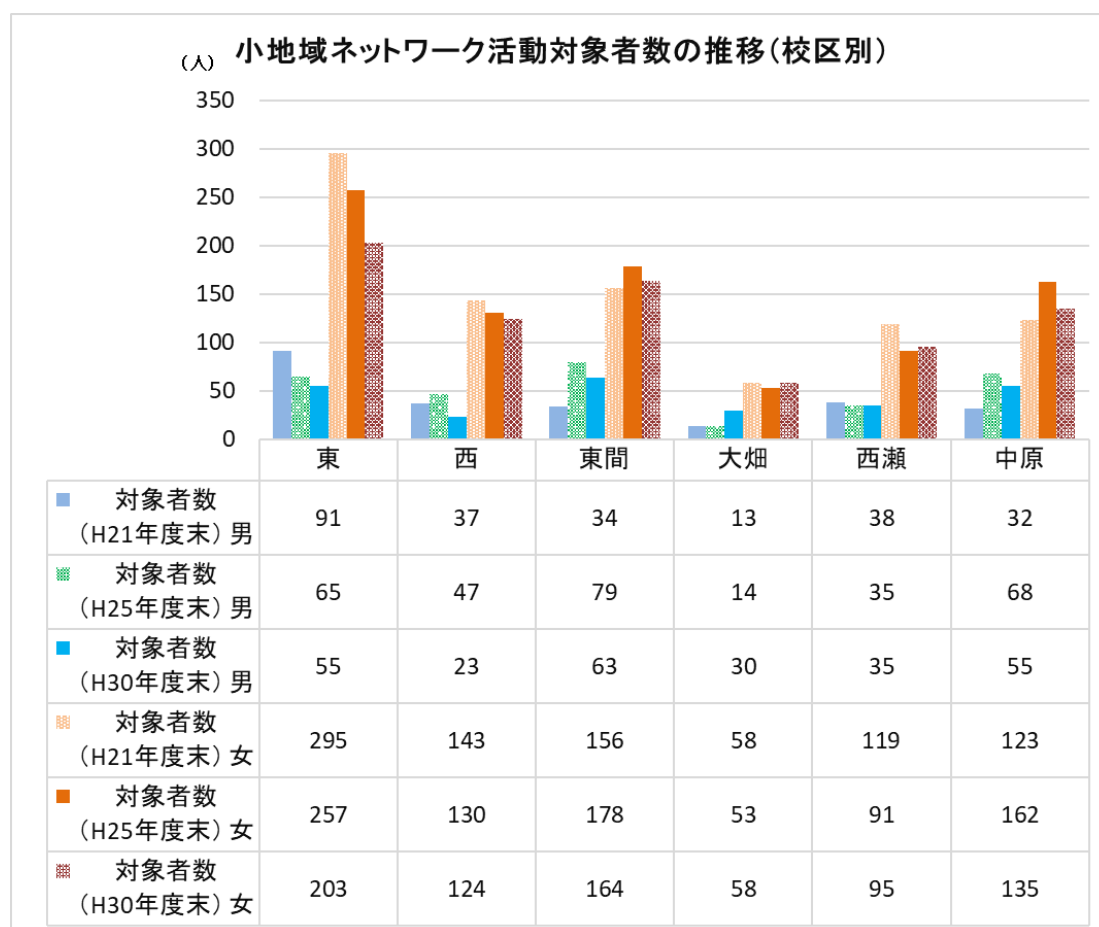


第1章 計画策定にあたって

(9) 小地域ネットワーク活動

小地域ネットワーク活動とは、各校区社会福祉協議会と町内会を中心に、一人暮らしなどで生活に不安を持っている方などの在宅生活を支えるための小地域（町内）をベースにした見守り活動のことで、地域住民による支え合い・助け合い活動を進めています。

地域住民と民生委員児童委員、くらし見守り相談員、町内会長、老人クラブ（シニアクラブ）（シルバーヘルパー）などの関係者が連携する見守り活動や支え合い・助け合い活動は、住民同士の安心の絆を育み、信頼関係を築いています。



☆小地域ネットワーク活動の対象者については、93 ページをご覧ください。

第1章 計画策定にあたって

4 第2次計画の振り返り

(1) 取り組みの方向性

地域福祉に関するアンケート調査や校区别地域座談会のなかで、ご近所付き合いや地域のつながりが少なくなっていることなどが浮かび上がった一方で、地域とのつながりが求められていることがわかりました。このことから、一人ひとりが自分らしい幸せな生活を送るために、自助・共助・公助の役割分担を考慮し、住民、ボランティア、関係団体、事業者、行政、社会福祉協議会がお互いの特性を活かして、相手を大切に思う気持ちを持ち、しあわせいっぱい福祉のまちづくりを目指すものとして、「ひとを思いやり ともに支え合う よろこびあふれる しあわせのまち ひとよし」を基本理念に、4つの基本目標に従って取り組みを展開してきました。

(2) 成果

第2次計画の取り組みの推進を通じて、以下の成果が得られました。

基本目標1 みんなで育もう！ 思いやりの心

- ・地域住民や地縁組織（町内会、民生委員児童委員、子ども王国保安官、くらし見守り相談員など）による子どもの登下校の見守りやあいさつ運動、高齢者への日常的な声かけや見守り活動による生活課題の把握や解決に向けた検討、人権に関する講演会開催などを通じて、思いやりの心の醸成を図ることができました。

基本目標2 みんなでつなごう！ 地域の輪

- ・町内活性化の取り組みを支援するための各校区支部市政懇談会の開催、公民館やコミュニティセンターなどを中心とした交流の場の提供と内容の充実、障がい福祉サービス事業所や支援団体などによる健常者と障がいのある人との交流イベントなどを通じて、地域住民同士のつながりを深めることができました。
- ・小地域ネットワーク※¹を核に、地域の福祉課題を共有し、考え、解決する仕組みづくりを進めています。

※1）6つの校区（小学校区）社協を中心に、一人暮らしなどで生活に不安を持っている方が、安心して生活できるようにするため、小地域（町内）をベースにした見守りのネットワーク活動のこと。

基本目標3 みんなでつくろう！ 安心して暮らせるまち

- ・各種地縁組織による定期的な訪問活動や、災害時等支え合いマップ※²作成の促進、高齢者、教育、子育て、就労、消費者問題など各種相談窓口の設置により、支援を必要とする人の把握、支える体制整備を行うことができています。
- ・平成29年度から自治振興課内に空き家対策係を設置、平成31年4月より『人吉市空き家等対策計画』を策定したことにより、空き家等の利用促進や地域住民の生活環境保全についての取り組みが進んでいます。

第1章 計画策定にあたって

※2) 災害時に避難行動に支援が必要な方、いわゆる「避難行動要支援者」を、災害が発生した時に、誰が支援者として避難支援するものかを確認し、地域の危険箇所などの情報（町内にある助け合いや支え合いの仕組みを、要支援者の支援に活かすため、住宅地図上に丸いシールを貼って作成）を、地域住民が日頃から共有し、いざという時に備えるもの。

基本目標4 みんなで進めよう！ 生きがいと幸せを感じられるまち

- 行政や各団体において健康教室の場の提供、普及拡大に努め、地域住民の健康づくりにつながる取り組みを推進することができました。
- 平成27年4月に国の制度として「生活困窮者自立支援制度」が始まり、本市においても、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。人吉市社会福祉協議会との連携により、生活困窮者が社会とのつながりを実感する場面も多く見られるようになりました。
- 障がいのある人の自立促進に向けて、平成29年度からは人吉球磨雇用対策促進協議会も協議に加わり、具体的な手法について検討することができました。

（3）第3次計画に引き継がれる課題

第2次計画から以下の課題を引き継ぎ、第3次計画で取り組みを進めていきます。

- 障がいや障がいのある人に対する理解への取り組みは継続していますが、偏見や差別が全くない状況にあるとは言い切れないことから、幼少期から、障がい理解を深める取り組みが必要です。
- ボランティア活動に関心を持つ人は少なくないものの、そうした方々が、地域福祉活動につながっていないのが現状です。支え合いの仕組みに不可欠な人材を確保するため、福祉に関する知識や素養のあるなしに関わらず、地域福祉活動に興味のある人を見つけ、育成する取り組みと、取り組み後に、実際に地域福祉活動に参加してもらえるような環境づくりが必要です。また、地域の福祉課題を共有し、考え、解決する仕組みづくりを進めていくことも必要です。
- これからの高齢社会では、家族だけで支えることに限界があるため、地域での世代を越えた人々との間で「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」という考え方のもと取り組みを推進することが必要です。
- 医療、介護の各機関および地縁組織（町内会、民生委員児童委員、くらし見守り相談員、老人クラブなど）との連携強化、及び、地域包括ケアシステムの実現のために、地域包括支援センターの機能強化が必須です。
- 生活困窮者の自立支援について、地域とのつながりを孤立させないように、相談者に寄り添いながら解決への糸口を見い出す取り組みが必要です。
- 障がいのある人の自立促進について、就労系の障がい福祉サービスに加え、農商工関係との連携による就労促進を図っていく必要があります。

第1章 計画策定にあたって

5 地域福祉を取り巻く状況

本計画策定にあたり、地域住民の地域福祉についての意見や日常生活での課題・問題点を把握するため、地域住民や福祉に関わる専門職を対象にしたアンケート調査、校区別地域座談会（96～97 ページ、100 ページ、103～104 ページ参照）を実施しました。

■市民アンケート調査の実施概要

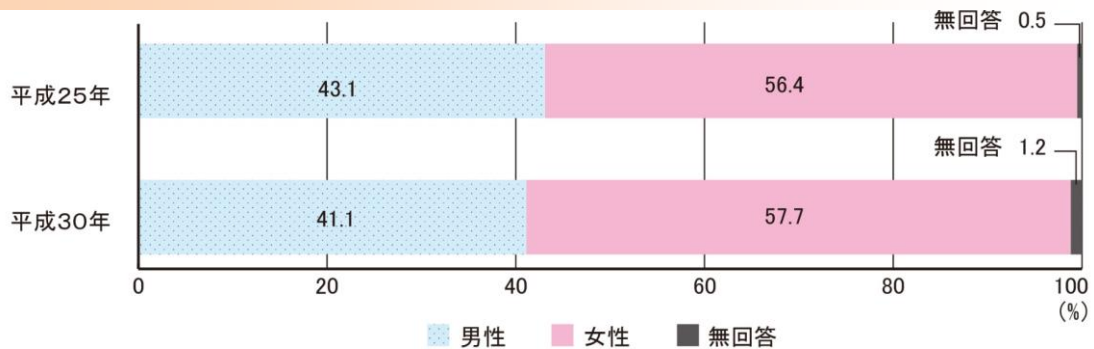
調査対象者	人吉市内に住む 20 歳以上の方 2,000 人を無作為抽出
調査方法	対象者に郵送で調査票を配布し、記入後、返信用封筒で返送
調査期間	平成 30 年 10 月 9 日（火）から平成 30 年 10 月 22 日（月）
回収数	884 人 ※平成 25 年実施分は、1,072 人
回収率	44.2% ※平成 25 年実施分は、53.6%

※平成 25 年 10 月にも同様のアンケート調査を実施しており、2つの結果を比較することにより、その後の推移を把握しています。ただし、アンケート内容が一部異なるため、平成 25 年の結果データがなく、比較できないところもあります。

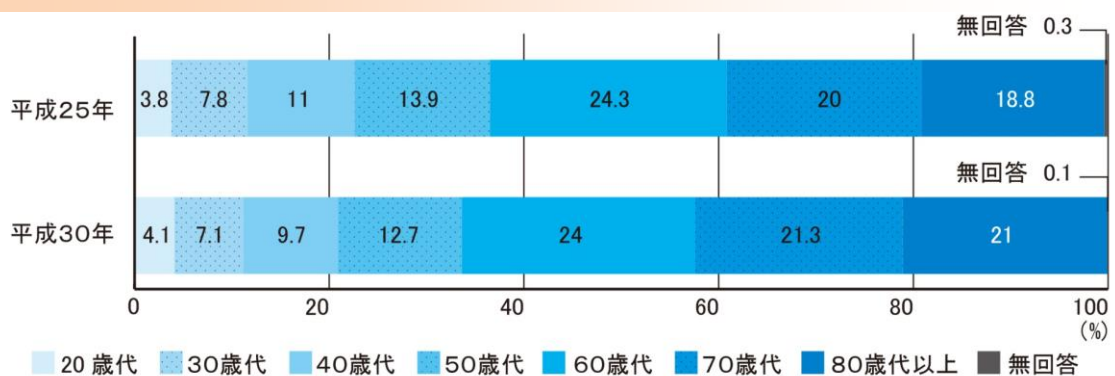
※割合はすべて百分率で表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が 100%にならないところもあります。

※問 29（自由記述欄）については、巻末の資料編 110～115 ページに掲載しています。

問 1. あなたの性別を教えてください。【どちらかに○】

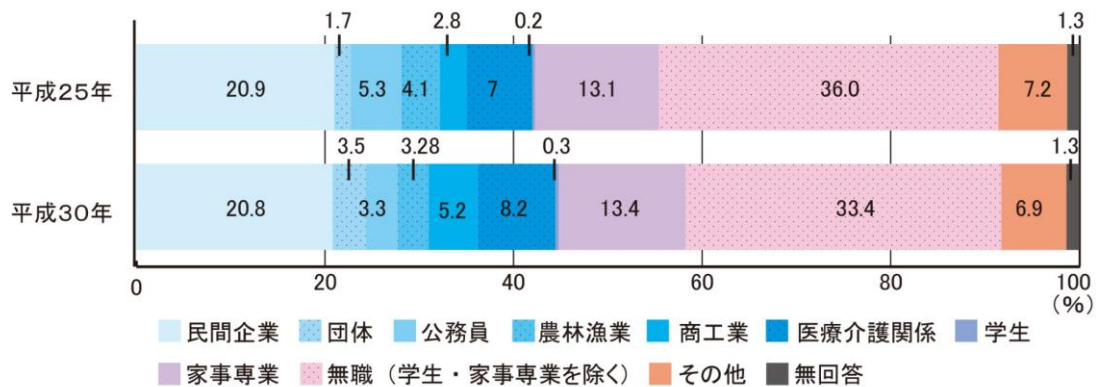


問 2. あなたの年齢を教えてください。【○は1つだけ】

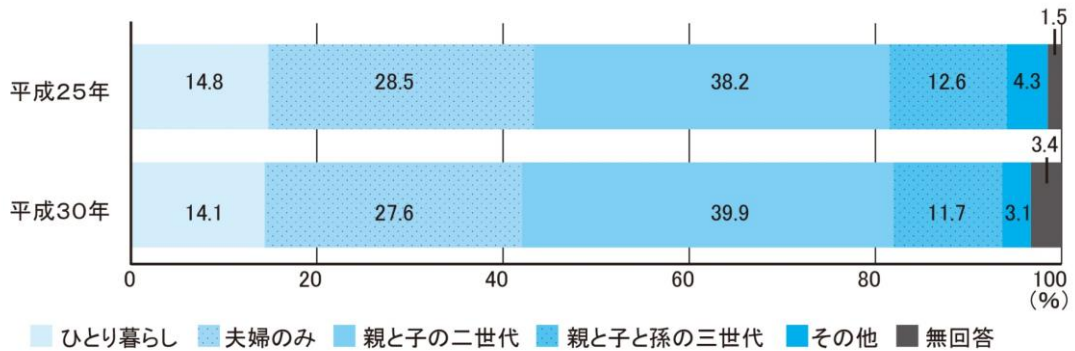


第1章 計画策定にあたって

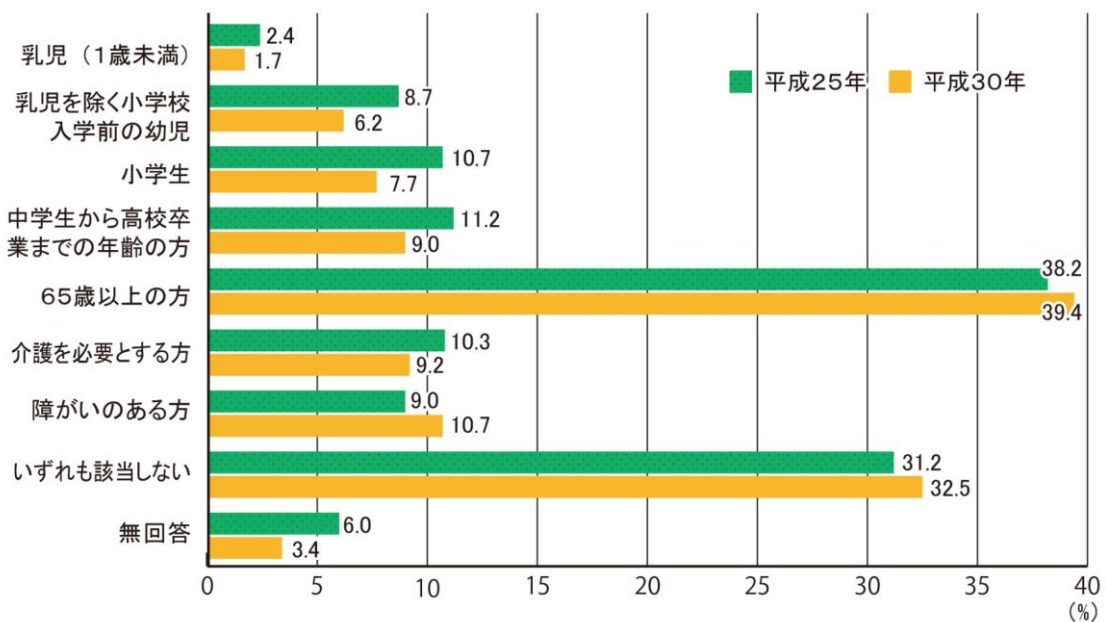
問3. あなたの職業を教えてください。【主なもの1つに○】



問4. あなたの家族構成を教えてください。【○は1つだけ】

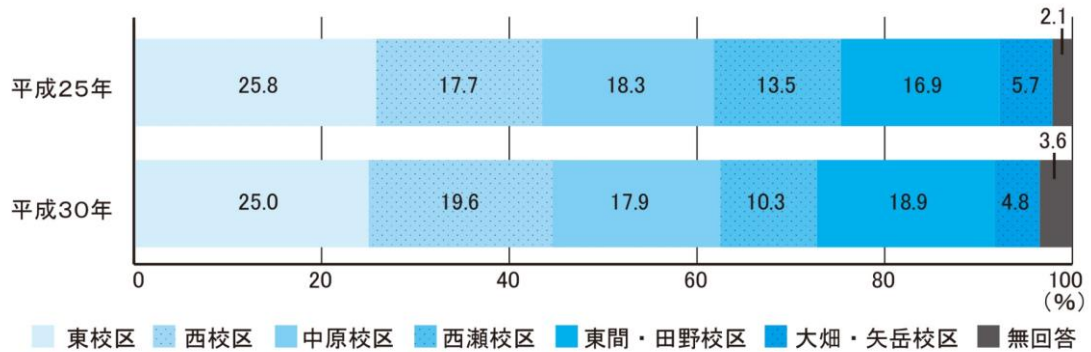


問5. あなた自身、もしくはあなたが一緒に住んでいる家族の中に、次のような方はいますか。【あてはまるものすべてに○】

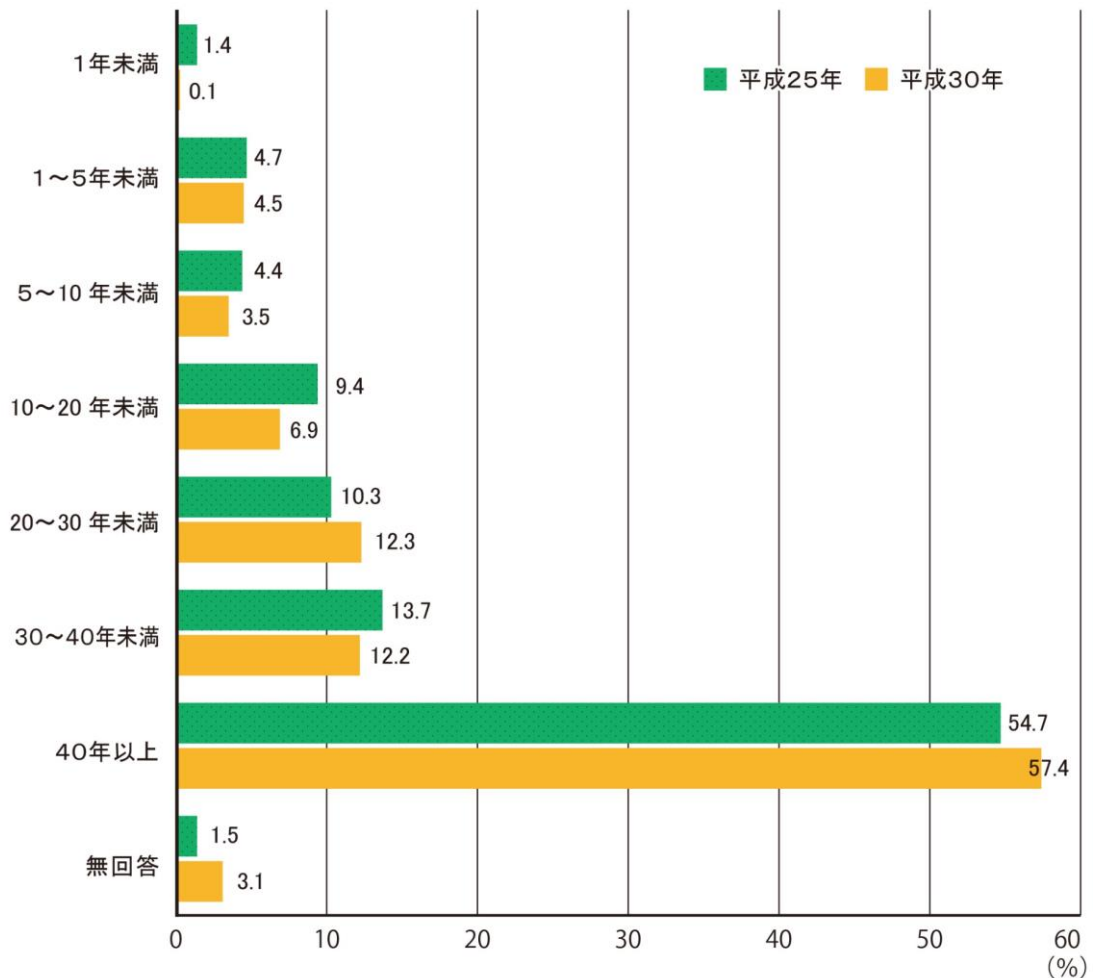


第1章 計画策定にあたって

問 6. あなたのお住まいになっている小学校区を教えてください。【〇は1つだけ】

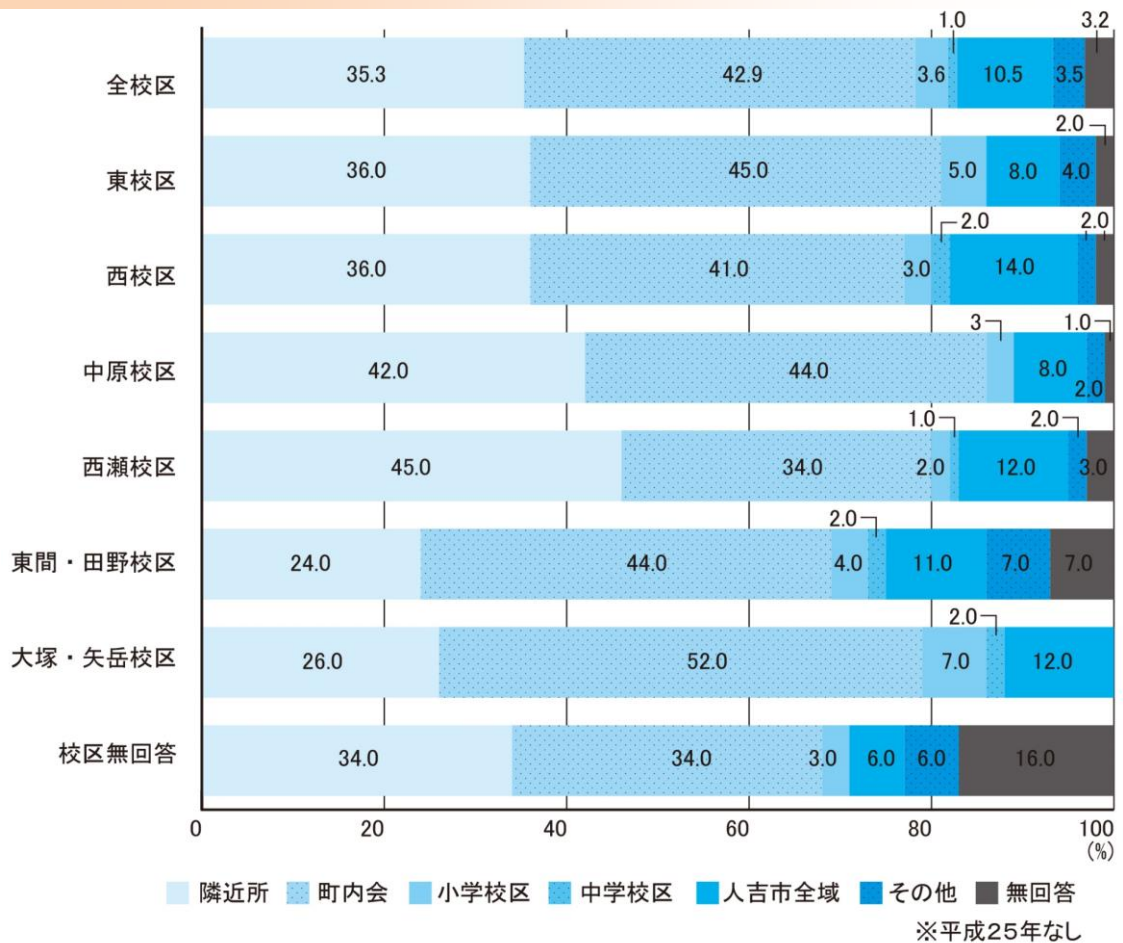


問 7. 人吉市に生まれて何年になりますか。(通年)【〇は1つだけ】これまで、市外に転出されたことがある方は、転出前に住んでいた期間も合わせてください。

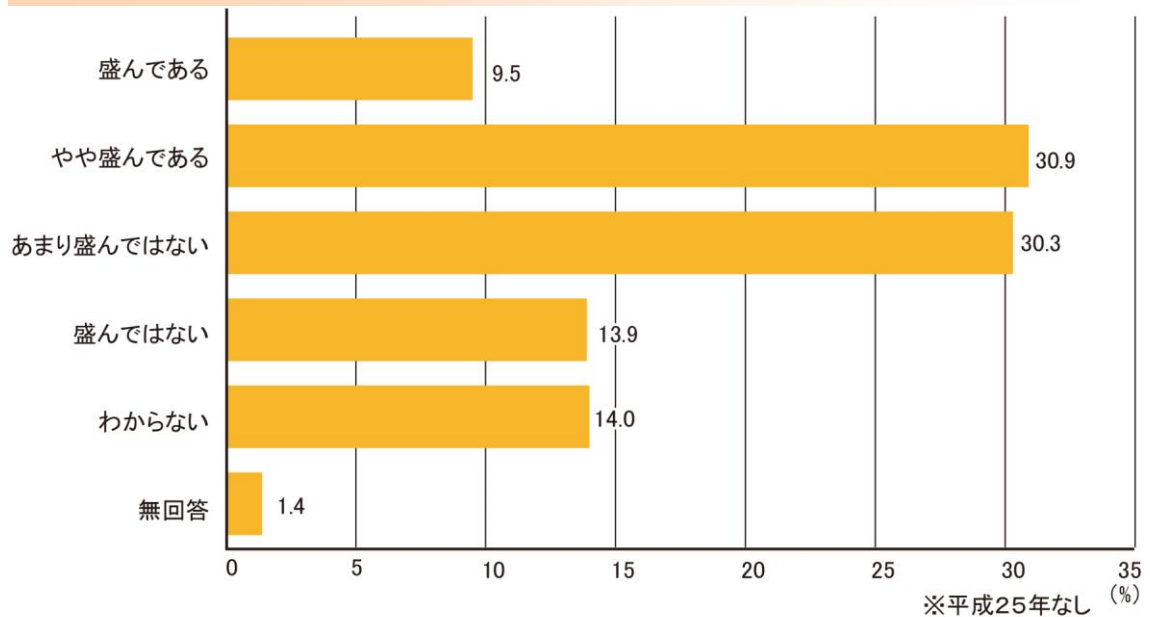


第1章 計画策定にあたって

問8. あなたにとって、住民が一体感をもって互いに助け合うことのできる「地域」とはどの範囲のことをいいますか。【〇は1つだけ】

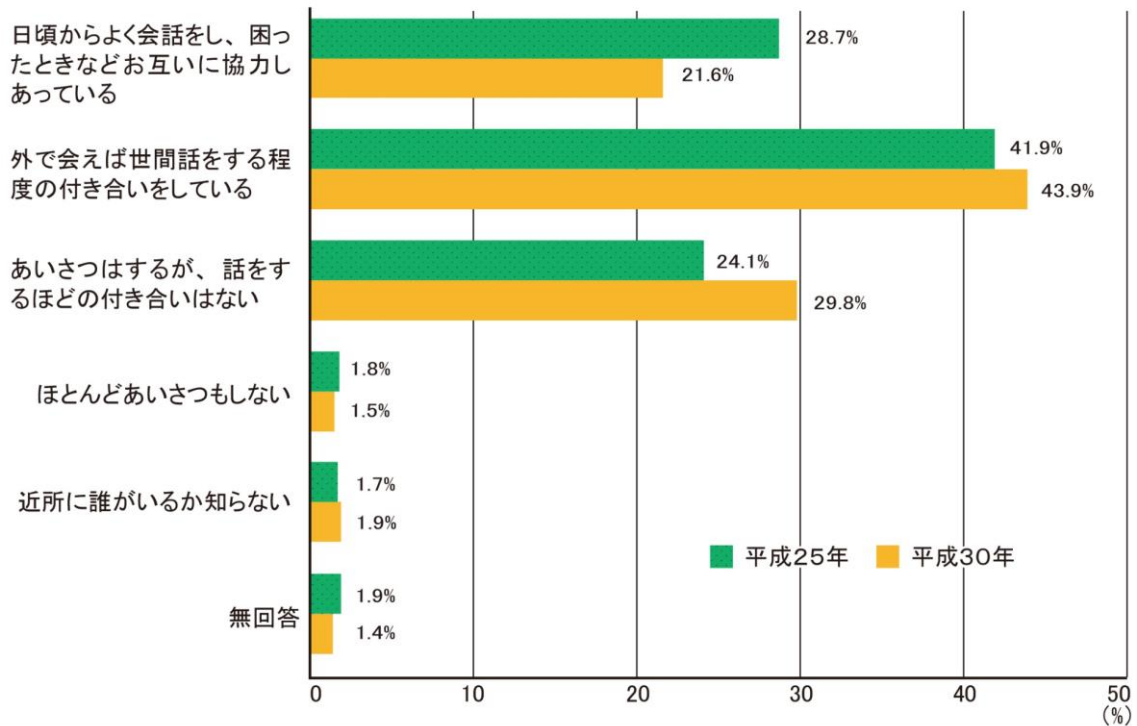


問9. あなたが住んでいる地域では住人の交流（近所付き合い）が盛んだと思いますか。【〇は1つだけ】

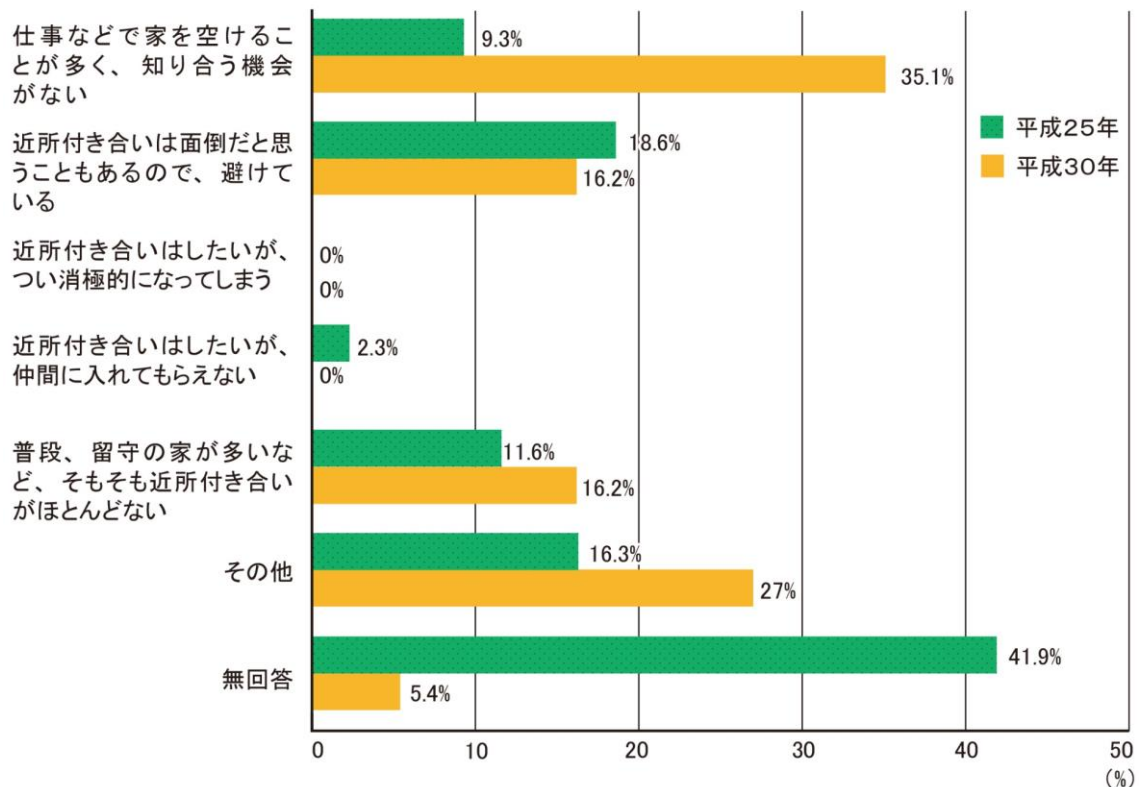


第1章 計画策定にあたって

問 10. あなたは、現在、どの程度近所付き合いをされていますか。【〇は1つだけ】



問 10-1. 問 10 で「4. ほとんどあいさつもしない。」「5. 近所に誰がいるか知らない。」と答えた方にお伺いします。ほとんど付き合いをされていない理由は何ですか。【あてはまるものすべてに〇】



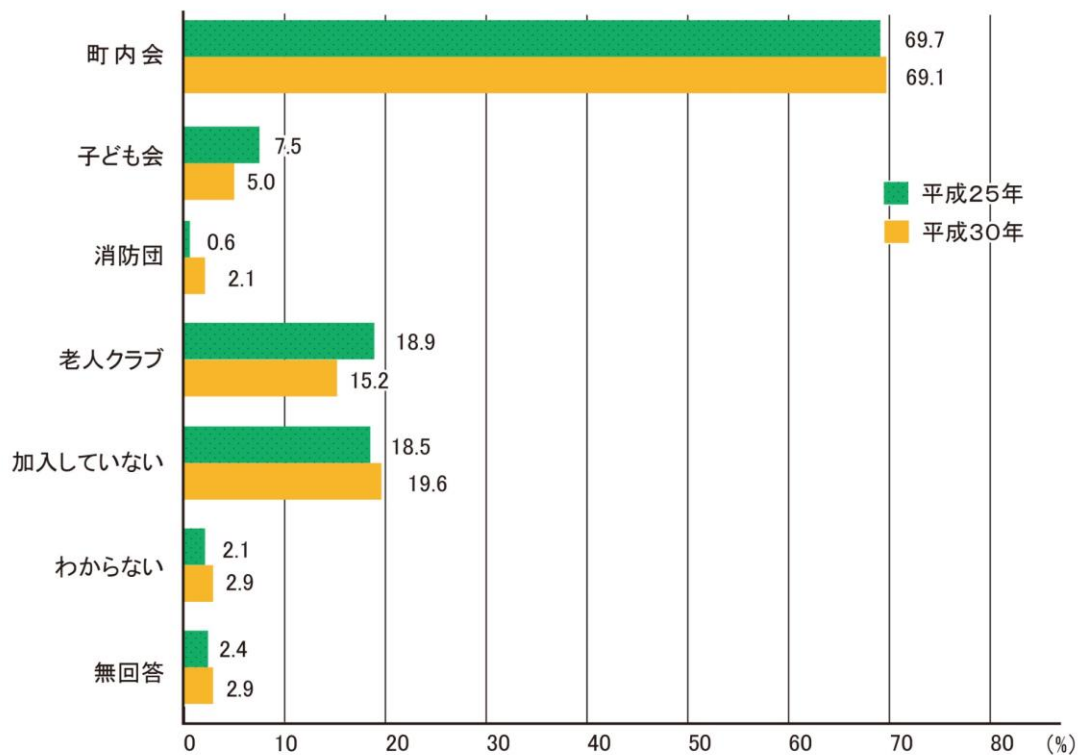
第1章 計画策定にあたって

問9の住人同士の交流については、「あまり盛んではない」「盛んではない」が、「盛んである」「やや盛んである」という積極的な回答を上回る結果となり、問10の近所付き合い程度については、「あいさつだけ」が29.8%、「世間話をする程度」が43.9%となっており、全体の7割は、あいさつや世間話くらいの状況が一般的な現状のようです。具体的に助け合いまで発展している例は21.6%で、平成25年と比べると減少しています。

問10-1のほとんど付き合いをしない理由として、「仕事などで家を空けることが多く、知り合う機会がない」という回答が平成25年と比べると約4倍に増加しています。また、「普段留守の家が多いなど、そもそも近所付き合いがほとんどない」も4.6%増加しており、地域において顔を合わせる機会そのものがなくなっていると考えられます。

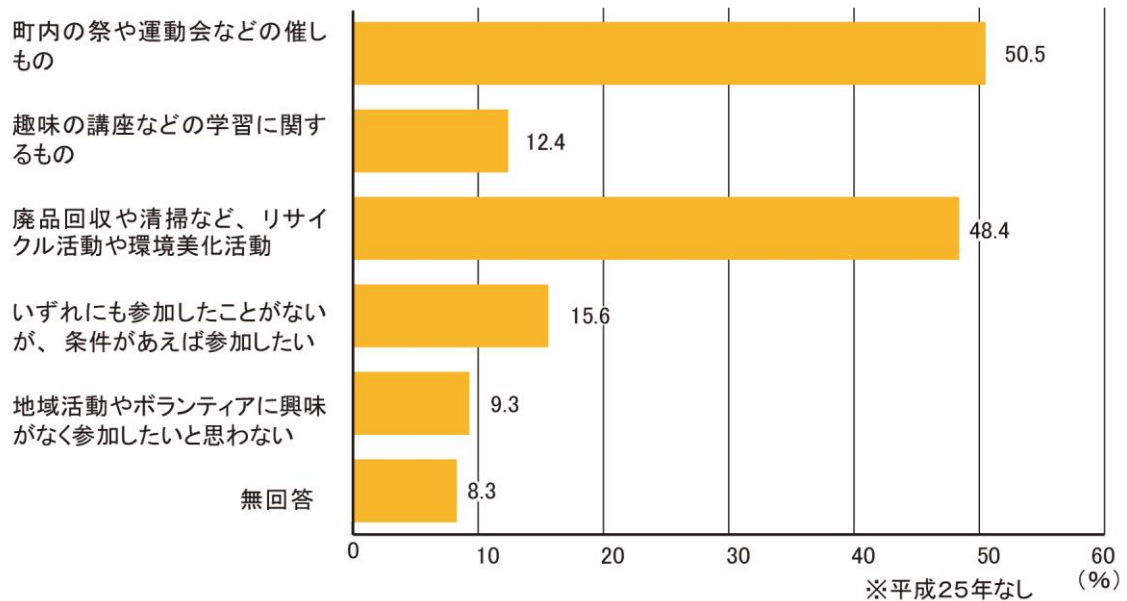
災害時や緊急時に備えるという意味でも、近所付き合いの必要性について理解し、さらに付き合いを深めていくことが必要です。そのためにも、交流から相談や支援につながる地域の場づくりが必要です。

問11. あなたは、下記のいずれかに加入していますか。【あてはまるものすべてに○】



第1章 計画策定にあたって

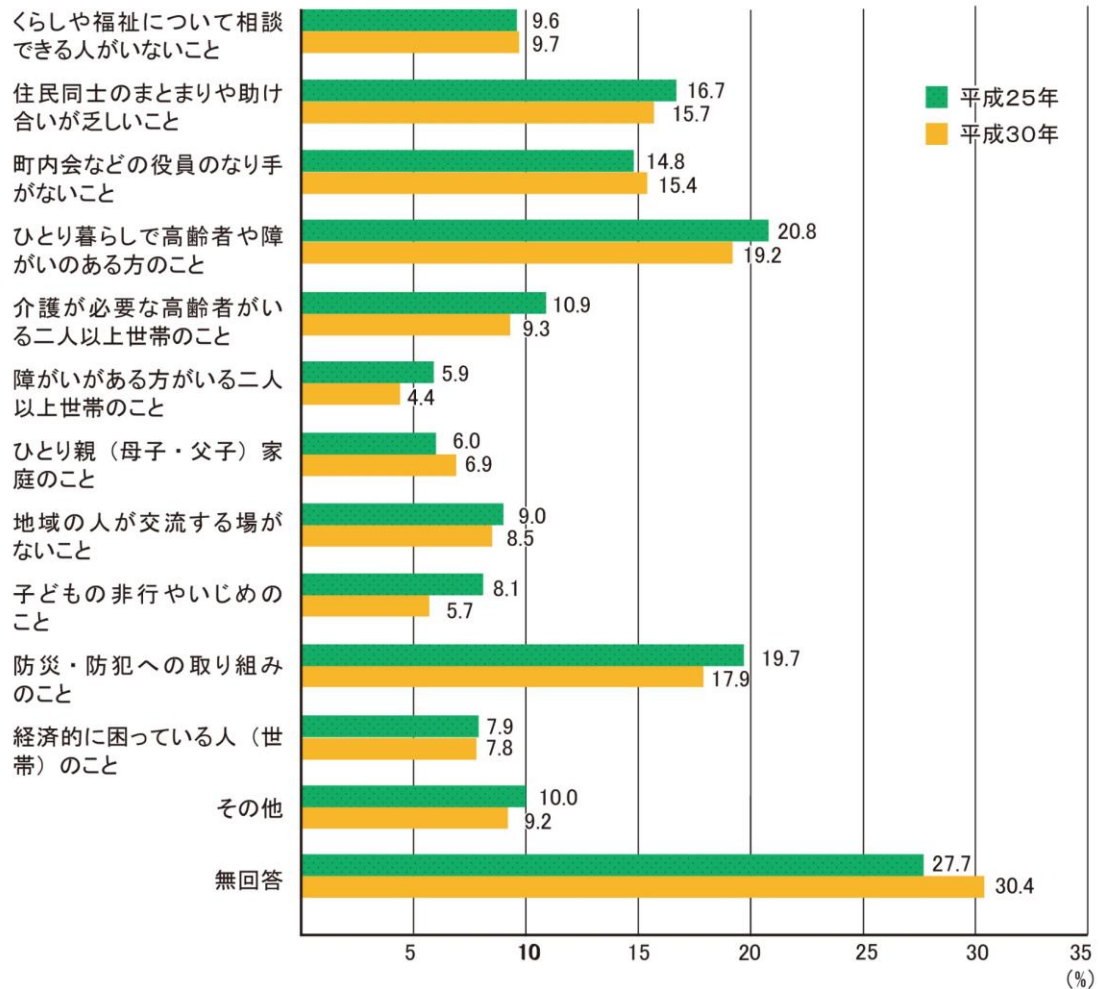
問 12. あなたは、現在住んでいる地域で次のような地域活動やボランティアに参加したことがありますか。【あてはまるものすべてに○】



問 11 の地域活動への参加状況は、大差はなく、問 12 において、約半分の人々が催しもの、廃品回収、美化活動などの単発的なイベントには参加していることがわかりました。

第1章 計画策定にあたって

問 13. あなたが住んでいる地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題はありますか。【あてはまるものすべてに○】



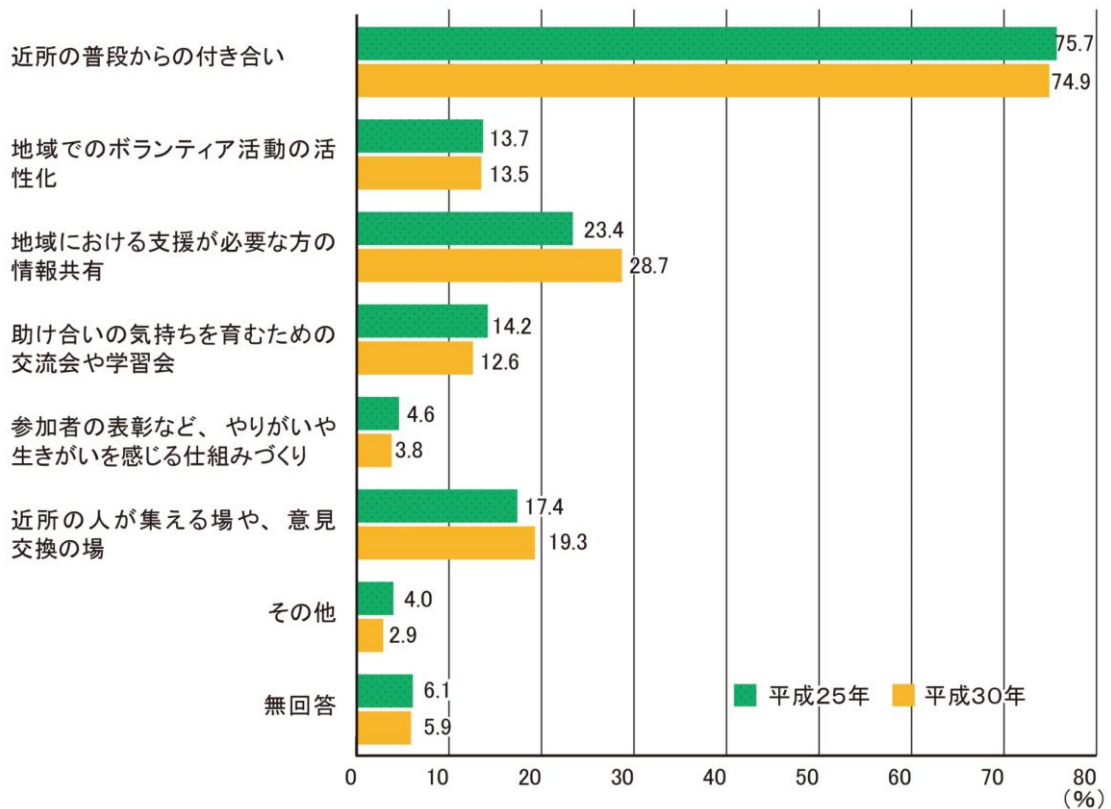
「ひとり暮らしで高齢者や障がいのある方のこと」、「防災・防犯への取り組みのこと」について、約20%の方が何とかしなければならないと考えているとともに、「住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと」や「町内会などの役員のなり手がいないこと」に対しても約15%の方が危機感を持っています。

しかし、その一方で、約3人に1人が無回答であり、地域に対する関心の薄さがうかがえます。

地域のことを我が事として捉えていただき、さまざまな地域課題に協力して取り組む体制づくりが必要といえます。

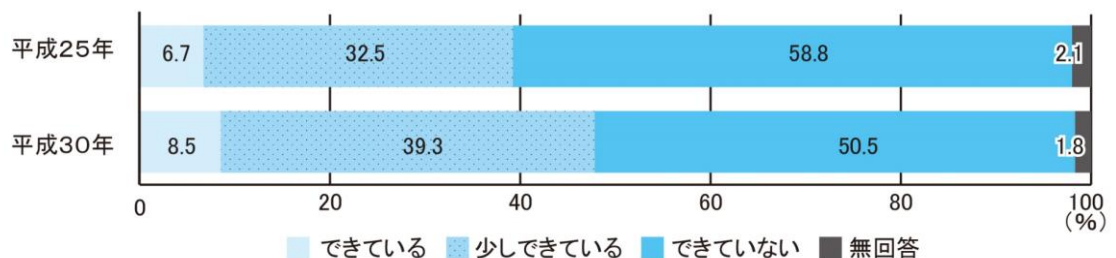
第1章 計画策定にあたって

問 14. あなたは、ご近所、地域での「助け合い、支え合い」を広げていくために必要なことは何だと思いますか。【特に必要と思うもの2つに○】



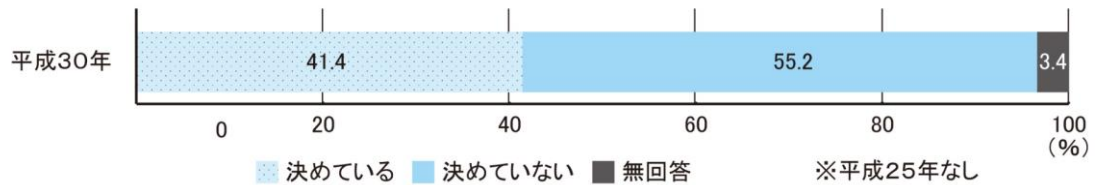
問 14 では、「助け合い、支え合い」を広げていくには、「近所の普段からの付き合い」が大切と考える方が 74.9% ですが、その付き合いを育むためには、近所の人が集える場や交流の場が必要であることが読み取れます。このことは、問 10-1 の結果とも関連しています。

問 15. あなたは、災害時の非常用持ち出し品について、日常から準備できていますか。【○は1つだけ】

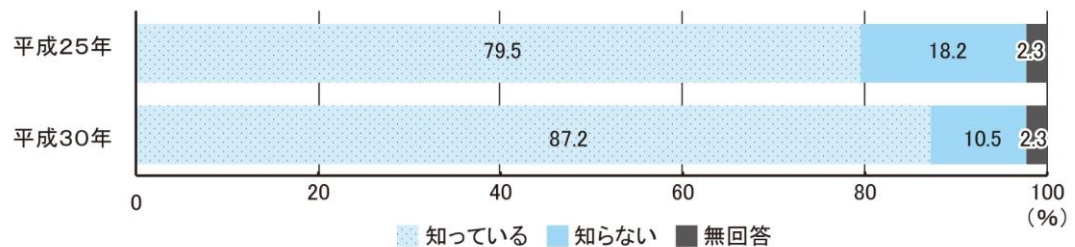


第1章 計画策定にあたって

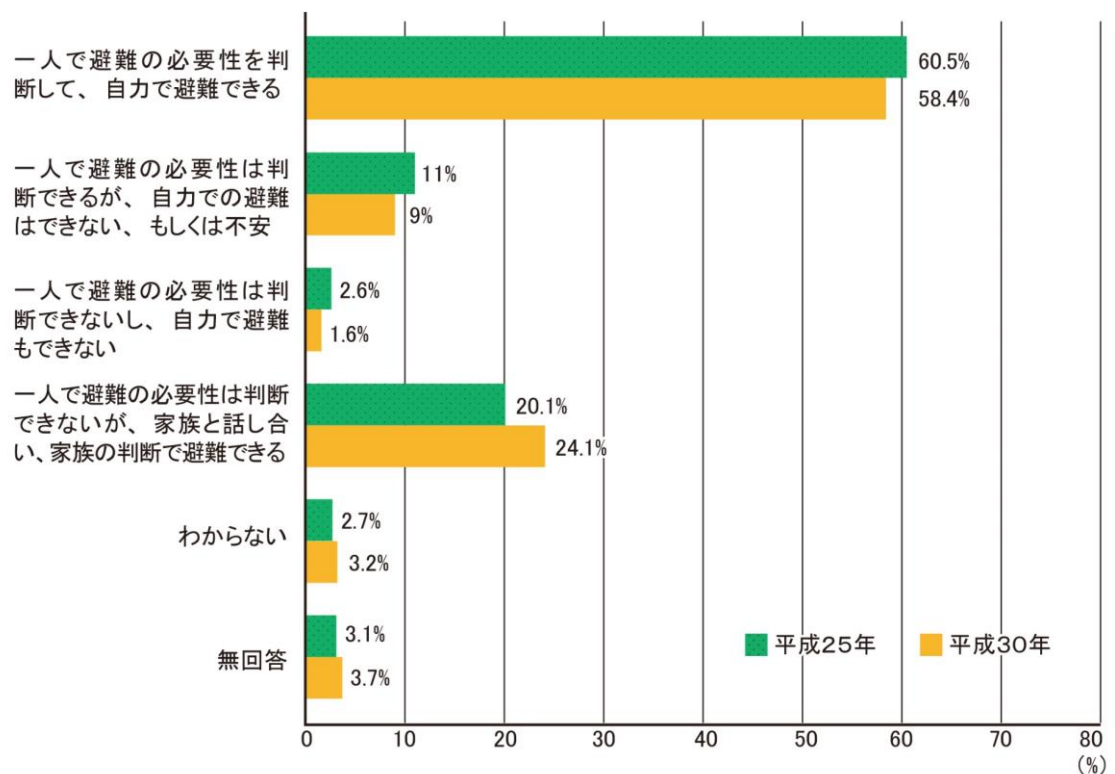
問 15-1. あなたは、災害時の家族や身内との連絡方法を決めていますか。【どちらかに○】



問 16. あなたは、災害時の避難場所を知っていますか。【どちらかに○】

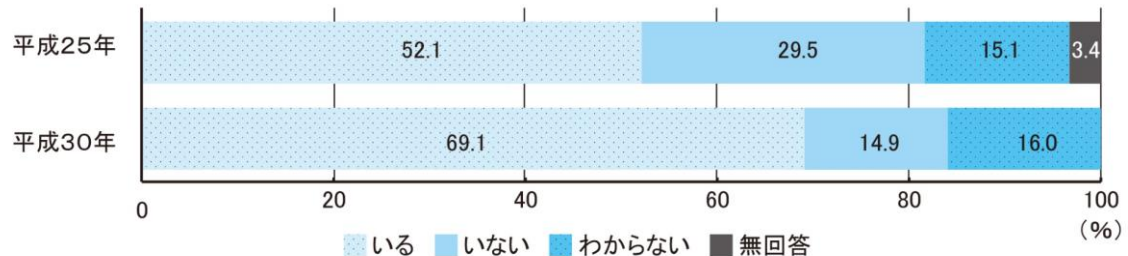


問 17. あなたは、災害が発生したときの避難について、どのように思われますか。【○は1つだけ】



第1章 計画策定にあたって

問 17-1. 問 17 で「2. 一人で避難の必要性は判断できるが、自力での避難はできない、もしくは不安である。」「3. 一人で避難の必要性は判断できないし、自力で避難もできない。」と答えた方にお伺いします。あなたは、災害が発生したとき、手助けしてくれる人がいますか。



問 15 の災害時の非常用持ち出し品については、日常から準備できていると答えた方は、「できている」と「少しできている」を合わせても 47.8%。「できていない」が 50.5%と多く、まだまだ災害に対する危機感が低いことがわかります。

問 15-1 の災害時における家族や身内との連絡方法について、決めている方は 41.4%で、半分にも満たっていません。災害は、家族が揃っている時に発生するとは限りません。あらかじめ、どの連絡方法を利用するのか、どの親戚や知人などに連絡するかということに併せて、連絡を取れない場合も考えて、待ち合わせ場所や避難場所を家族で決めておくことを周知する必要があります。

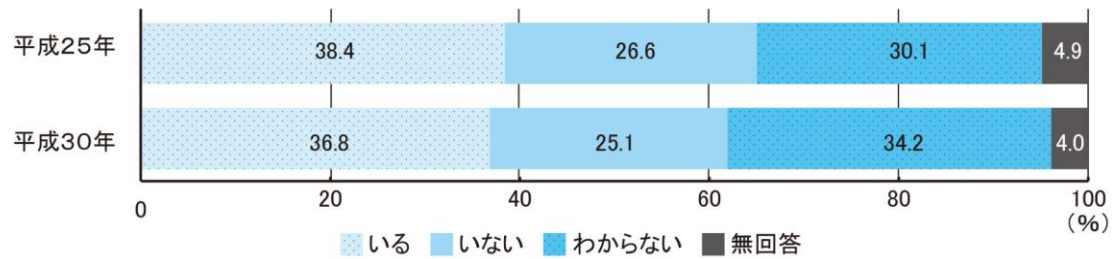
問 16 で、災害時の避難場所を知っていると答えた方は 87.2%で、防災対策の一つとしての意識が高いことがわかりました。「知らない」と答える方がゼロになるよう、徹底した周知が必要です。

問 17 の災害時の避難の判断と避難行動は、半数以上の方が、自分で判断し、自力で避難できると考えています。災害に対する危機感はあるが、避難時の連絡方法や、非常持ち出し品の準備など、具体的な避難行動への準備については、意識がまだ低いことがうかがえます。また、自力で避難できないと答えた方々は判断できる、判断できない合わせて約 1 割ですが、そのうち 3 割が「手助けをしてくれる人がいない」と回答しています（問 17-1）。地域において災害時の避難マップ※づくりに取り組むなど、地域で支え合う仕組みづくりを行い、誰が手伝うかまで具体的に準備していく必要があります。

※災害時に避難行動に支援が必要な方、いわゆる「避難行動要支援者」を、災害が発生したときに、誰が支援者として避難支援するのかを確認し、地域の危険箇所などの情報を地域住民で日頃から共有し、いざという時に備えるもの。

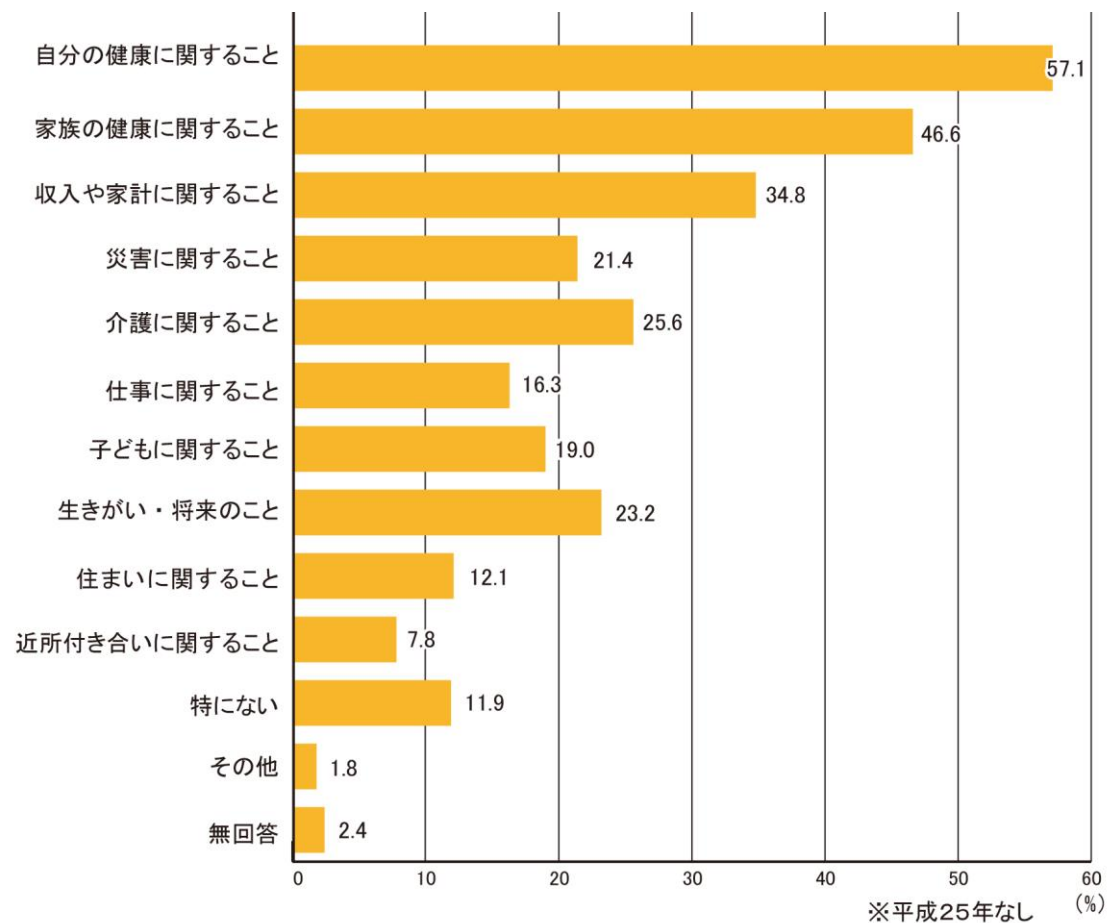
第1章 計画策定にあたって

問 18. あなたのご近所に、手助けを必要とする人が住んでいますか。【○は 1 つだけ】



どの回答も同じくらいの割合ですが、「わからない」が「いない」を上回り、近所にどんな人が住んでいるかわからないという状況は、都市部だけに言えることではないことがうかがえます。

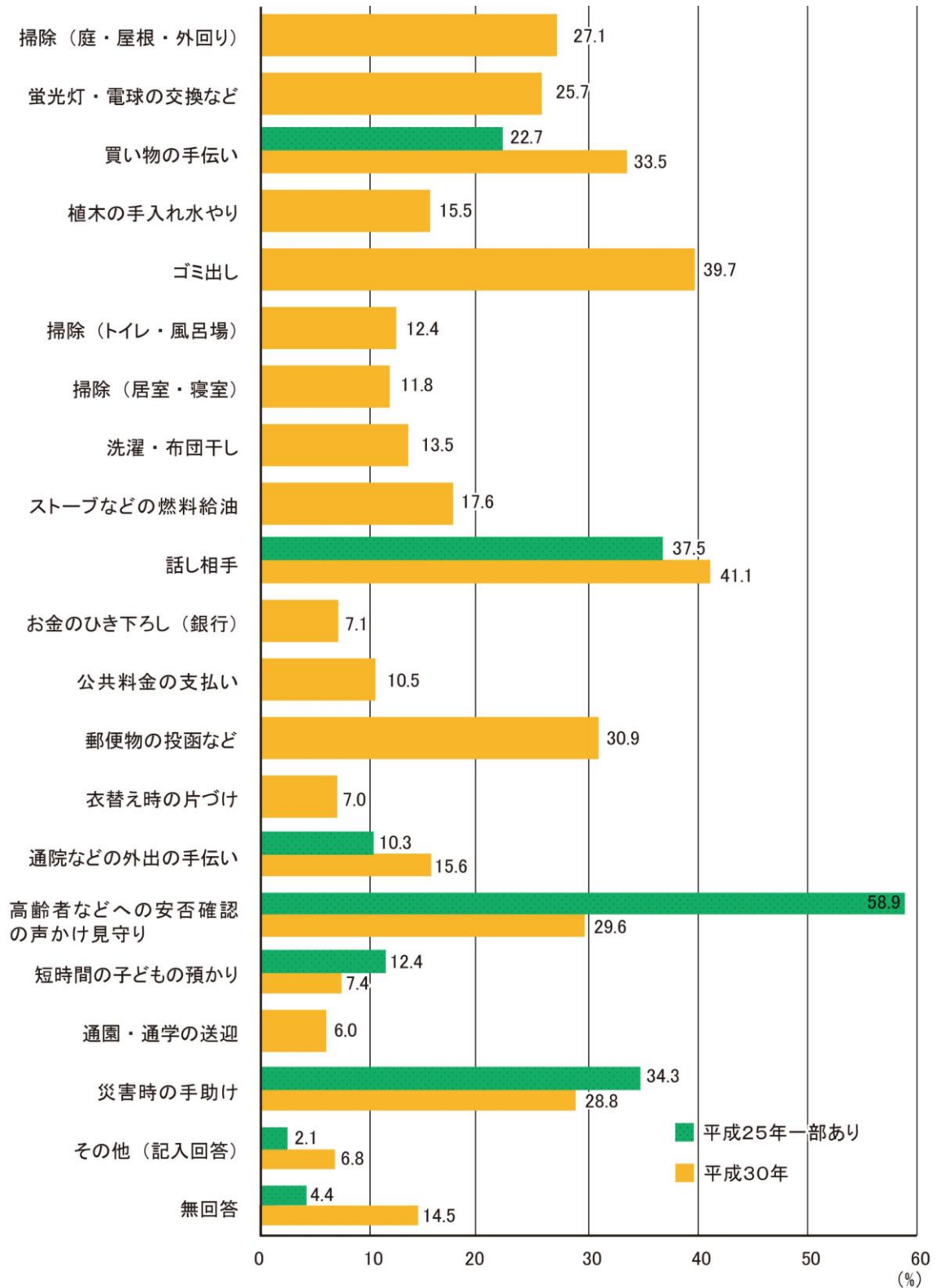
問 18-1. あなたは毎日の暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じていますか。【あてはまるものすべてに○】



自分と家族の健康に関することの悩みや不安を感じている方が多く、健康に関心が高いことがわかりました。

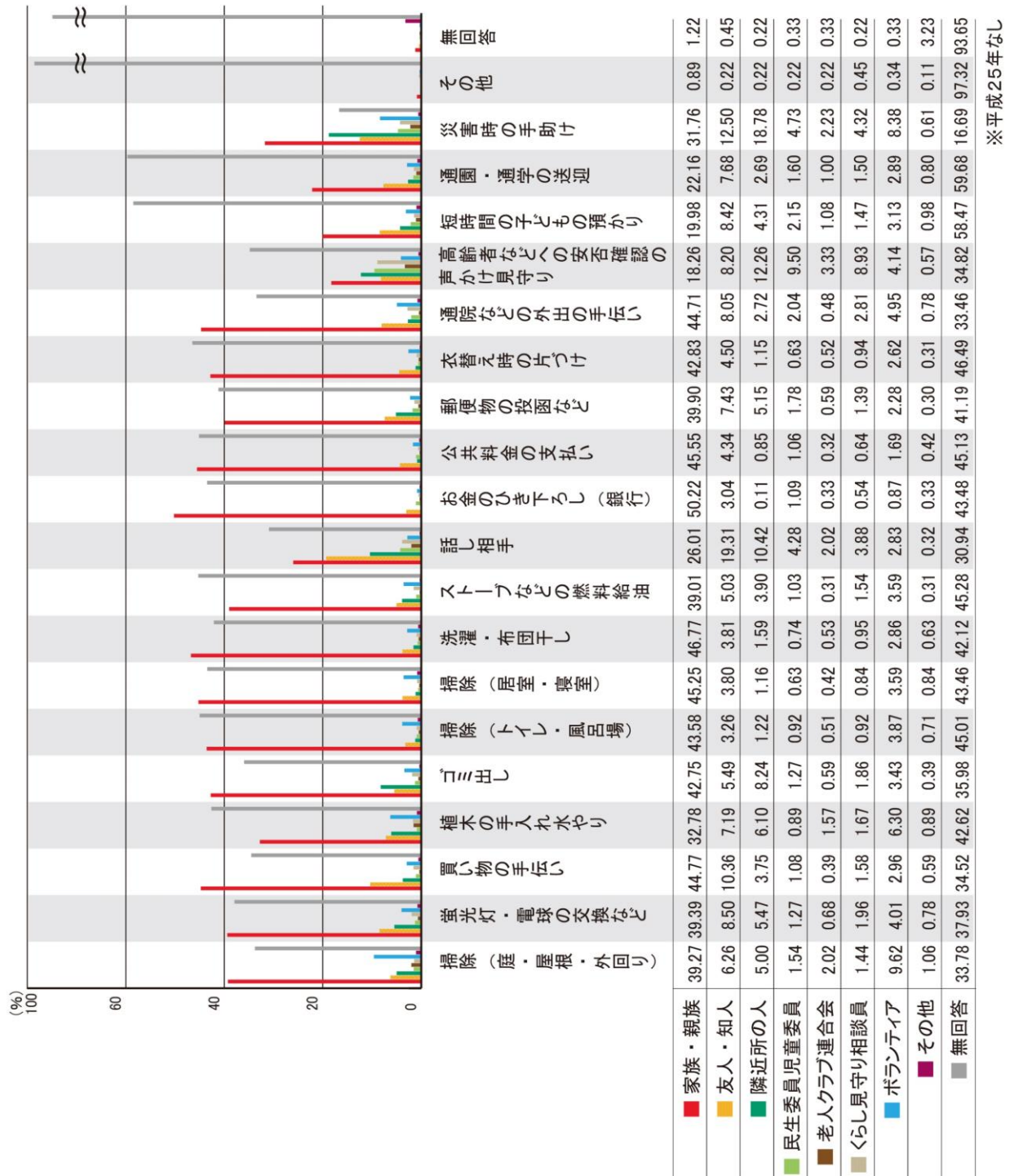
第1章 計画策定にあたって

問 19. あなたは、ご近所の人が、高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、『手助けできる』と思うことがありますか。【あてはまるものすべてに○】

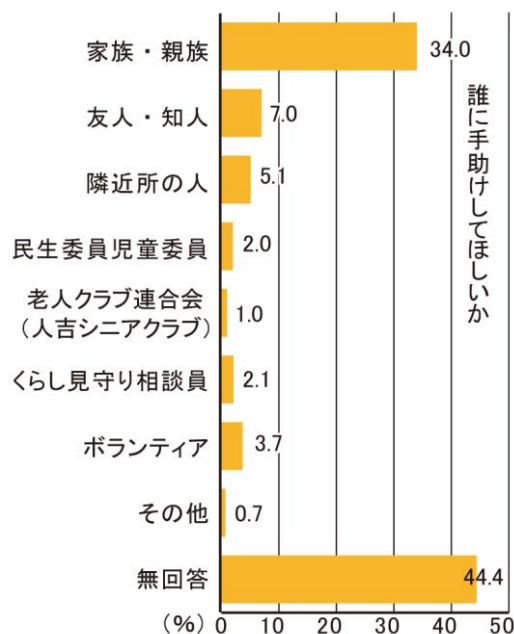
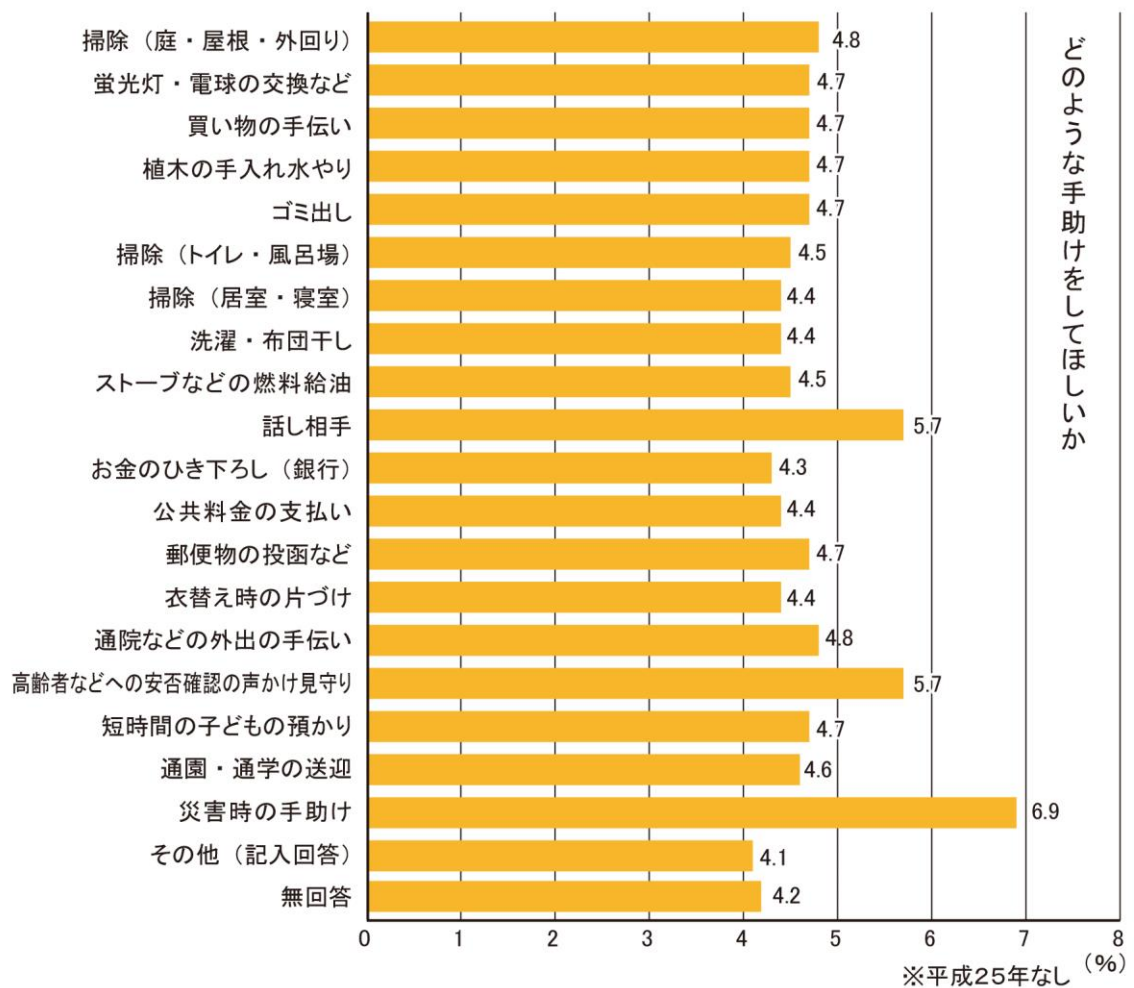


第1章 計画策定にあたって

問20. あなたやご家族が、高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような『手助けをしてほしい』と思いますか。『手助けをしてほしい』と思う項目番号に○をつけてください。また、『手助けをしてほしい』と思う項目について、誰にしてほしいかあてはまるものに○をつけてください。(ここでいう「手助け」とは、介護保険サービスや障がいのある人への支援サービス、保育所などの制度に基づく公的なサービス以外のものをいいます。)



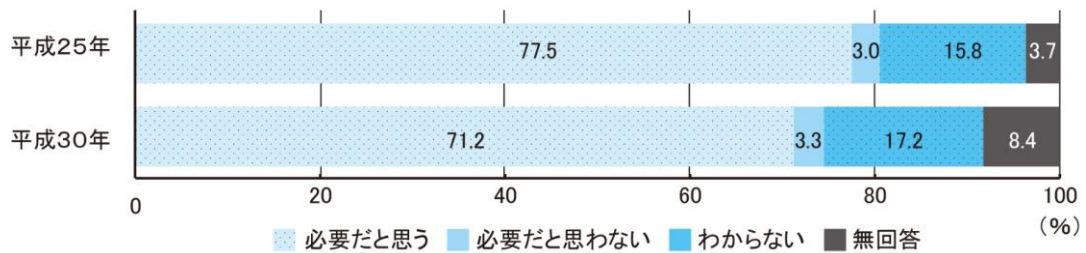
第1章 計画策定にあたって



問19と問20、二つの質問は選択肢の内容を合わせ、手伝える側と求める側のニーズの意識の差が明らかになりました。「話し相手」や「安否確認」、「災害時の手助け」などの依頼先は、ご近所や民生委員児童委員、ボランティアなどですが、ほとんどの身の回りの事の依頼先は、「家族・親戚」が主となっており、生活上の身近に密着した支援については、家族頼みの現状が分析できます。

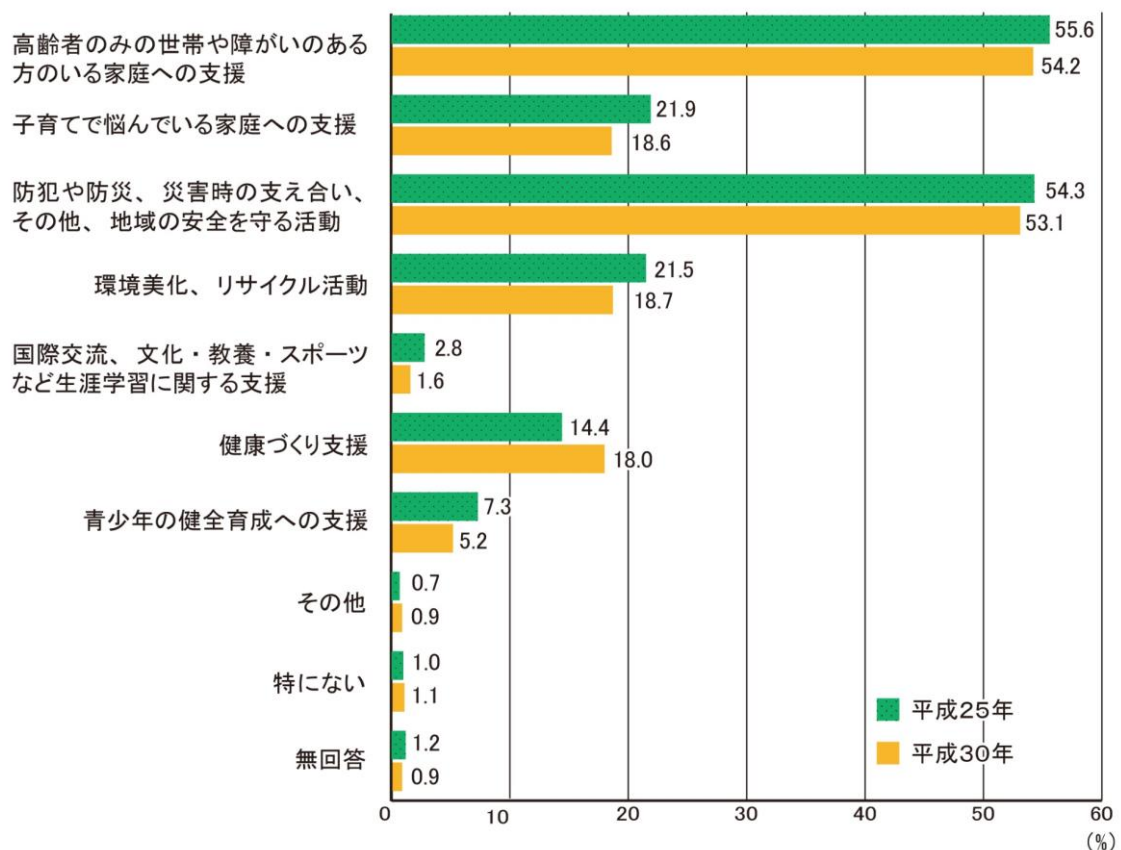
第1章 計画策定にあたって

問 21. あなたは、地域社会で起こる問題に対して、地域住民の自主的な協力関係が必要だと思いますか。【〇は1つだけ】



地域住民の自主的な協力関係について「必要だと思わない」と答えた方は3.3%と非常に少なく、「必要だと思う」と答えた方が70%以上を占めており、「共助」の意識の高さがうかがえます。一方で、「わからない、無回答」の割合が増加しており、問 13 と関連して協力体制の再編が課題として浮かび上がります。

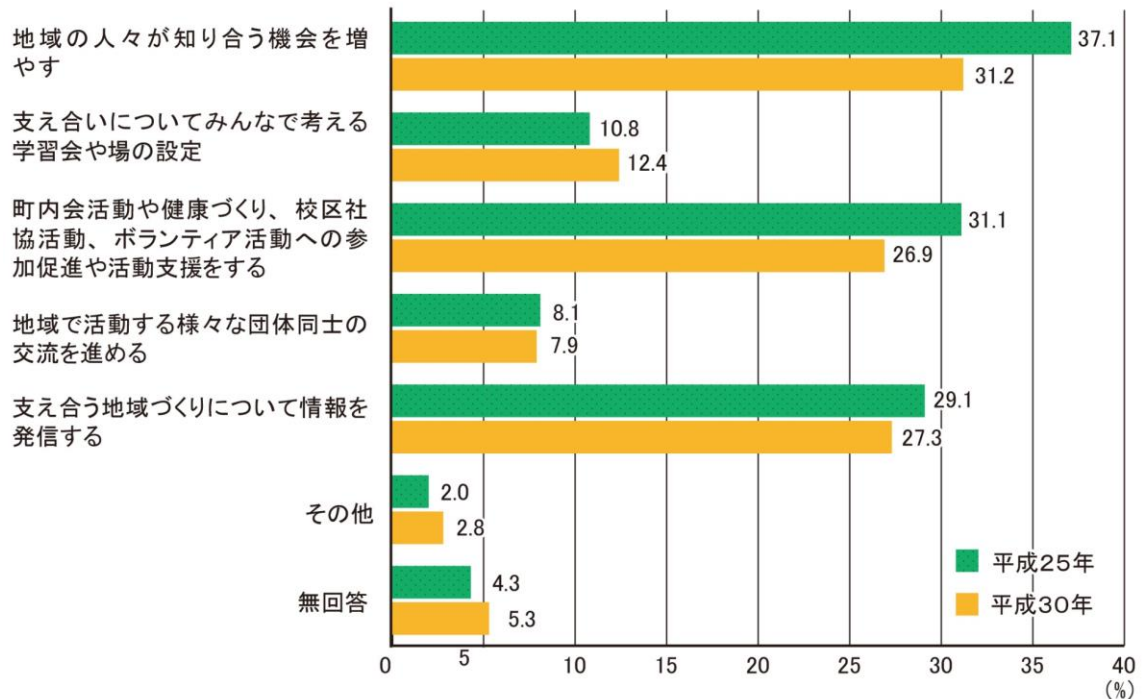
問 21-1. 地域の人たちが、協力して取り組んでいくことが特に必要な問題は、どのようなことだと思いますか。【〇は3つまで】



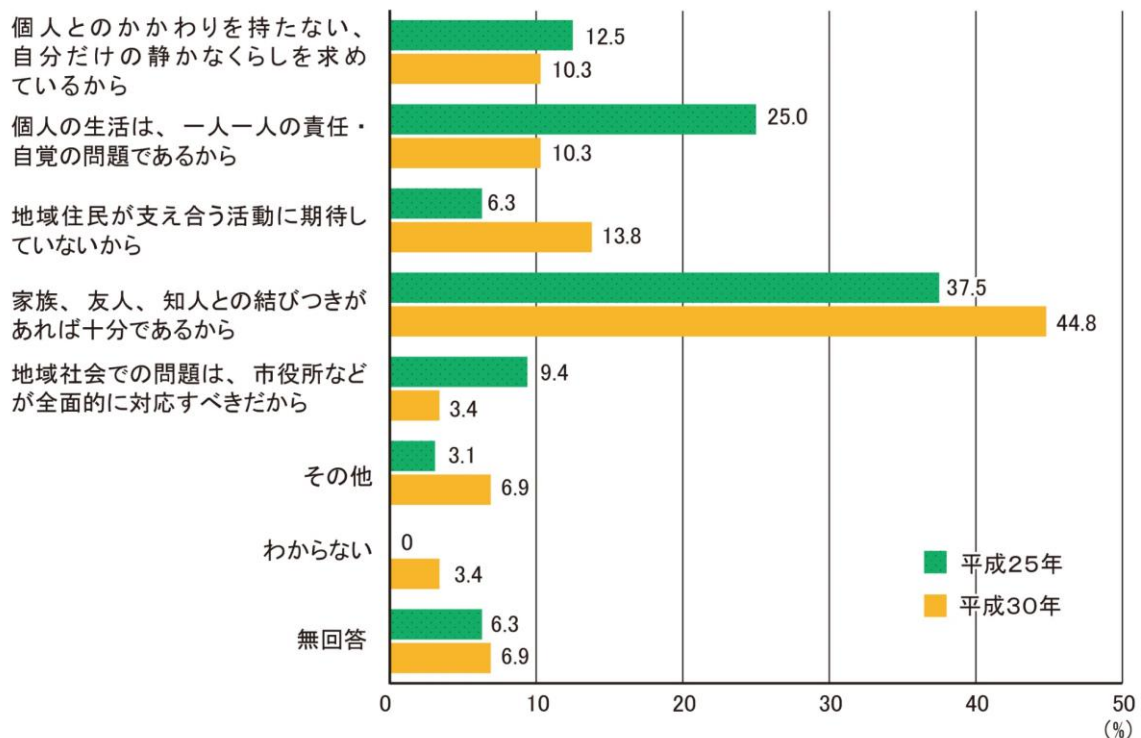
共助を進める分野については、①高齢者・障がいのある人への支援②防犯・防災③子育て家庭への支援④環境美化⑤健康づくりが、主なところとなっており、平成 25 年とほとんど変わりはありませんが、「健康づくり支援」の割合が増加しています。

第1章 計画策定にあたって

問21-2. 地域住民がともに支え合う地域づくりを進めるために、人吉市はどのような支援を行う必要があると思いますか。【〇は2つまで】



問21-3. 問21で「2. 必要だと思わない」と回答された方のみお答えください。必要だと思わない理由はなんですか。【〇は1つだけ】

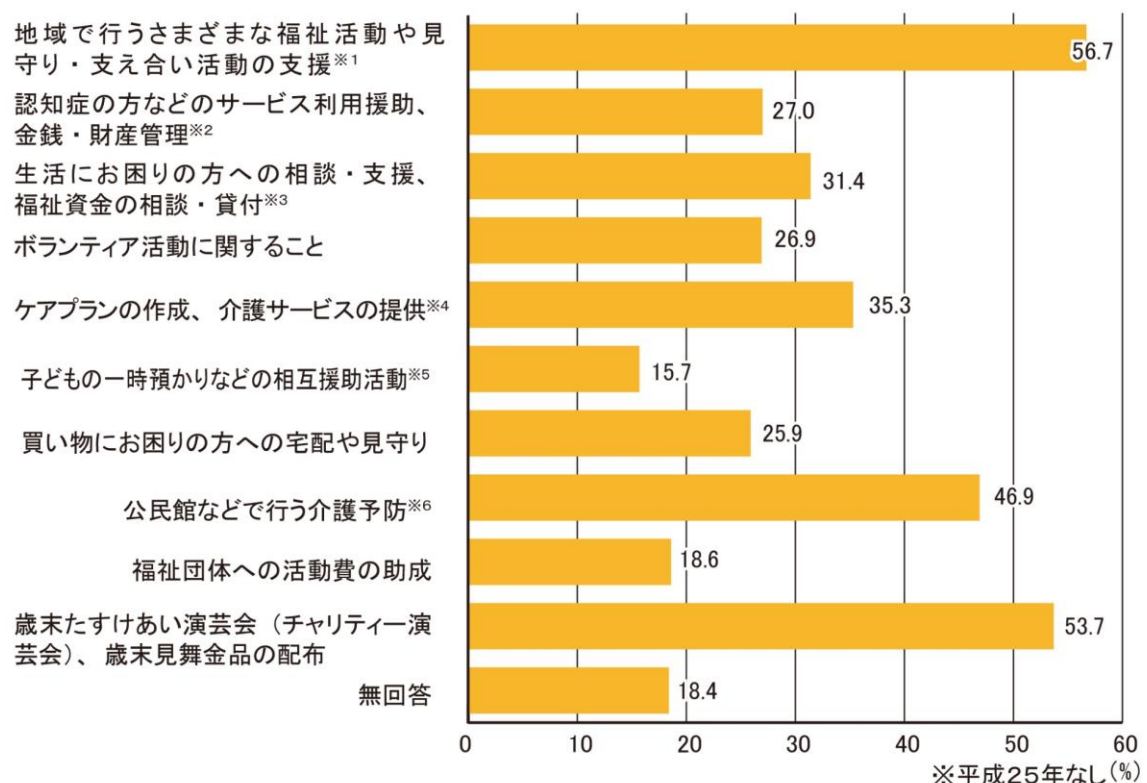


第1章 計画策定にあたって

問 21-2 では、人吉市が行うべき支援については、約 30%の方が「地域の人々が知り合う機会を増やす」「町内会活動や健康づくり、校区社協活動、ボランティア活動への参加促進や活動支援をする」「支え合う地域づくりについて情報を発信する」を挙げていますが、いずれも平成 25 年の数字から減少しており、支え合う地域づくりの姿が不明確になっていると考えられます。

問 21-3 では、地域住民の自主的な協力関係は必要ないと答えた方の理由を掲載していますが、必要がないと答えた理由は、「家族、友人、知人との結びつきがあれば十分」と「個人の生活は、一人一人の責任・自覚の問題だ」と考える方が 55.1%になり、まったく他人とかかわりを持たないわけではないが、地域の人との協力関係よりも自分の周りの結びつきを大切にすることがうかがえます。

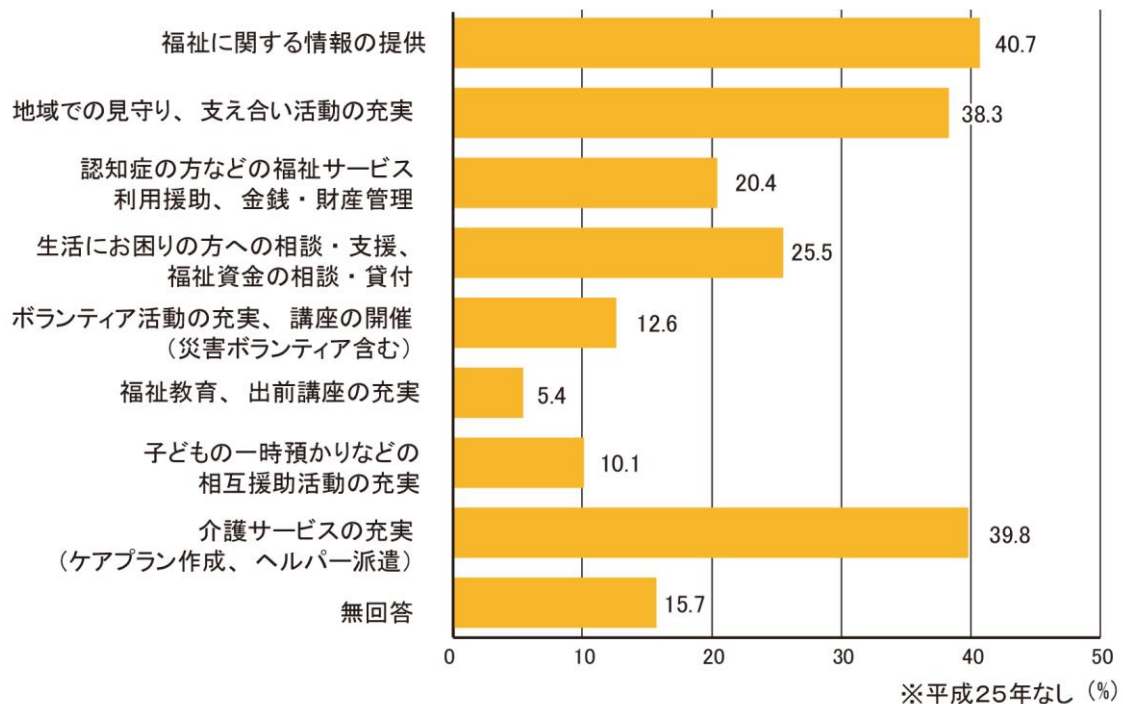
問 22. 人吉市社会福祉協議会は、主に次のような活動を行っています。知っているものはありますか。 【あてはまるものすべてに○】



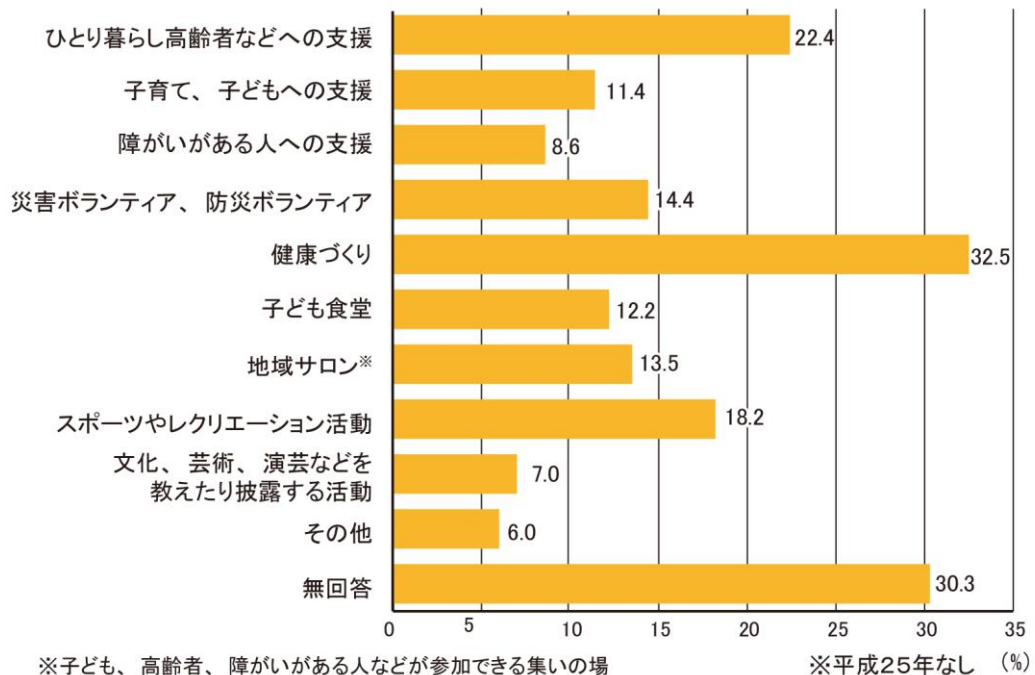
※1) 校区社協の活動支援、小地域ネットワークの推進・ミニサロン、くらし見守り相談員、安心生活応援団、生活支援体制整備事業) ※2) 人吉球磨成年後見センター、地域福祉権利擁護事業 ※3) ひとよし困りごと支援センター ※4) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所 ※5) ファミリーサポートセンターひとよし ※6) デイサロン

第1章 計画策定にあたって

問 23. 人吉市社会福祉協議会が行う活動の中で、今後どの分野での充実を希望しますか。【〇は3つまで】

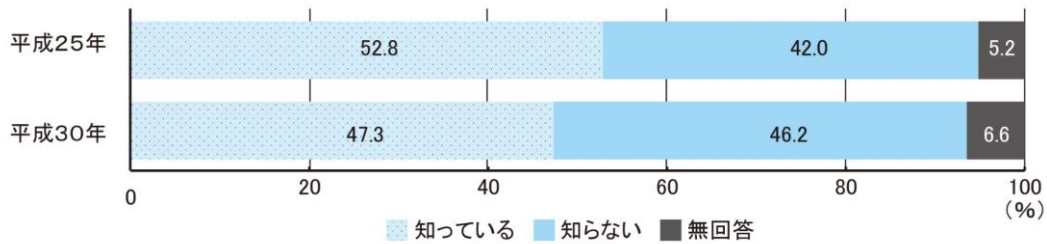


問 24. あなたが興味のある、または参加してみたいと思うボランティアや、地域福祉活動はありますか。【〇は3つまで】

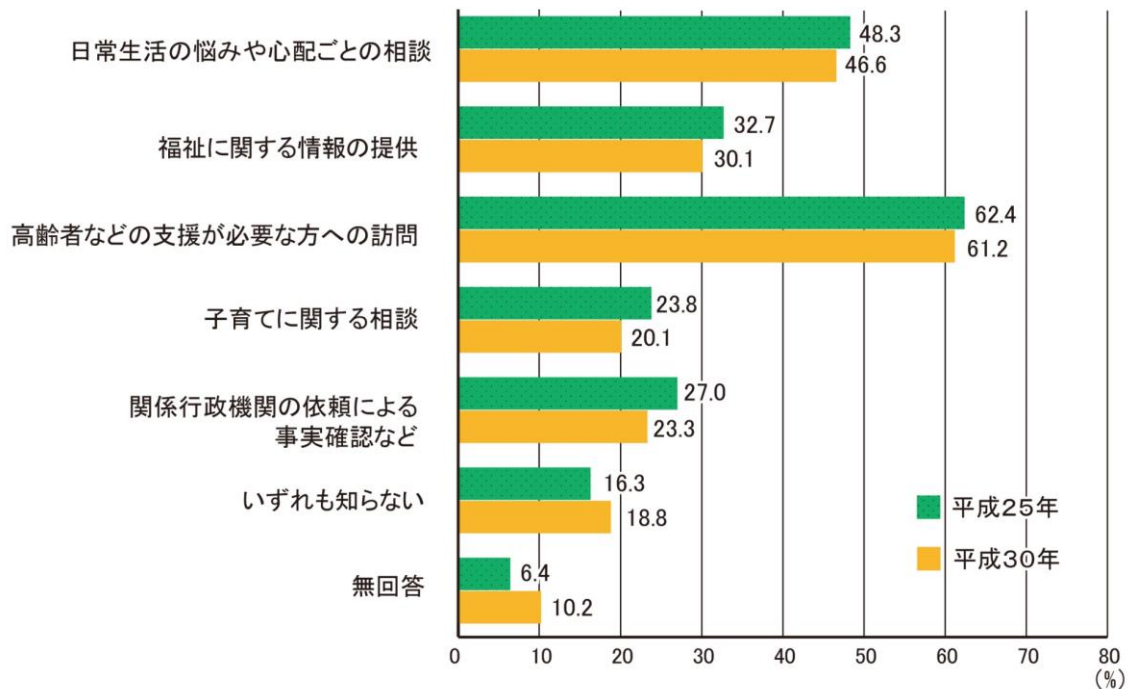


第1章 計画策定にあたって

問 25. あなたがお住いの地区の担当民生委員・児童委員を知っていますか。【〇は1つだけ】



問 26. 民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざして、さまざまな活動を行っています。民生委員児童委員が行う活動として、知っている内容を選んでください。【あてはまるものすべてに〇】

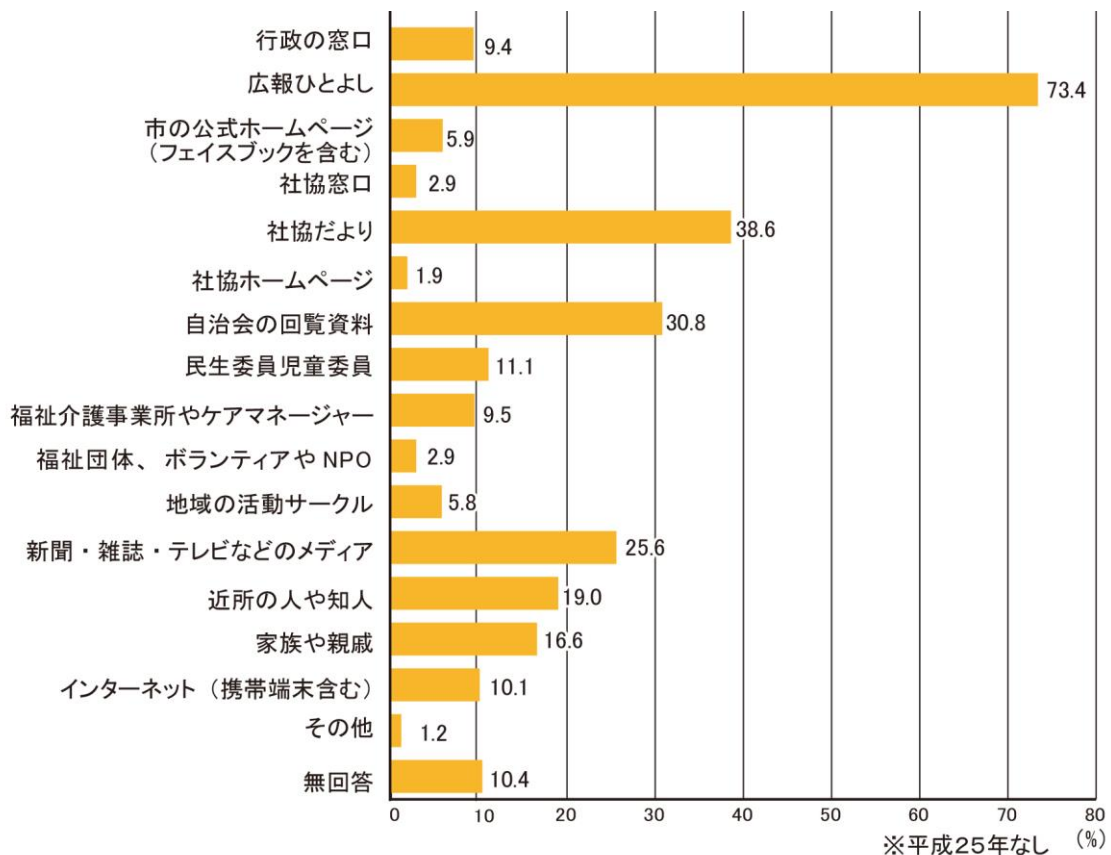


民生委員児童委員を知っているかという問 25 で、「知らない」が約半分を占める結果となり、5年前より増加していることについて、重く受け止める必要があるといえます。

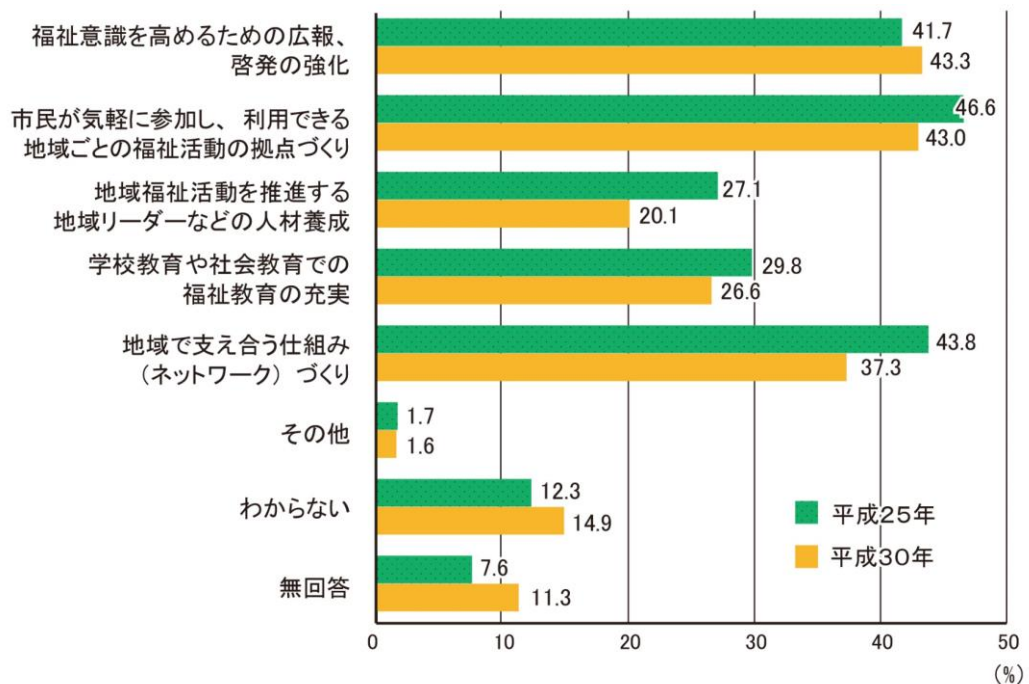
民生委員児童委員は、地域福祉の担い手として住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。行政や社協などの専門機関との連携による相談体制の強化など、地域住民が民生委員児童委員に相談しやすい体制づくりを推進していく必要があります。

第1章 計画策定にあたって

問 27. 福祉に関するサービスについて必要な情報をどこから入手していますか。【あてはまるものすべてに○】



問 28. 地域で支え合うまちづくりをすすめるためには、あなたは今後、何が必要だと思いますか。【主なもの3つに○】



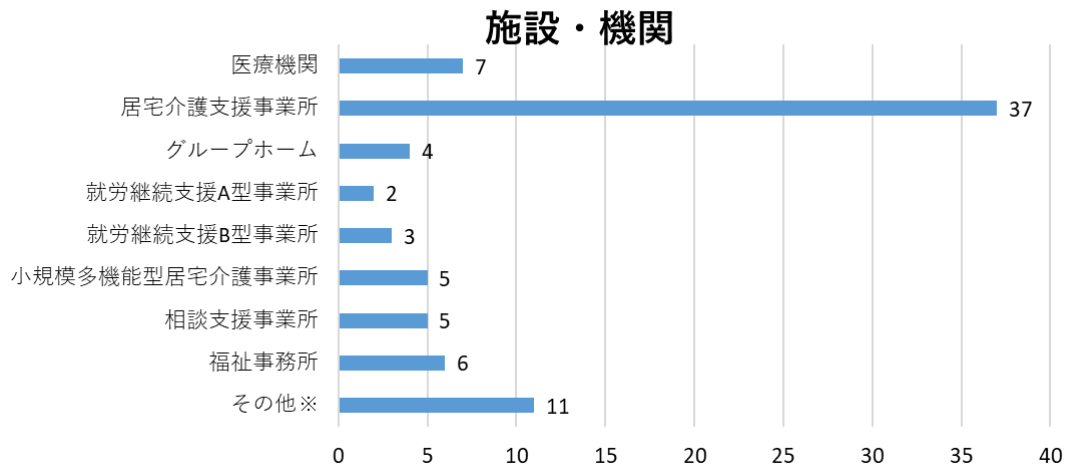
第1章 計画策定にあたって

■専門職アンケート調査の実施概要

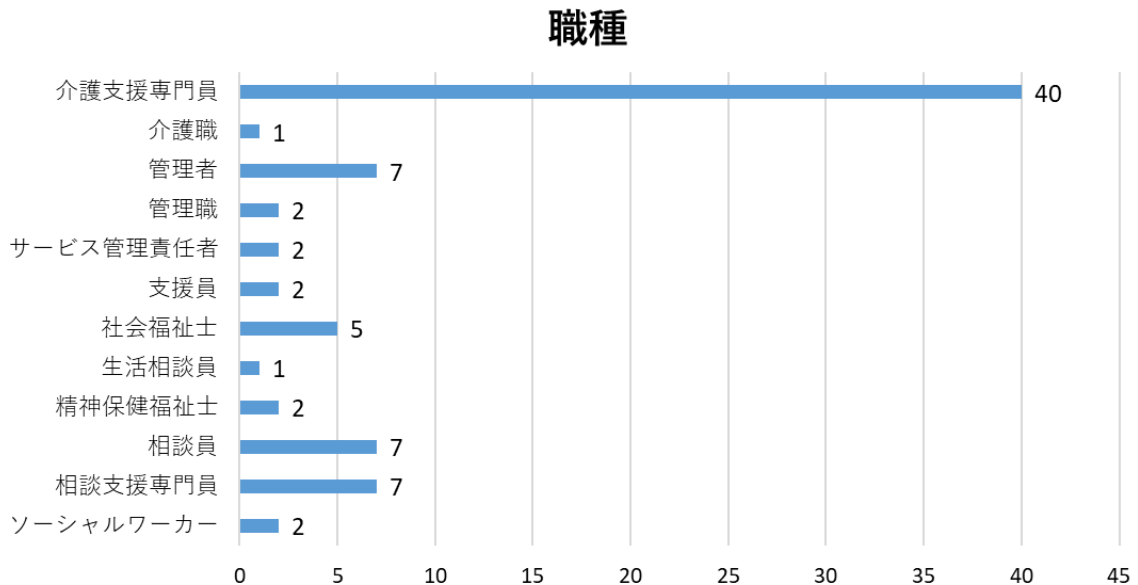
調査対象者	人吉市の福祉関係従事者で地域住民の相談業務に携わっている職員 114人
調査方法	対象者に郵送および直接配布による依頼。記入後、返信用封筒で返送 または直接回収。
調査期間	令和元年10月15日（火）から令和元年10月25日（金）
回収数	80人
回収率	70.2%

※問5～7（自由記述欄）については、巻末の資料編116ページ～119ページに掲載しています。

問1. あなたが従事されている施設・機関および職種を教えてください。

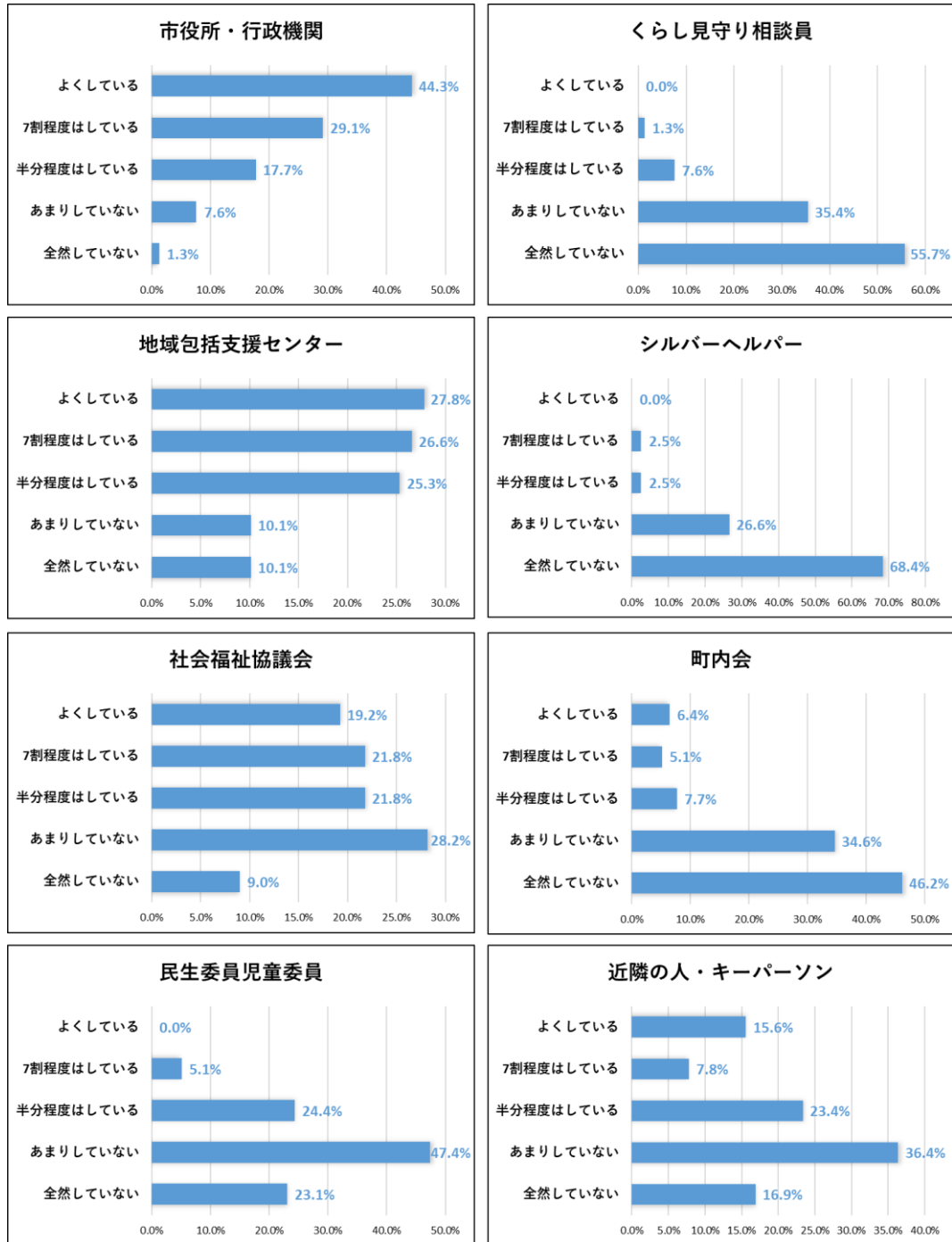


※その他の施設・機関（障害児通所支援事業所・障がい者相談支援事業所・ケアプラン作成所・児童発達支援センター・医療療養型病院・介護計画作成所・介護老人福祉施設・地域生活支援センター・通所介護・特定相談支援事業所・特別養護老人ホーム）



第1章 計画策定にあたって

問2. 各関係機関とはどの程度連携していますか。



問2の質問では、福祉に関する相談などにおける連携について、公的機関との連携はその必要性から連携できているとの回答が多数を占めました。地域における相談員や関係者などとの連携は、あまりしていない方が非常に多く、相談したいが個人情報の問題からあまりしていないという意見が多くありました。また、民生委員児童委員や暮らし見守り相談員という言葉は知っているが、誰が担当なのかわからないという意見も多くありました。個人情報の問題も考えながら、関係者が連携できる体制を整える必要があります。

第1章 計画策定にあたって

問2-2. 問2で「あまりしていない」「全然していない」と答えた理由を教えてください。

市役所・行政機関

- 医療・福祉関係以外の方とは共通事項がない。
- どのように連携していけばよいのかわからない。
- 介護申請等、各申請に関することがほとんど。

地域包括支援センター

- 年齢的に該当される方が少ないため。
- 事業所のケアマネからの相談がほとんど。
- 関係している職種に接点がない。
- 障がい関係でのかわりが少ない

社会福祉協議会

- 必要な時に連携をとっている。頻度が少ない。
- どのように連携していけばよいのかわからない。
- 社会福祉協議会を窓口とするサービスの活用がない為、どのようなサービス、事業があるのか把握できていない。
- 現在、権利擁護事業や、高齢者世帯独居のケースがない。
- 権利擁護の方がおられる時は連携する。

民生委員児童委員

- 本人、家族が望まない。
- 連携をとらなければならない思いながら行っていませんでした。
- たまに相談することはあるが、協力支援をしていただけない場合もあった。
- 地域のどなたが民生委員児童委員なのかわからない。
- 以前はよく交流していましたが、個人情報が強く言われるようになってから、自ら働きかけることが少なくなりました。
- どのように連携していけばよいのかわからない。

くらし見守り相談員

- 誰が相談員なのかわからない。業務の性格上、対象者が望まなければ情報共有しづらい。
- 利用する機会やケースがないから。
- どのように連携していけばよいのかわからない。

シルバーヘルパー

- 利用者によっては近隣の人の協力を拒否したり、好まれなかったりすることも多く、協力依頼することがなくなった。存在は知っているし、協力していただけるが、利用者によってかわりが異なる。
- どのように連携していけばよいのかわからない。
- 存在を知らなかった。
- 活動内容を知らない。
- 交流不足。

町内会

- 各町内会にて協力性の温度差がある。
- 交流をする機会がなく、どうやって働きかけていこうかと話しているところです。まずは、民生委員児童委員の方との交流会に参加して、お互いに考えていることなど話し合ってから、町内の方々ともかかわっていけたらと思っています。
- あいさつを行い、現在、一緒にできることを協議中。

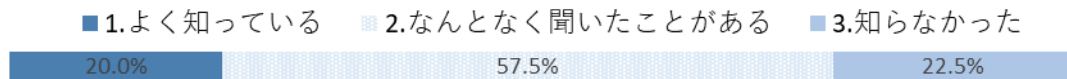
近隣の人・キーパーソン

- 家族の付き合いがある所は連携できる。
- 声掛け程度。
- 個人情報の取り扱いが困難で、あまりかかわりたくない。

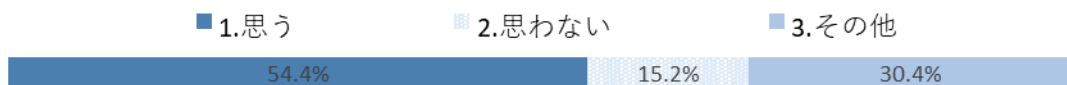
※一部抜粋

第1章 計画策定にあたって

問3. 各校区社協と町内会は、一人暮らしの高齢者の方等、生活に不安を持っている方が安心して生活を送ることができるように、小地域（各町内）で見守りや声かけといった住民同士のネットワーク活動を行っています（小地域ネットワーク活動）。このような活動が行われていることをご存じですか？



問3-2. 町内の話し合いで、地域での見守り対象者を確認する小地域ネットワーク推進会議に参加したいと思いますか？

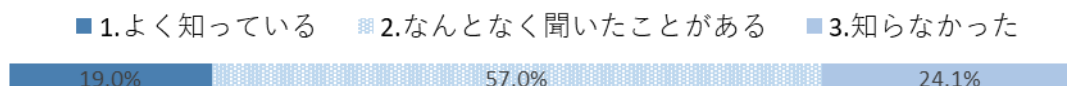


問3-3. 業務で関わっている方が、小地域ネットワーク活動の見守り対象となっているかご存じですか？



小地域ネットワーク活動について、「なんとなく聞いたことがある方」を含めると多くの専門職の方が知っていて、機会があれば参加を希望されている方も半数以上いました。生活の質や自分らしさを高めることは、公的なサービスではまかなえない部分であり、地域の互助で支えていかないといけないところでもあるので、今後、専門職の方に、ネットワーク活動の中で、サロン活動や推進会議に出席していただくなどの実践ができれば、地域の支え合いの向上が期待できます。

問4. 現在、人吉市は人吉市社会福祉協議会に委託し、住民同士の支え合いの地域づくり（生活支援体制整備事業）を行っています。これまで支え合いの地域づくりに取り組んできた各校区社協活動が基盤となり、地域住民が主体となって地域について話し合う場づくりや、介護予防を目的とした集いの場（地域サロン）での社会参加、ゴミ出しや買い物等、日常生活での困りごとを住民同士の支え合いで解決を図る取り組み（インフォーマルとしての社会資源）を進めています。ご存じですか？



「なんとなく聞いたことがある方」を含めると、7割以上の方が知っているという結果に。どの町内でもネットワーク会議が開催できるようになって、専門職の方と連携することができれば地域課題の解決や、見守り、支援活動の質の向上が期待できます。

第2章

計画の基本的な考え方



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

お互いさまの心で 支え合うまち 人吉

地域福祉計画の主役は、人吉市に住むすべての人です。福祉というと、「特別な人を対象としたもの」とイメージしがちですが、今後、高齢化がますます進み、少子化によって家族や世帯が縮小し、家族機能が低下していくなかで、福祉の課題は、長い人生のどこかで誰もが直面する可能性があるものといえます。また、介護や育児、離職等を機に孤立したり、生活困窮状態に陥ることも考えられます。

このように、誰もが直面する可能性がある生活上のさまざまな悩みや困りごとを“他人事”ではなく“我が事”としてとらえ、地域のなかでお互いさまの気持ちを持って、時に支え、時に支えられながら、誰もが心豊かに暮らせるまちにしたいという願いを込めています。



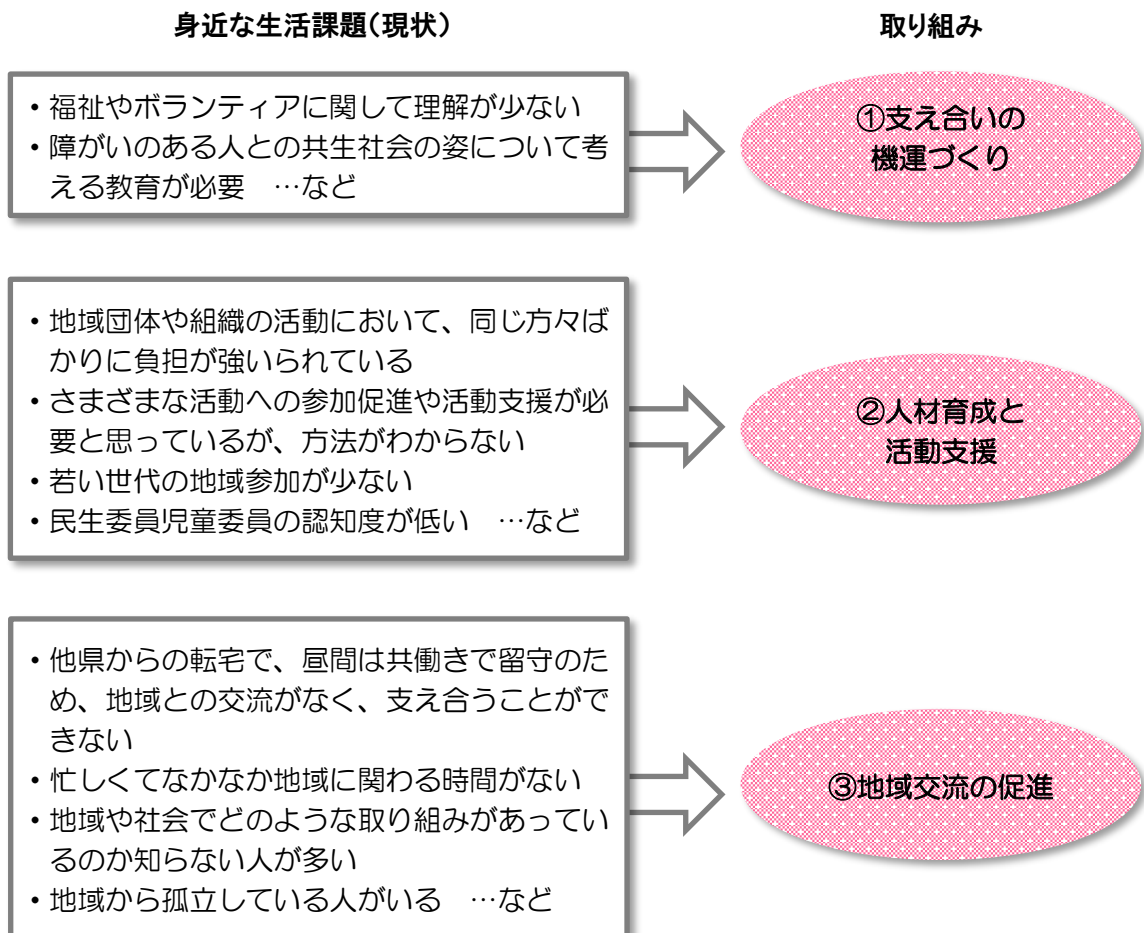
第2章 計画の基本的な考え方

2 基本目標と取り組み

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標として掲げ、その実現のために9つの取り組みを進めます。

基本目標1 地域福祉の基盤づくり ～ 支え合いの雰囲気盛り上げよう ～

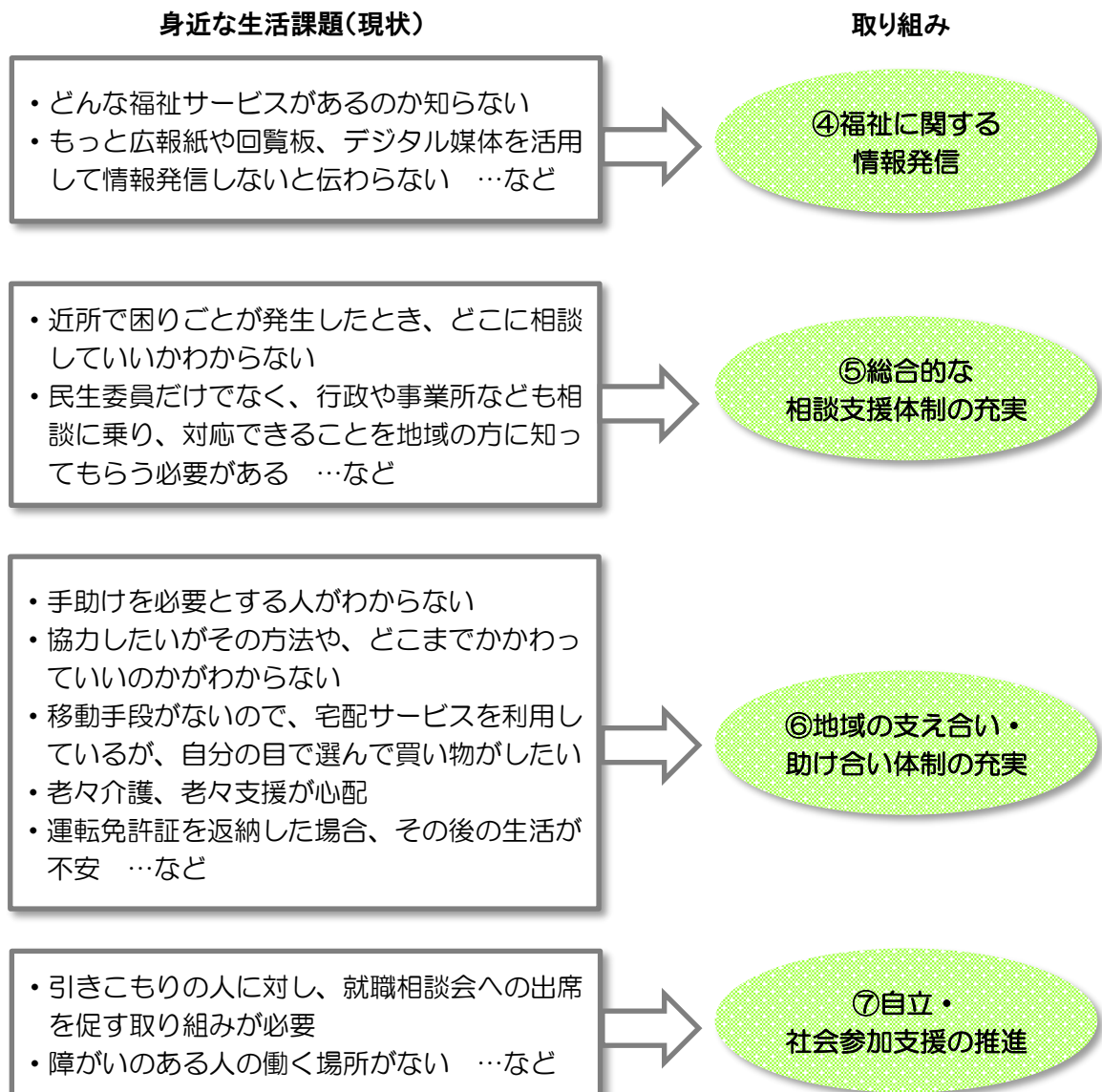
住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、まず、地域における基盤を整える必要があります。その取り組みとして、人権や福祉への理解促進や、次代を担う子どもを含めたすべての地域住民が地域福祉の担い手であるという意識啓発と人材育成、地域が活動しやすい環境の整備、気軽に集まることができるような交流の場づくりに努め、思いやりと支え合いの心に満ちた地域を目指します。



第2章 計画の基本的な考え方

基本目標2 孤立させないまちづくり ～ 地域ぐるみで支え合おう ～

“誰に相談していいかわからない”、“信頼できる支援者がいない”、“周囲に迷惑をかけたくない”、“情報が届かない”など、さまざまな理由で、困っている人が必要な支援につながっていないケースが多くあります。これを受けて、誰もが福祉などの必要な情報を得られるよう、わかりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や、高齢者のみならず、子育て世帯や障がいのある人などの生活課題が複雑化・多様化する問題（介護と子育てを同時に行うダブルケア、認知症の親と障がいのある子どもがいる世帯など）に対する相談支援体制の充実を図り、適切な支援につなげることを目指します。



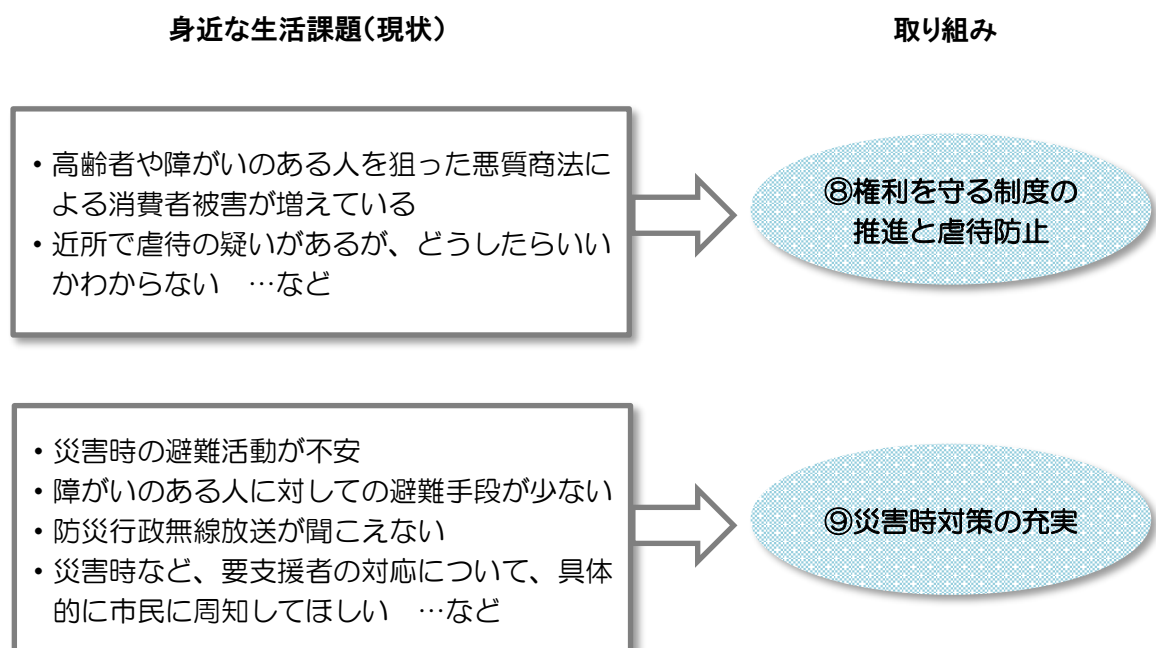
第2章 計画の基本的な考え方

基本目標3 安全・安心なまちづくり ～ 命と権利を守ろう ～

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らす権利は、すべての人にとって共通の権利ですが、とりわけ高齢者や障がいのある人など社会生活上の困難を抱えた人にとっては“自分らしく安心して暮らす”ということは、簡単なことではありません。高齢者や障がいのある人などが虐待や消費者被害に巻き込まれるケースがあり、地域のなかで権利が守られる環境を整えるために、権利擁護の支援や消費相談機能の向上を図ります。

また、近年は大型台風・大規模地震などによる災害が増加していることから、自力で避難することが困難な人を守るための仕組みづくりに取り組みます。

近所どうしの結びつきが、“いざ”という時に命綱になることを認識し、災害・緊急時はもちろん、平常時から、地域住民が一体となって安全・安心なまちづくりを目指します。



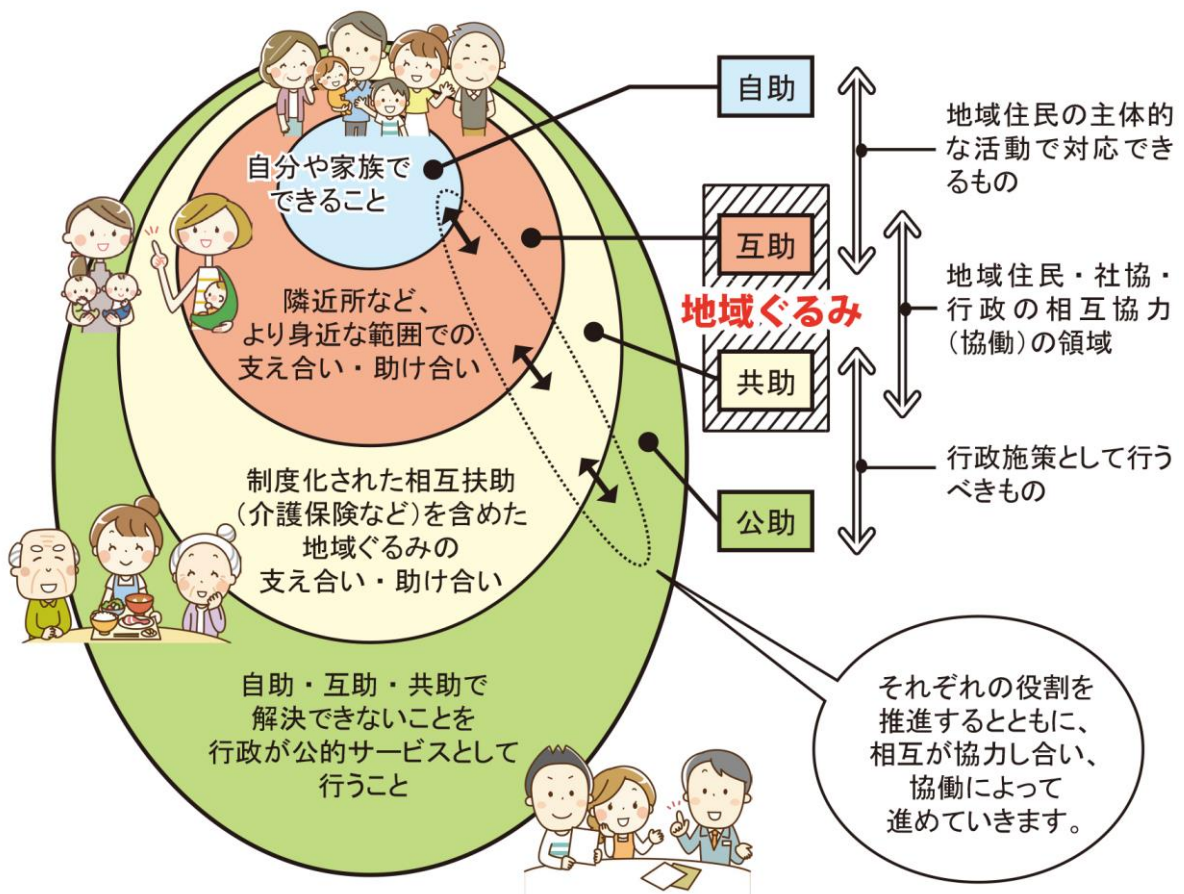
第2章 計画の基本的な考え方

3 取り組み体系

基本理念	基本目標	取り組み
お互いさまの心で 支え合うまち 人吉	1 地域福祉の基盤づくり ～支え合いの雰囲気を盛り上げよう～	①支え合いの機運づくり
		②人材育成と活動支援
		③地域交流の促進
	2 孤立させないまちづくり ～地域ぐるみで支え合おう～	④福祉に関する情報発信
		⑤総合的な相談支援体制の充実
		⑥地域の支え合い・助け合い体制の充実
		⑦自立・社会参加支援の推進
	3 安全・安心なまちづくり ～命と権利を守ろう～	⑧権利を守る制度の推進と虐待防止
		⑨災害時対策の充実

4 地域福祉を推進するための役割

取り組みに対して、地域住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・市などが、それぞれの役割を推進するとともに、相互が協力し合い、協働によって進めていくものとします。



第2章 計画の基本的な考え方

5 計画の進行管理と評価体制

人吉市地域福祉計画については、市の各担当課で構成する「人吉市地域福祉推進会議」にて、進行管理と自己評価を行い、その結果を地域の福祉関係団体および健康福祉関係団体、学識経験者で構成する「人吉市地域福祉計画推進委員会」に報告し、取り組みに対する意見および評価を受けます。

人吉市地域福祉活動計画については、人吉市社会福祉協議会の企画財政部会と校区社会福祉協議会会長で構成する「人吉市地域福祉活動計画検討委員会」にて、進行管理と自己評価を行い、その結果を「理事会及び評議員会」に報告し、取り組みに対する意見および評価を受けます。

第3章

取り組み

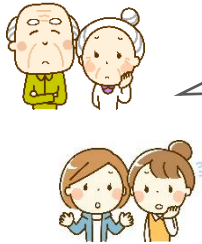


第3章 取り組み

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み① 支え合いの機運づくり

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆地域のために一人ひとりが自分に何ができるかを思い、みんなで手を握り、輪をつくっていくことが必要ではないでしょうか。(70歳代男性)
- ◆23年間人吉市に住んでおりますが、目と鼻の先にいる毎日見かける子は一度もあいさつなし。悲しいことです。(80歳代以上女性)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆地域の方々が福祉やボランティアに関して理解が少ないように思えます。福祉の未来像となると、現在の50代～70代への説明も大切ですが、子どもを持つ保護者世代へ福祉ボランティアに関して説明、理解を得て15年後、20年後を目標にしっかりと協力体制ができればと思います。
- ◆将来の社会を担う子どもたちに対して、障がいのある人との共生社会の姿について考える教育が必要だと考えます。



▶目指す方向性

人権を侵害する問題や、社会的孤立や孤独を要因とする問題など、学校や地域のなかで、人と人とのつながりの希薄化が大きな問題となっていることから、他者への思いやりと関心を学ぶ機会が必要です。高齢者や障がいのある人、性的マイノリティ※などへの偏見を無くし、生活環境の違いを特別視することなく、多様性を認め合い、すべての人が社会のなかで普通の生活が送れるように、子どもの頃から人権や福祉について学ぶ機会を充実させていきます。

※同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人のこと。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 各種講座や研修を開催し、住民の福祉に対する意識を高めます。（関係各課）
- 各小中学校におけるボランティア活動や福祉に関する学習の場を設けます。（学校教育課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 地域で実践している福祉活動の魅力や、支え合いの地域づくりの必要性をさまざまな情報媒体を通じて伝え、子どもから大人まで幅広い世代が地域福祉への関心を高め、地域での福祉活動やボランティア活動にふれるきっかけをつくります。（具体的な取り組みについては P83 記載）

住民（自助）に期待すること



- 人権や福祉に関する各種講座や研修会などへ積極的に参加し、高齢者や障がいのある人、地域福祉や人権に対する理解、取り組みに携わる施設や機関について理解しましょう。
- 子どもの頃から福祉と接点を持ち、思いやりの心を育みましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 各種講座や研修会で学んだことを地域に広げ、全ての人が認め合い支え合う地域共生社会を目指しましょう。

第3章 取り組み

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み② 人材育成と活動支援

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆一部の人のみに負担のかかる町内活動の在り方そのものを見直すところからやっていただきたいです。(80 歳代以上女性)
- ◆地域で支え合うという言葉は理解されていますが、経済的、心の余裕のない人があまりにも多すぎると感じます。ボランティアをやってくれる人たちへも何らかの報酬を考える必要があると考えます。(60 歳代女性)
- ◆若者が増えるまちづくりを行政に頑張ってほしい。(60 歳代男性)
- ◆町内会活動に関わっているのは高齢者ばかり。若い世代の参加が必要。(地域座談会)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆元気な高齢者が、もっと活動、活躍できる場所づくりが必要。
- ◆生活支援コーディネーターと協力し、児童から高齢者まで幅広い枠組みでボランティア(インフォーマル)の支援、協力体制づくりができれば素晴らしいまちになるのではないかと思います。



▶目指す方向性

地域活動の参加者の固定化や高齢化が課題となっていることから、あらゆる世代を対象とした学習の機会を提供し、地域住民すべてが担い手であるという意識を深め、活動のリーダーとなる人材および団塊世代など現役を引退した元気なシニア世代など、地域の潜在的な人材の活用も視野に含めた人材育成を推進します。また、現在活動している地域団体がより活発に動けるような環境整備や支援も行います。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 各種養成講座を開催します。（関係各課）
- 民生委員児童委員の活動について、地域住民の理解がより図られるよう、地域住民に周知します。（福祉課）
- 民生委員児童委員が、地域住民に適切な相談窓口や相談機関を紹介できるよう、研修会などを実施し、活動の一層の充実を図ります（福祉課）
- 各種イベントを通して、障がいのある人との交流や障がい者団体の活動を支援します。（福祉課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 校区社協をはじめ、民生委員児童委員やくらし見守り相談員等の活動支援を行うとともに、研修の機会をつくります。
- 次代を担う地域福祉の人材を発掘して育てることを目的に、地域福祉やボランティアについて学ぶ機会を設けます。（具体的な取り組みについては P83～84 記載）

住民（自助）に期待すること



- 地域福祉に関する研修会やボランティア養成講座などに積極的に参加したり、自分の持つ趣味や経験を地域に役立てましょう。
- 民生委員児童委員の活動内容を正しく理解し、協力しましょう。
- 町内会や老人クラブ（シニアクラブ）などの各団体が行う地域活動やボランティア活動に関心を持ち、協力しましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 民生委員児童委員などの地域福祉を支える人たちの活動を理解し、ともに地域の生活課題の解決に取り組みましょう。

第3章 取り組み

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み③ 地域交流の促進

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆昔ながらの近所の付き合い方はできない世の中なので、新しい形の寄り合う場を作らなければいけないと思う。例えば、地域の施設を今よりも使いやすくするなど。(30 歳代男性)
- ◆子育て世代と高齢者の方の交流会などあれば(隣近所)参加し、子どもを通して少しでも仲良くできていけばと感じています。(40 歳代女性)
- ◆町内行事の参加体制も「いつか来る道」のことをみんなで考え実行に移すのみです。「できない」ではなく「自分には何ができるか」で参加していきたいものです。(70 歳代女性)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆地域においての住民同士の交流や世代を超えた交流の機会が少なくなっている。自ら出かけて参加したくなるようなイベントや、交流の機会があれば良いと思います。
- ◆5～10年後は、さらに高齢化が進み、町内の行事等も高齢化でできなくなることが増えてくると考えられます。町内会、隣保班単位で今後のことを話し合い、考えていく時期だと思っています。



▶目指す方向性

ライフスタイルや価値観が多様化し、特に若い世代では、「仕事や育児に追われ、時間がない」などを理由に、積極的に地域活動にかかわる人が少なくなってきています。その一方で、市民アンケートでは、何らかの形で地域とかかわりを持ちたいと考えている人も多く見受けられることから、健康や子育て、世代間交流など自分のライフスタイルや希望に合わせて気軽に集まることができるような交流の場や地域の課題を住民で共有できる場を作り、地域住民同士が顔見知りとなることで、支え合い（互助）の関係を築いていきます。また、交流を促進させていくうえで必要な交流の場として、公民館や空き家などの既存資源の有効活用も図っていきます。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 子育て支援事業と地域をつなぎます。（福祉課）
- 障がいの有無や障がいの違い、程度に関わりなく、集い、交流し、理解を深めることができるイベントの開催を支援します。（福祉課）
- 高齢者の生きがいづくりの場を支援し、地域での世代間交流につなげます。（高齢者支援課）
- 通いの場、認知症カフェなどの設置を推進し、地域交流の場としての活用を促します。（高齢者支援課）
- 高齢者や子育て世代、障がいのある人などの交流の場として、校区公民館の利活用を促します。（社会教育課）
- 小中学生と地域の人との交流を推進します。（社会教育課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 地域住民が気軽に集える場づくりを支援し、高齢者や障がいのある人などの社会参加や生きがいづくり、身近な範囲での支え合いの関係づくりを進めます。
- 地域住民が課題を共有し、解決するための具体的な活動を実践するには、校区単位の活動拠点となる場が不可欠です。行政機関と連携しながら活動の拠点づくりを進めます。（具体的な取り組みについてはP84～85 記載）

住民（自助）に期待すること



- 地域で開催される催しや文化活動などに積極的に参加し、地域の住民と顔見知りになりましょう。
- 学校が取り組む地域との交流活動などに協力しましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- さまざまな人の交流が日常的に行われるような、誰でも気軽に立ち寄れる場所を地域につくりましょう。

第3章 取り組み

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み④ 福祉に関する情報発信

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

◆意識的に情報を得たいと思わないと、大体のことが知らないままなので、せっかくいろんな取り組みを行っていても、やっていないことと同じ。絶対的に目にする確率の高い町内の掲示板や広報紙の有効活用が今後大事になってくると感じています。(20歳代女性)

◆身近なところに、介護する家族などがいないと情報不足なことが多いと思います。私も老人クラブ、民生委員、くらし見守り相談員がどんなことをしているのか知りません。若い方たちに、もっとボランティアや子育て、介護、民生委員などの市の動きを知ってもらいたいと思います。(30歳代女性)

専門職アンケートの自由回答から

◆人吉市住民であってもさまざまなサービスがあることも知らないことが多い。

◆町内会、くらし見守り相談員、民生委員、シルバーヘルパーとの連携を図るための第1歩として相談支援事業所連絡会を利用し、交流(意見交換)会の場を設ける、又は逆にその会に相談支援専門員が参加するといった場作りから始めるのはどうでしょうか。お互いに存在を知らないのが現状です。



▶目指す方向性

インターネットの普及など、情報化が進む一方で、情報を十分に入手することができていない人が多いことがわかりました。主な情報の入手手段は、年代や家族構成などで異なるため、それらの特性に配慮しながら、公的制度はもとより、地域のなかで行われている生活支援や民間サービスをわかりやすく周知していくための工夫や、必要な情報が必要な人に行き届くよう、各機関が連携しながら情報提供に努めます。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 広報紙、市ホームページ、防災行政無線放送など多様な媒体を活用して、情報発信を行います。（関係各課）
- 住民や地域に、広報や回覧等を利用した情報発信についての助言をします。（自治振興課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 地域福祉活動や社会資源、社協の事業等の役立つ福祉情報を必要とする人が、必要な時に手に入れ活用することができるようさまざまな方法で分かりやすく伝えます。（具体的な取り組みについては P85 記載）

住民（自助）に期待すること



- 福祉に関する情報に関心を持ちましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 地域で行われている活動の情報を積極的に発信し共有しましょう。

第3章 取り組み

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み⑤ 総合的な相談支援体制の充実

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆障がいのある家庭の支援や相談しやすい環境が必要。
(80 歳代以上女性)
- ◆一人暮らしの認知症の方がいて、家族が近くに住んでいるのに、放ったらかしでかわいそう。徘徊がひどいので、近所の人が家まで連れて帰って来たりして近所の人困っている。そういう時の連絡先をどこにすればいいかわからないので教えてほしい。(60 歳代男性)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆フォーマルサービスとインフォーマルサービス※の連携が必要。民生委員だけでなく、行政や事業所などいつでも相談に乗り、対応できることを、地域の方に知っていただく必要があると思います。
- ◆高齢者、特に要介護者を見守り、あるいはサービスを受け入れられる体制づくりと、その存在を地域住民にわかりやすく伝えることが必要。



※フォーマルサービスとインフォーマルサービス：フォーマルサービスとは、医療保険制度や介護保険制度などの法律・制度に基づいて行われる公的なサービスのこと。インフォーマルサービスとは、NPO 法人やボランティアが行うサービス（無料・有料に関わらない）のこと。家族・親戚・近所の人のも含む。

▶目指す方向性

かつては家族や隣近所の関係によって支えられ、困りごとが解決することもありましたが、人間関係が希薄となっている現在では、一人で抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯も少なくありません。地域住民のさまざまな困りごとについて、どこに相談すればいいかわからないということがないよう、適切に、地域や福祉に関する情報を得られ、相談内容に応じて関係機関などと連携できるような体制を整えます。さらに、研修などを通じ、相談にあたる職員のスキル向上を図ります。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 地域における身近な子育てに関する総合窓口を設け、個別ニーズに合った情報や事業などの提供、相談、援助を行います。（福祉課）
- ひきこもりについての相談窓口に関する周知および、障害者差別解消に基づく相談窓口に関する周知や差別防止に向けた啓発を行います。（福祉課）
- 障がいのある人やその家族に対するサービスのコーディネート、専門的な機関への紹介などの相談体制の充実を図ります。（福祉課）
- 健康、介護、日常生活、虐待などの高齢者の総合相談窓口として「地域包括支援センター」の相談体制強化を図ります。（高齢者支援課）
- 妊娠や子どもの健康、発達、子育て等について、相談支援を行います。（保健センター）
- 税・保険料や公共料金の滞納や分納の相談を受け、生活困窮状態もしくは生活困窮に至るおそれがある場合や、認知症や障がいなどで支払いが出来ていない場合は、庁内における関係各課や社協などの関係機関と連携し、状況に応じた支援策を講じます。（関係各課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 住民の身近な総合相談窓口として、ニーズキャッチから支援まで他機関と連携し包括的に途切れず支援します。
- 支援を必要とする人が自ら SOS の声を上げることができるよう受援力を高める意識づけを行うとともに、地域と専門職がつながる仕組みを構築します。（具体的な取り組みについては P85 記載）

住民（自助）に期待すること



- 自分自身や家族に困ったことがあった時に備えて、相談できる場所を知っておきましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 地域の中（身近な人）で困りごとを抱えている人を民生委員児童委員等につないだり、声かけや見守りなどで支え合いましょう。

第3章 取り組み

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み⑥ 地域の支え合い・助け合い体制の充実

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆子育て中ですが、高齢者のゴミ捨てや電気替え、病院への送迎などできることは極力お手伝いできればと思っています。(40歳代女性)
- ◆ご近所同士で見守りをしているが、高齢者が高齢者を見守っている。(地域座談会)
- ◆介護サービスが入っている見守り対象者に、どんなサービスが入っているのかわからず、声かけなど今までしていたことが、しづらくなった。(地域座談会)
- ◆買い物や病院への移動手段がなく、タクシー利用の費用が負担となっている。(地域座談会)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆独居高齢者世帯の増加に伴い、見守りなど状況把握するシステムが必要。
- ◆デイサロンや朝デイなどに、参加したいと思っている高齢の方で、一人暮らしや日中独居、身体に支障があったり、軽度の認知症のある方は、交通手段がない(支援してくれる人がいない)ため、参加できない。



▶目指す方向性

高齢者のみならず、子育て世帯や障がいのある人などの生活課題が複合化・深刻化する前の段階で、地域における見守りなどをきっかけとして、困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関などが連携して支援を行えるような体制を整えます。さらに、自分が“見守られる立場”になった時に、どんな仕組みや活動があったらいいのかを考えることで、“見守る側”と“見守られる側”の双方が負担を感じないような体制を整えていく必要があります。

また、地域住民や福祉関係者が連携し、支え合うことを目的とする地域福祉活動では、個人情報を取り扱うことが必要な場面も多いことから、市は、個人情報の保護と個人情報活用の必要性や有用性のバランスを図りながら、地域住民などへの適正な活用と保護を周知していきます。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 民生委員児童委員から地域の実情や要望を聞くほか情報交換に努めます。（福祉課）
- ひきこもりの相談窓口の周知を行い、ひきこもりに悩む本人や家族の相談を引き出し、必要に応じて関係機関と連携し、支援につなげます。（福祉課）
- 認知症高齢者を地域で見守る「高齢者見守りネットワーク」を強化するため、町内会や関係機関との連携に努めます。（高齢者支援課）
- 校区社協を基盤とする生活支援体制整備事業により、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。（高齢者支援課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 地域に暮らす住民一人ひとりが安心して生活を送ることができるよう、小地域ネットワーク活動等これまで行ってきた活動を活かしながら、支え合いの輪を広げます。
- 民間事業所や社会福祉法人と積極的に連携し、地域の社会資源として役割を発揮してもらえよう働きかけます。（具体的な取り組みについてはP86 記載）

住民（自助）に期待すること



- 隣近所で気になる人や異変を発見した時に備えて、相談できる場所を知っておきましょう。
- 隣近所の困りごとを我が事と捉え、可能な範囲で手助けしましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 地域での支え合い・助け合いの仕組みづくりに参画し、活動を推進しましょう。また、このような活動を広く知らせていきましょう。

第3章 取り組み

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み⑦ 自立・社会参加支援の推進

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆特定疾患を持っている人の仕事（働く場所）が少ない。なかなか働きたい場所で仕事ができない。（50歳代女性）
- ◆引きこもりなどの問題を抱え、就労に至っていない40歳以下の若者に対し、相談会への出席を促すなどの取り組みが必要。また、社会福祉協議会や生活保護のケースワーカーなどと情報を共有し、本人の自立を促進する取り組みも行っていくべき。（40歳代男性）

専門職アンケートの自由回答から

- ◆障がいのある人の就労を考えたときに、就労先の確保と同時に、一般就労の場合の通勤等の移動手段が大きな課題です。
- ◆障がいのある人やひきこもりの人たちにもできる仕事を作るべき。
- ◆障がいのある人の法定雇用率を満たしている民間企業は少ないのが現状。



▶目指す方向性

障がいのある人や生活困窮者、ひきこもりの人の中には、社会とのかかわりに対する不安など、さまざまな生活のしづらさを抱えている人がいます。そのような人たちが、社会参加できるような地域をつくり、それぞれの自立や就労支援をサポートするために、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の尊厳を重視しながら、関係機関相互の連携を強化し、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていきます。また、これらの支援に携わる人材の養成、支援の質の向上も図ります。

第3章 取り組み

▶具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 社協と連携し、生活困窮者自立支援制度*の周知および適正な運営と相談体制の充実を図ります。（福祉課）
- 末就労者等の就労のサポート機関である「若者サポートステーションやつしろ」、「ジョブカフェ球磨」など既存の就労相談機関の活用促進を図るために、地域へ周知を図り、当該機関と共催でセミナーを開催します。（商工振興課）

※生活に困窮されている方への支援を強化する『生活困窮者自立支援制度』についての内容は、78 ページをご覧ください

社協（互助・共助）の取り組み



- さまざまな理由で生活のしづらさを抱えていても、住み慣れた地域で自立して生活することができるよう、地域や関係機関につないだり、同じ悩みを持つ人同士の場づくりやさまざまな生活支援を提供します。（具体的な取り組みについては P87 記載）

住民（自助）に期待すること



- 生活困窮者自立支援制度を理解し、隣近所で生活に困っている人がいたら、相談できる場所を確認しておきましょう。
- さまざまな福祉制度を理解し、隣近所で困っている人がいたら、民生委員児童委員につなぎましょう。
- いろいろな問題を一人で抱え込まず、相談機関に相談してみましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



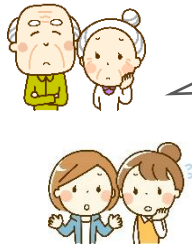
- さまざまな理由で生活のしづらさを抱えている人を理解し、孤立しない地域づくりを進めましょう。

第3章 取り組み

基本目標3 安全・安心なまちづくり

取り組み⑧ 権利を守る制度の推進と虐待防止

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から
→特になし ※策定作業部会で出た意見を掲載しています

- ◆高齢者や障がいのある人を狙った悪質商法による消費者被害が増えている。(作業部会)
- ◆近所で、子どもへの虐待の疑いがあるが、どうしたらいいかわからない。(作業部会)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆身寄りがいない、もしくはおられても関係性が薄いことなど、キーパーソン(介護をしていくうえで中心となる人)がいないうちが多くあり、さまざまな調整がスムーズにいかず、困る事が多い。
- ◆障がいのある人の親の亡き後の生活の相談が多い。生活する場(グループホームなど)が少なく困っている。



▶目指す方向性

認知症高齢者や、知的・精神障がいのある人の増加に伴い、今後、その方々に対する権利擁護※を目的とした成年後見制度の必要性和需要はさらに増大することが見込まれています。また、国の方針として、市民後見人の養成や活動の推進が求められていることから、判断に配慮を要する高齢者や障がいのある人などが、不利益を被ることなく法的に保護・支援され、自立した生活が送れるよう、権利擁護の充実を推進します。さらに、子育て・介護の疲れや経済的困窮などを原因とする虐待の相談・通報ケースが増えていることから、虐待の防止・早期発見、関係者間の適切な情報共有・連携を図っていきます。

※認知機能の低下や、知的・精神障がいのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりすること。

第3章 取り組み

▶ 具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 障害者差別解消法に基づく差別防止に向けた周知・啓発を図ります。（福祉課）
- 市民後見人の周知・啓発、養成を図ります。（福祉課）（高齢者支援課）
- 「人吉球磨成年後見センター」と連携し、相談や成年後見制度などの周知・啓発を図り、判断能力が十分でない人だけでなく、地域全体での活用を推進します。（福祉課）（高齢者支援課）
- 児童虐待及びDV、障がい者虐待に対して、相談窓口と通報先の周知・啓発を行い、適切な対応に努めます。（福祉課）
- 高齢者の権利擁護・虐待防止を推進するための研修を実施します。（高齢者支援課）
- 乳児の全戸訪問を行い、虐待防止と親子の健康管理を行います。（保健センター）
- 高齢者等の見守り活動に取り組む人を対象にした出前講座の内容を、これまでの「被害の未然防止の啓発」だけではなく、消費者が必要な情報を得られるような内容も提供できるようにします。（市民課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 認知症や障がい等で判断能力が低下しても、人として尊重され自らの意思に基づいた選択のもとに自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うなどの支援を行います。
- 民生委員児童委員等関係者と協力し、制度の周知啓発や利用促進を図るとともに、虐待等の防止、早期発見・早期対応に努めます。（具体的な取り組みについてはP88記載）

住民（自助）に期待すること



- 権利擁護や虐待について理解しましょう。
- 隣近所で虐待の疑いがみられた時に備えて、通報・相談できる場所を知っておきましょう。
- 成年後見制度利用支援事業について理解し、必要に応じて利用しましょう。

地域（互助・共助）に期待すること



- 虐待や消費者被害を未然に防ぐため、また早期発見につなげるため地域での見守りや声かけをしましょう。

第3章 取り組み

基本目標3 安全・安心なまちづくり

取り組み⑨ 災害時対策の充実

▶現状の把握・課題 ※市民アンケートや地域座談会、専門職アンケートでいただいた意見から一部抜粋



市民アンケートの自由回答、地域座談会の意見から

- ◆町内で体の不自由な人や高齢者を災害時に避難する時に、近隣の手助けをどうするかを考えてしまいます。外出できない高齢者宅の訪問を密にして孤独死などないようにしたいですね。(50歳代女性)
- ◆防災行政無線が聞こえない。(地域座談会)
- ◆大雨や台風の時に避難したいが、避難所が遠かったり、避難所までの道が危ないので行くことができない。(地域座談会)

専門職アンケートの自由回答から

- ◆避難弱者の避難、受入は万全なのか、避難できたとしても避難先では環境が整っていないと、高齢者には過酷で、避難生活は難しいのではないかと思います。
- ◆避難に際し、地域で対応するシステムの必要性を感じる。ケアマネジャー一人では限界を感じる。
- ◆災害時など、要支援者の対応について、具体的に市民に周知してほしい。
- ◆視覚・障がいのある人に対しての避難手段がない(少ない)。また、視覚・障がいのある人は、避難の声かけに対して理解が難しい場合もある。



▶目指す方向性

災害時・緊急時には、自助、共助・互助による近隣同士の助け合いが重要になってきます。特に、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などは、周りの人の助けが必要となってくることから、市では避難行動要支援者リストの作成と定期的な更新を引き続き行い、迅速かつ円滑に避難できるよう取り組んでいきます。また、平常時から災害に対する意識の醸成を図る取り組みも推進します。

第3章 取り組み

▶ 具体的な取り組み

市（公助）の取り組み



- 地域住民の防災意識を図るための訓練や学習会などの取り組みを支援します。（防災安全課）（福祉課）
- 関係機関と協力し、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。（福祉課）
- 災害発生時に迅速な地域の安否確認などが実施できるよう、災害時の支援について、地域包括支援センターとの連携に努めます。（福祉課）
- 福祉避難所について、社会福祉法人や民間事業所など、提携先の拡充に努めます。（福祉課）
- 災害時の地域住民主体による避難所運営の必要性を周知します。（福祉課）

社協（互助・共助）の取り組み



- 災害時に支援を必要とする人をもれなく把握し、援助する人につなげるよう、小地域ネットワーク活動の中で支援体制の整備を図ります。
- 市民や学生を対象に災害救援ボランティア養成を行い、地域の防災力向上やいざという時に助け合うことができるよう、日頃から地域のつながりづくりに取り組みます。（具体的な取り組みについては P88 記載）

住民（自助）に期待すること



- 自分の命は自分で守るという意識を持ちましょう。
- 平常時から、隣近所同士のつながりを作りましょう。

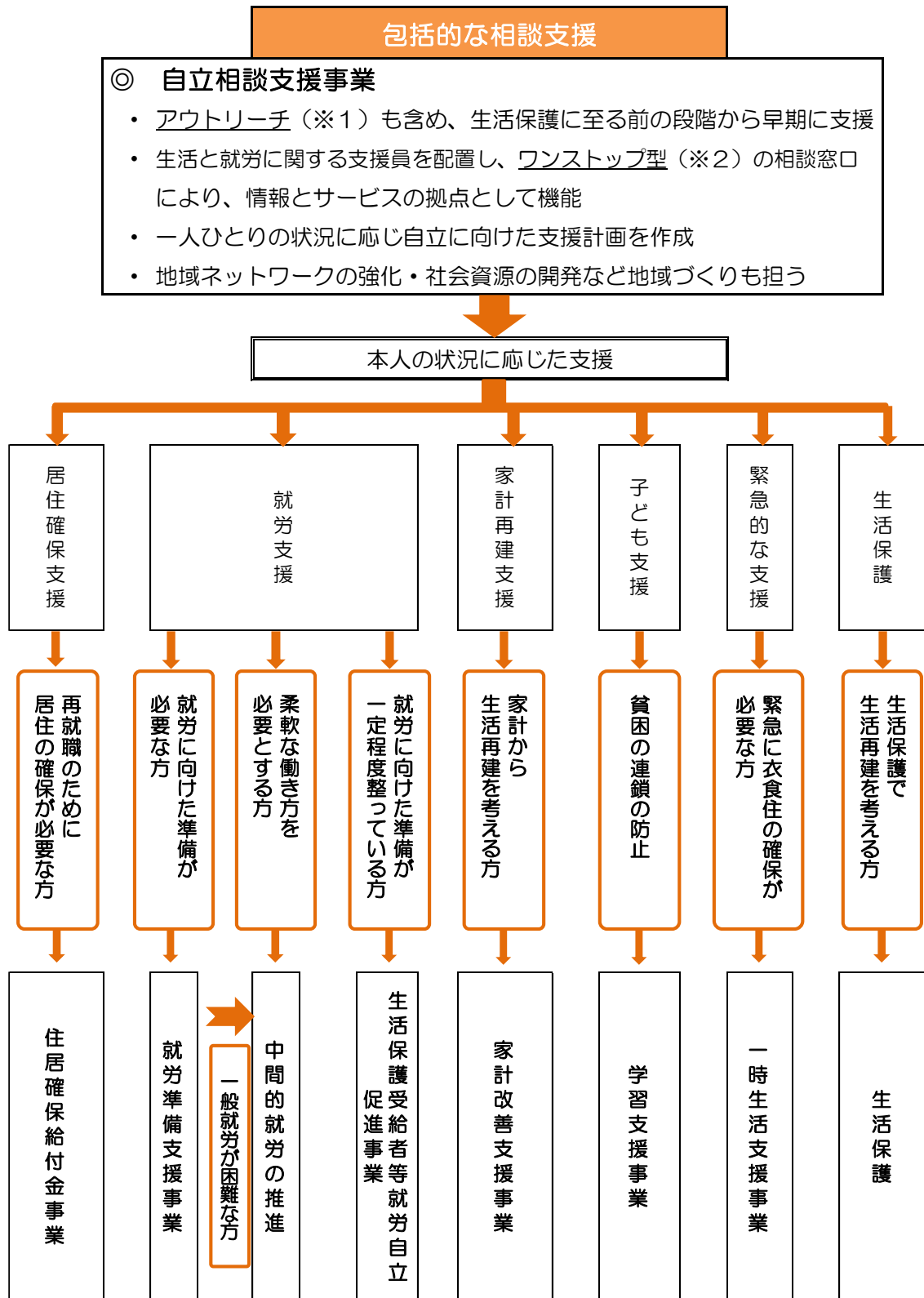
地域（互助・共助）に期待すること



- 小地域ネットワーク会議等で災害時に支援が必要な人を皆で把握し、支える仕組みをつくりましょう。日頃から地域の受援力を高めることで、地域の防災力も向上します。

第3章 取り組み

生活困窮者自立支援制度の全体像



（※１）アウトリーチ：困難を抱えながらも相談に行かない、行けない、支援の必要性を自覚していない人に対し、積極的に働きかけて、支援の実現を目指すこと。

（※２）ワンストップ型：一度の手続きで、必要なことすべてを完了できるように設定されたサービス。

第4章

地域福祉活動計画



第4章 地域福祉活動計画

1 地域福祉活動計画とは

社会福祉法第109条にある「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である人吉市社会福祉協議会が策定する計画です。住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となるものです。

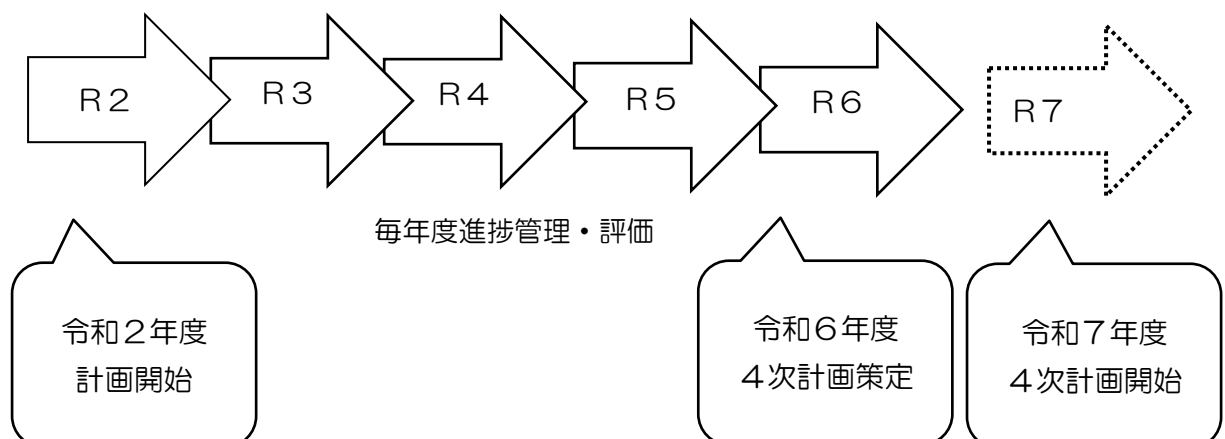
（社会福祉法第109条 「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会」）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、地域社会状況の変化や関連の計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



第4章 地域福祉活動計画

3 計画策定について

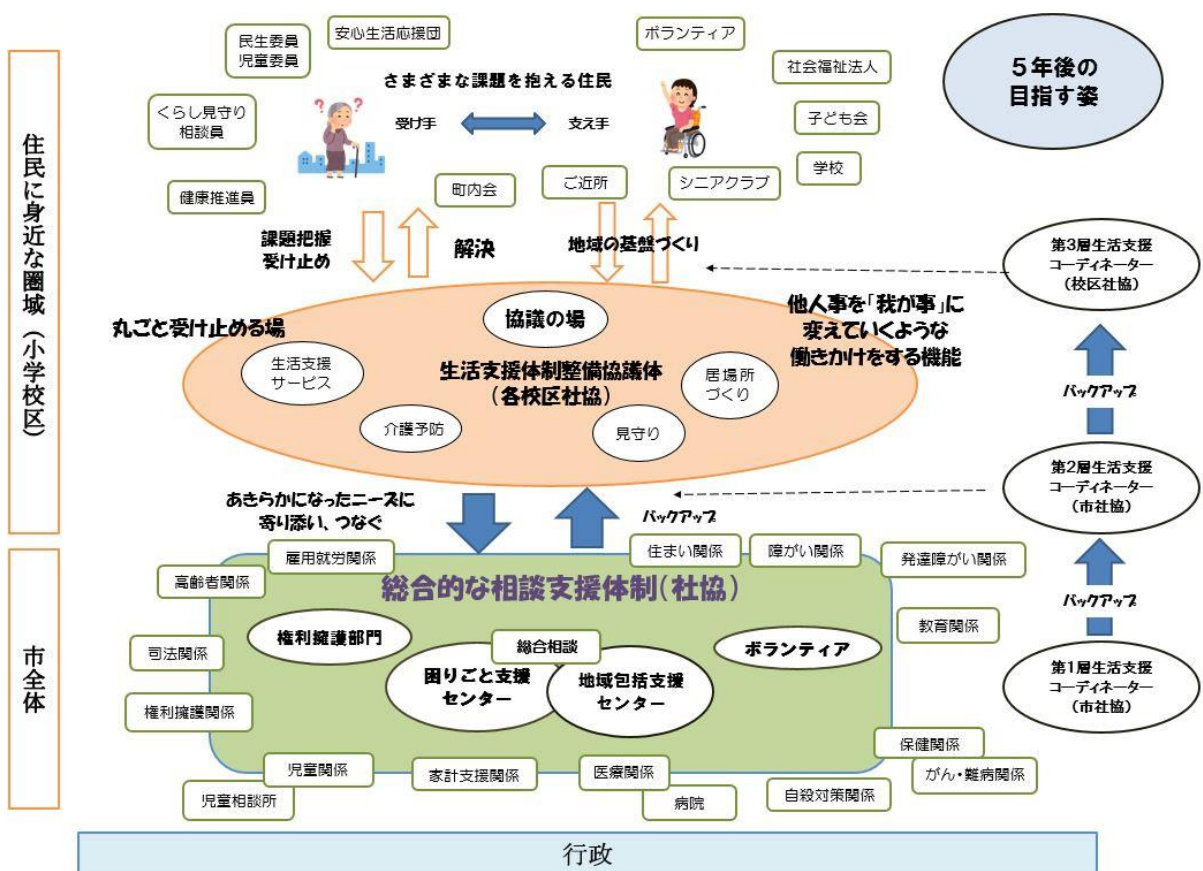
第3次地域福祉活動計画については、市民や専門職を対象に実施したアンケート調査のほか、生活支援体制整備事業で取り組んできた各校区別の地域座談会や要援護者のニーズ調査を基に地域の課題や意見等を把握し計画に反映させました。

また、本計画は、社会福祉協議会の活動計画であるとともに地域住民の行動計画でもあることから、校区社協長及び企画財政部会で構成する「地域福祉活動計画策定検討委員会」において、さまざまな立場からの意見を聴取して策定しました。

4 取り組み方針

「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」

第3次地域福祉活動計画では、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。



▲住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制

第4章 地域福祉活動計画

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

～ 支え合いの雰囲気盛り上げよう ～

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが主体的に役割を担っていくことが重要です。地域住民による支え合いから見えてきた困りごとをきっかけに、必要な支援につなげるためには住民相互の理解や関心を高めることが最も重要と考えます。

社会福祉協議会では、一人ひとりが主体的に生きる力を身につけ（自助力）、支援が必要になっても、住み慣れた地域でつながりをもって安心して暮らせるよう、共助・互助の地域の福祉力を高める基盤づくり（人づくり）を行います。また、地域で活動する関係組織やボランティア等に対して、活発な活動につながるよう環境整備や支援を行います。

基本目標2 孤立させないまちづくり

～ 地域ぐるみで支え合おう ～

少子高齢化、人口減少の進行、高齢者のみの世帯や単身高齢者の増加とともに、地域のつながりの希薄化など社会情勢が変化する中で、育児や介護、虐待やひきこもり、貧困等の課題が顕在化しており、福祉を取り巻く環境は新たな局面を迎えています。

社会福祉協議会では、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を重点課題として掲げ、地域共生社会の実現を念頭に地域住民と協働した制度横断的な取り組みを展開していきます。

基本目標3 安全・安心なまちづくり

～ 命と権利を守ろう ～

近年、消費者被害の増加や、自然災害の頻発など緊急時の対応に不安を感じる住民は少なくありません。また、認知症高齢者や障がい者の増加に伴って、権利擁護支援を必要とする人も増加傾向にあります。

社会福祉協議会では、自助力を高めるための情報提供を行うとともに、平常時からの見守り活動である小地域ネットワーク活動を通じて、緊急時の対応を検討していきます。また、認知症や障がい等により判断能力がない方や低下した方を関係機関と連携してさまざまな支援につなぐとともに、高齢者等の虐待や生活困窮者等にも専門的な立場から積極的な対応や支援を行っていきます。

第4章 地域福祉活動計画

5 取り組み内容と事業・活動

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み① 支え合いの機運づくり

取り組み内容	事業・活動
●ホームページやSNS、社協だよりなどを通して福祉に関する情報発信・啓発に取り組むことで、地域の現状や必要な福祉について関心を高めます。	●社協だよりの発行 ホームページ・SNSの活用 (※1)
●学校に対する福祉教育出前講座や、ボランティア体験行事を実施し、子どもの頃から福祉について学ぶ機会とします。また、ボランティア協力校連絡会を開くなど、ボランティア担当教諭と連携を密にし、福祉教育の推進を図ります。	●ボランティア体験事業【ボランティアスクール・中高生のための災害ボランティア講座・福祉の職場体験】(※2・3) ●福祉教育出前講座 ●ボランティア協力校
●校区社協だよりを通して、校区社協が行っている活動を広く地域に周知します。また、校区社協の取り組みに関心をもち、参加したいと思えるような紙面づくりを支援します。	●校区社協だよりの発行支援

※1：SNS…SNSはSocial Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称です。

※2：ボランティアスクール…高齢者や子どもたちとのふれあいを通して福祉の心を育むことを目的に、夏休みに児童が市内の福祉施設等でボランティア体験を行います。

※3：中高生のための災害救援ボランティア講座…災害発生時から、復興・復旧期のボランティア活動についての学びや体験を通して、ボランティア活動への関心を深めます。

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み② 人材育成と活動支援

取り組み内容	事業・活動
●次代を担う地域のリーダーを発掘し育てることを目的に、地域福祉やボランティアについて学ぶ機会を設けます。	●(仮)生涯現役塾の実施 (令和3年度～)
●民生委員児童委員の一次相談窓口を社会福祉協議会にし、活動を支援します。 民生委員児童委員協議会の各校区例会や全体研修、各専門部会研修を開催し、相談機関、専門機関の説明紹介を行い、適切な対応が出来るようにします。また、社協だよりやPR活動を通じて、地域住民への周知を図ります。	●民生委員児童委員活動への支援 (※4)

第4章 地域福祉活動計画

●校区社協活動計画に基づいた校区社協活動が円滑に運営できるよう後方支援します。また、各校区に設置している生活支援体制整備協議体及び第3層生活支援コーディネーターの活動への支援を行います。	●校区社協活動への支援（※5）
●見守りを必要としている方を地域で支えるため、くらし見守り相談員の設置を推進します。また、地域の実情に合わせた配置を進めるとともに、民生委員児童委員との連携を深め、見守り体制が充実するよう支援します。	●くらし見守り相談員活動への支援（※6）
●地域活動をけん引していくリーダーである町内会長、民生委員児童委員、くらし見守り相談員が一堂に会した研修の機会として社会福祉のつどいを開催します。	●社会福祉のつどいの開催
●障がい者団体等の当事者組織や、それを支援する団体に助成金を交付する等、活動を支援します。	●各種福祉団体への活動支援

※4:民生委員児童委員…厚生労働大臣の委嘱を受け、地域福祉の担い手として、住民からの様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

※5:校区社会福祉協議会…昭和33年に結成された小学校区を単位とした住民の福祉組織で、支え合いの地域づくりに取り組んでいます。

※6:くらし見守り相談員…人吉市社協会長の委嘱を受け、地域での見守りを必要とする高齢者、障がい者世帯に定期的な見守り訪問を行っています。民生委員児童委員と連携し、地域の良き相談相手として活動しています。

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

取り組み③ 地域交流の促進

取り組み内容	事業・活動
●校区社協を中心に、地域住民や地域で活動するさまざまな団体、関係機関が参画し、地域の情報や課題を話し合い、地域福祉活動を展開できる拠点の整備を進めます。	●校区社協活動拠点の整備（生活支援体制整備事業）
●ミニサロンを全町内で開催できるよう運営の支援を行い、交流から生まれる支え合いの関係づくりを進めます。（※7）	●ミニサロン開催の支援
●地域サロン設置に向けた情報提供や運営支援を行い、気軽に集える場づくりを進めます。（※8）	●地域主体のサロン設置への働きかけと支援

第4章 地域福祉活動計画

●デイサロンは高齢者の介護予防のみならず、地域の交流の場であることから、より多くの方に参加していただけるよう参加促進を図ります。また、高齢者の経験や特技を生かしたボランティア参加の機会をつくります。(※9)	●デイサロン事業※市委託 (いきいき筋トレ倶楽部)
---	---

※7:ミニサロン…地域における支え合いや見守り活動の促進、見守り対象者の社会的孤立の解消を目的に、町内単位で開催されています。

※8:地域サロン…地域住民同士の助け合い支え合いの場を広げるために、地域住民が主体となって開催する集いの場です。

※9:デイサロン…おおむね65歳以上の高齢者を対象に、公民館等で介護予防・認知症予防の体操やレクリエーションを行うほか、身近な地域での仲間づくりの場です。

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み④ 福祉に関する情報発信

取り組み内容	事業・活動
●地域福祉活動の取り組みや団体組織、福祉に関する情報を社協だよりやホームページ、SNSを利用して発信することで、必要な情報を得やすくします。	●社協だよりの発行 ホームページ・SNSの活用

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み⑤ 総合的な相談支援体制の充実

取り組み内容	事業・活動
●総合相談窓口として、ひとよし生活困りごと支援センターで相談を受け付け、地域包括支援センター等、必要な機関につないだり、必要に応じてアウトリーチを行う等、伴走型の支援を行います。(※10・11)	●総合相談の受付
●健康、介護、日常生活、虐待等の高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターが対応します。	●高齢者に関する総合相談窓口 ※地域包括支援センター (令和2年度～)
●相談を受け、必要に応じて福祉資金を紹介し、貸付を行います。	●福祉資金の貸付

※10:ひとよし生活困りごと支援センター…仕事や借金、家族関係などさまざまな理由で経済的に困っている方の相談を聞き、各種関連機関と連携しながら、ともに考え、それぞれの状況に応じた支援を行います。

※11:アウトリーチ…困難を抱えながらも相談に行けない方、支援の必要があるにもかかわらず支援に結びついていない方を見つけたし、積極的に出向いて支援すること。

第4章 地域福祉活動計画

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み⑥ 地域の支え合い・助け合い体制の充実

取り組み内容	事業・活動
●座談会やアンケート調査で地域のニーズや社会資源を把握し、ニーズに応じた支え合い・助け合い活動につなげていきます。また、地域ケア会議や関係団体の会議で出た課題を地域で共有し、解決に向けた取り組みを支援します。	●生活支援体制整備事業 ※市委託
●各町内で見守りを必要とする方をもれなく把握できる小地域ネットワークを形成するため、校区社協と連携しながら活動の支援をします。	●小地域ネットワーク活動の支援 (※12)
●民間事業所と連携した見守り体制の構築を進め、生活支援サービスへの参画を促します。	●安心生活応援団(※13)
●社会福祉法人・福祉事業所と情報交換を行い、地域の福祉資源として役割を発揮してもらえるよう働きかけます。また、介護支援専門員などの専門職と地域の福祉関係者の連携を進めます。	●社会福祉法人・福祉事業所との連携
●地域等において認知症サポーター及びキャラバン・メイトを養成していきます。また、キャラバン・メイトの積極的な活用を行います。(※14・15)	●認知症サポーター養成等
●地域における子育て支援を目的として、依頼会員・協力会員の相互援助活動を行います。	●ファミリーサポートセンター事業 ※市委託(※16)

※12:小地域ネットワーク活動…一人暮らしの高齢者等、生活に不安を持っている方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、小地域(各町内)をベースにした見守りのネットワーク活動を進めています。

※13:安心生活応援団…市内の民間事業所の協力を得て、住民への声かけ、見守りを行い、異変の早期発見・早期対応をしています。

※14:認知症サポーター…認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをします。

※15:キャラバン・メイト…認知症サポーター養成講座の講師役

※16:ファミリーサポートセンター…「一時的に子どもを預けたい」「保育園の送迎をお願いしたい」など、支援が必要な子育て世帯(依頼会員)に対して協力会員がサポートする相互援助活動です。

第4章 地域福祉活動計画

基本目標2 孤立させないまちづくり

取り組み⑦ 自立・社会参加支援の推進

取り組み内容	事業・活動
●支援が必要な方に対して関係機関につなぐ他、積極的なアウトリーチを行う等、伴走型の支援を行います。また、ひきこもりの方の支援については、関係機関と連携しボランティアなど活動できる場につなぐ等、社会とつながるきっかけづくりを行います。	●生活困窮者自立相談支援事業 ※市委託 ※78 ページ参照
●ひきこもりの若者の社会復帰の一步となるように、居場所（カフェ）をつくります。	●ひきこもりの方の居場所づくり （令和2年度～）
●買い物に困難を抱えている方に宅配を行うほか、見守りや生活の中でのちょっとした困りごとをお手伝いし、必要に応じて関係機関につなぐ等、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。また、小地域ネットワーク活動や住民主体の生活支援サービスにつなげます。	●買い物支援事業
●視覚障がい者の社会参加のために訪問介護員がガイドします。	●移動支援事業 ※市委託
●介護者家族会等を定期的に開催し、困りごとの把握と専門職による助言を行います。	●介護者家族会等の定期開催 （令和2年度～）
●命のバトンの情報を、民生委員児童委員を通じて更新し、名簿を作成します。最新の情報は消防署と共有し、緊急時の備えとします。（※17）	●命のボタン事業
●高齢者の緊急時の備えとして、SOS キーホルダーの配布・登録をします。また、普及のための啓発を行います。（※18）	●SOS キーホルダーの普及・啓発 （令和2年度～）
●低所得の方や一時的に必要な方に車椅子等、福祉機器の貸出を行い、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう支援します。	●介護用ベッド・車椅子等の貸出

※17: 命のボタン…救急隊や緊急時に駆け付けた方の救急活動に役立つよう、緊急連絡先・かかりつけ医・持病・服薬内容等を記入した紙を、プラスチック製の筒（ボタン）に入れ、冷蔵庫に保管しておくものです。

※18: SOS キーホルダー…外出先で突然倒れて緊急搬送されたが身元が確認できない、認知症の方が徘徊などで警察に保護されたが家族と連絡が取れないなど、高齢者の“もしも”の時に、SOS キーホルダーに書かれた緊急連絡先（地域包括支援センター）につなげることで、本人の氏名や家族の連絡先などが迅速に確認できるキーホルダーです。



第4章 地域福祉活動計画

基本目標3 安全・安心なまちづくり

取り組み⑧ 権利を守る制度の推進と虐待防止

取り組み内容	事業・活動
●認知症や障がい等で契約等ができない方の後見人等を受任し、暮らしと財産を守ります。	●法人後見事業
●成年後見制度に関する知識と援助技術の習得を目的に、市民後見人養成講座を開講し、養成後も市民後見人が安定的な業務が行えるような支援体制の構築にも努めます。	●市民後見人養成講座 (基礎編・応用編)
●一般市民を対象に成年後見セミナー（出前講座）の開催を通して、制度の周知や活用の促進を図ります。	●成年後見セミナー（出前講座）
●認知症や障がい等で判断能力が低下した方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行います。	●地域福祉権利擁護事業の実施
●定期的に暮らし安心法律相談を開催し、問題の解決はもちろん、その中から地域課題の把握にも努めます。	●暮らし安心法律相談

基本目標3 安全・安心なまちづくり

取り組み⑨ 災害時対策の充実

取り組み内容	事業・活動
●災害が発生した場合の行動や防災への意識づけ及び、地域の災害ボランティアリーダーを養成するために、災害救援ボランティアやまぜみや青年会議所（JC）と連携し、養成講座等を開催します。	●災害救援ボランティア養成講座・フォローアップ講座
●災害時のボランティア活動への関心・理解を深めるため、中高生を対象に実施します。	●中高生のための災害ボランティア養成講座
●平常時の小地域ネットワーク活動が、災害時に支援を必要とする人をもれなく把握し援助する方につなげるよう、支援体制の構築を図ります。	●小地域ネットワーク活動
●人吉球磨10市町村による相互応援協定による災害ボランティアセンター設置訓練を実施し、平常時から連携を図ります。	●球磨ブロック社会福祉協議会災害ボランティアセンター設置訓練

第4章 地域福祉活動計画

6 計画推進のための社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

取り組みを推進するため、社協の経営基盤・体制の強化、機能的な役割分担と連携、地域支援のための体制の強化を進めます。

事業名	内容
1 経営基盤の強化	
理事会・評議員会の充実	社会福祉協議会組織の執行機関である理事会と議決機関である評議員会の更なる意識向上を図り、積極的な議論や提言がなされるよう、研修会等への参加や情報提供を行います。
専門部会活動の充実	各部会の主体的な活動に対しての支援や研修等を実施します。
苦情解決第三者委員会の設置	中立で公平な苦情解決のための第三者委員会を設置し対応します。
コンプライアンスの徹底	法令、社会福祉協議会諸規程等を遵守徹底します。
財源の確保 (1) 補助金・委託料	安定した補助金・委託料の確保、適切な予算の執行に努めます。また、事業内容の充実も図り、多様化する地域福祉活動に対し、社協の重要性・必要性を示していきます。
財源の確保 (2) 会費・寄付金	住民の皆さんの理解と協力を得て、安定した財源の確保と有効活用を図ります。用途については、経費の節減を図り、効果的な支出に努めます。
財源の確保 (3) 共同募金	地域支援活動と共同募金活動が一体となった取り組みを推進します。また、共同募金の理解者・支援者を増やし、財源の確保と拡大に努めます。
2 事務局体制の強化	
職員の資質の向上	内部研修の他、各業務ごとに県社協等が開催する研修会へ積極的に参加を促します。
職員体制の整備	適正な職員配置と業務体制の整備を進めます。
3 団体事務局の受託と円滑な運営	
人吉市共同募金委員会	多様な団体・企業・個人の協力を得て、共同募金活動を推進します。
人吉市民生委員児童委員協議会	各々の活動に関する連絡調整・情報提供・研修等を実施します。
人吉市校区社協連絡協議会	
人吉市くらし見守り相談員連絡協議会	
人吉市ボランティア連絡協議会	

第4章 地域福祉活動計画

7 計画の進行管理と評価体制

人吉市社会福祉協議会の企画財政部会と校区社会福祉協議会会長で構成する「人吉市地域福祉活動計画検討委員会」にて、進行管理と自己評価を行い、その結果を「理事会及び評議員会」に報告し、取り組みに対する意見および評価を受けます。

第5章

校区社会福祉協議会活動計画



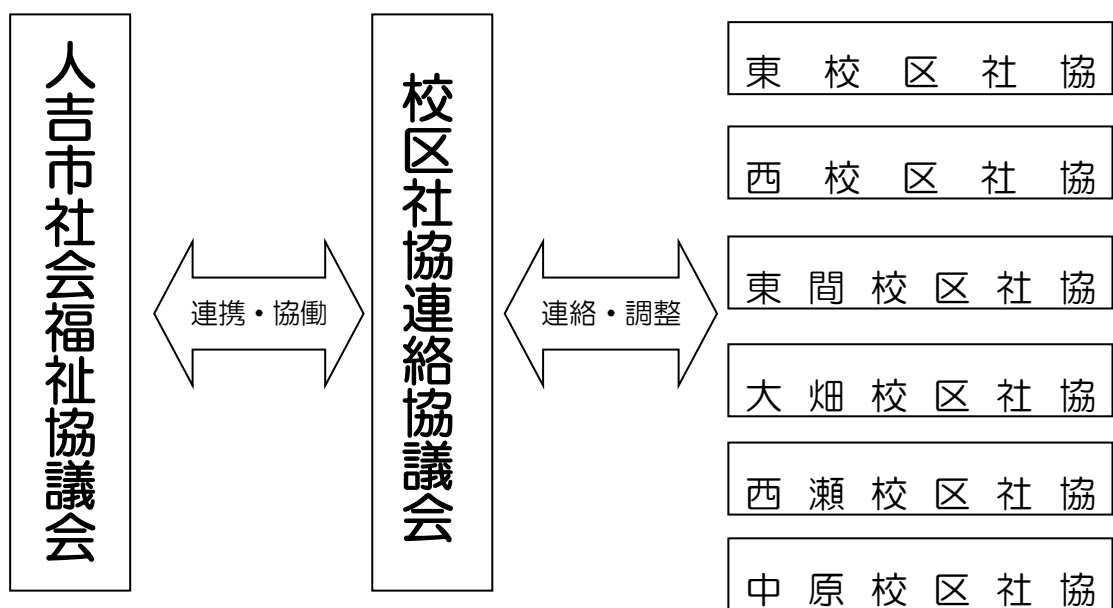
第5章 校区社会福祉協議会活動計画

1 校区社会福祉協議会とは

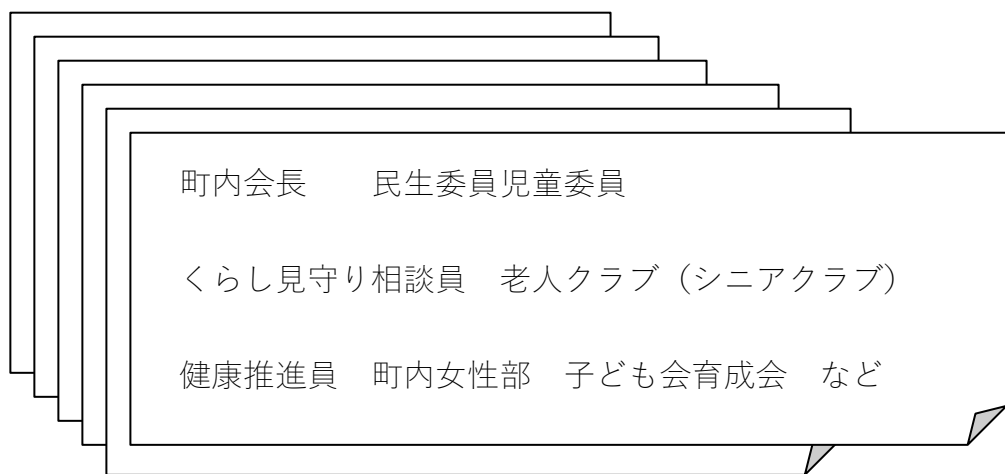
人吉市における校区社会福祉協議会（校区社協）は昭和 33 年に結成されました。各々の地域の福祉課題にいち早く取り組み、ニーズに沿ったさまざまな福祉活動を展開しています。

校区社協はそれぞれ独立した任意の団体です。市社協は各校区社協の活動を支援し、連携を図っています。

* 校区社協と市社協の関係



* 校区社協を組織している福祉関係者



第5章 校区社会福祉協議会活動計画

2 校区別活動計画



小地域ネットワーク活動とは…

各校区社会福祉協議会と町内会が中心となつて行う事業で、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方、子育て中の方等、日常生活に不安を持っている方が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、小地域（各町内）で声掛けや見守りといった、住民同士の目配り気配りのネットワーク活動を行っています。

地域で見守りが必要な方を確認する「小地域ネットワーク推進会議」を各町内で年2回開催し、見守り対象となつた方には、くらし見守り相談員が月1～2回程、対象者の自宅を訪問し、元気で生活をされているか声掛けを行っています。また、何か異変があった際には、民生委員児童委員に情報共有し、地域包括支援センターや社会福祉協議会に相談する等、連携して住民同士の信頼の絆を育んでいます。

第5章 校区社会福祉協議会活動計画

東校区



校区内の基本情報

◆人口	8,459 人
◆世帯数	4,060 世帯
◆町内会数	18
◆高齢者人口(65 歳以上)	2,792 人
◆高齢化率	33.0 %
◆年少人口(15 歳未満)	1,189 人
◆年少人口率	14.1 %
◆生産年齢人口 (15～64 歳)	4,478 人

【H31.3.31 現在 住民基本台帳より】

基本目標

声掛け・見守り・向こう三軒両隣、地域の福祉力を高め、
安心して暮らせる地域づくり

基本計画

	実施する事業	実施年度	具体的な取り組み
1	小地域 ネットワーク事業	継続	- 各町内年2回の定期開催を推進する。 - 基本事業としての理解を深め、実のある事業展開を行う。 - 日常、非日常、災害時に生きる事業として展開できる事業とする。
2	ミニサロン事業	継続	全町内での実施を基本とする。
3	地域サロン推進事業	新規	現サロン活動の紹介ならびに新規サロン開設への支援
4	人吉市生活支援 体制整備関連事業	新規	従来実施してきた「日常生活協力援助（表彰）事業」をベースに生活支援体制整備事業推進の中核事業としての構築を助長する。

◎校区社協だよりの発行 ◎校区社協研修開催

第5章 校区社会福祉協議会活動計画

西校区



校区内の基本情報	
◆人口	5,521 人
◆世帯数	2,846 世帯
◆町内会数	9
◆高齢者人口(65 歳以上)	2,104 人
◆高齢化率	38.1%
◆年少人口(15 歳未満)	628 人
◆年少人口率	11.4%
◆生産年齢人口 (15～64歳)	2,789 人
【H31.3.31 現在 住民基本台帳より】	

基本目標

思いやり・支え合いの町づくり

基本計画

	実施する事業	実施年度	具体的な取り組み
1	小地域ネットワーク事業	継続	・情報交換、情報共有の徹底による充実を図る。 ・町内単位の福祉推進会議の活用による円滑な事業運営に資する。
2	ミニサロン事業	継続	・全町内、年2回実施を前提に推進する。 ・内容（特に、食の提供）の創意工夫による魅力ある事業を助長する。
3	世代間交流事業	継続	・西小学校5学年との定期事業としてのグラウンドゴルフ交流会を開催する。 ・校区公民館との共催による親子ふれあいグラウンドゴルフ大会を開催し各町内の幅広い年齢層との交流を図る。
4	子育て支援事業	継続	・ニコニシ食堂（子ども食堂）は、コミセンを核に月1回の開催を基本に、各町内への出前食堂を設け活動を促進する。 ・支援スタッフの安定確保と、事業の周知、啓発に努め事業の充実、定着を図る。
5	地域ふれあい福祉事業	継続	・各町内の特色を生かした取り組みに対する分配金制度を設け、独自性を持つ福祉事業の展開を後押し、促進する。
6	人吉市生活支援体制整備関連事業	新規	・活動拠点「ニコニシ支え合いセンター」の幅広い機能（多様な場面）の充実を目指す。 ・ニコニシカフェの併設（拠り所）各種団体等の会合、交流の場。

◎校区社協だよりの発行 ◎校区社協研修開催

第5章 校区社会福祉協議会活動計画

＜生活支援体制整備事業に係る地区別座談会で提起された意見～＞

西校区



【テーマ1】
「近年における自分の地域の
環境変化(地域課題)」

▲まとめの発表

- ・住宅の様相が変わり住人の顔が見えなくなった。
- ・住民同士の接点がなくなった（住民意識の希薄化）。
- ・老々介護の現状を実感（街中には若い者がいない）。
- ・町内の権威者（リーダー）の存在が薄くなった。
- ・空き家の急増（環境の悪化、危険家屋への移行）。
- ・高齢世帯の増加とともに各役員自体の高齢化。
- ・野生動物（鹿、イノシシ）の集落内への出没。
- ・集合住宅入居世帯の増と町内会離れ。
- ・町内行事等の社会参加の低下（若い世代の世帯）。
- ・団地入居者の高齢化の進展（高層階不自由の現実）。
- ・生活に必要な主要商業店舗がなくなった（閉鎖）。

【テーマ2】
「自分が住む町内の強み
(自慢できるもの)」

▲グループワーク

- ・老人クラブ活動が活発（魅力ある活動内容の実施）。
- ・商店、病院等が近く、利便性が高く住みよい環境。
- ・近隣町内が一緒に活動（行動範囲、交流のが広がり）。
- ・町民の連携、まとまりが強い。
- ・自然、文化に特筆するものがある。
- ・女性が強い（活力、行動力に突出）。
- ・グラウンドゴルフを土台とする老人クラブ活動が充実。
- ・近所同士のつながりが健在（仲がよい）。
- ・格安の人気弁当屋がある（高齢者の食確保）。
- ・自助力の積極的発揮、意識の高さが土壌にある。

次ページへ続く



▲グループワーク

【テーマ3】
「今、行われている助け合い・支え合い(地域資源)」

- ・ 各々の地元商店の配達サービスが充実。
- ・ 隣近所の声掛けがあり、同乗による外出。
- ・ ゴミ出しの手伝い(但し、善意の一步通行は厳禁)。
- ・ 自然発生(暗黙のルール)による適宜なケースの送迎。
- ・ デイ、ミニ、地域の各サロンへの積極的参加(増加)。
- ・ 避難所(避難者)への手料理持ち寄り(提供)の習慣。
- ・ ゴミ集積所周囲の清掃、草刈り(ポイ捨ての防止)。
- ・ 年度初めに対象者を決めての見守り(日常の声掛け)。
- ・ 介護ヘルパーとの緊密連携による手助けの役割分担。
- ・ 老人会会報配布時に困りごと等を確認し適宜対応。
- ・ 町内会主導によるミニサロン時のタクシー送迎対応。

【テーマ4】
「町内にある困りごと、将来あったら助かると思うこと」

- ・ サロン等の参加者に偏りがある(男性の引きこもり)。
- ・ サロン等世話役(人材)の減少(年々確保難が進行)。
- ・ ゴミ集積所の不足(分散型の設置ができないか)。
- ・ 買い物や病院受診時の不便性(移動手段の確保難)。
- ・ 高齢者による自転車でのゴミ出し(危険と同居)。
- ・ ゴミ出しのルール違反(外国人在住者の理解不足)。
- ・ 災害時の対応法の確立(住民間の認識の徹底と共有)。
- ・ 移動販売の充実(自分で見て、触れて買いたい)。
- ・ 町内個別の活動には限界(町内間合同の体制強化)。
- ・ ドア to ドアの乗り合いタクシーの運行(移動手段確保)。
- ・ 移動販売車の充実(現行サービスの拡大)。
- ・ 引きこもり者に対する絶対的外出機会の設定。
- ・ 見守り対象者等の情報提供と共有体制の確立。
- ・ 憩いの場(特に子どもの遊び場)整備が不可欠。

西校区



『各テーマを踏まえた、
各町内のまちづくりキーワード』

- * 福祉・支え合いは、子どもたちからつなぐ
- * 持てる力の発揮と、町内同士の相互協力
- * 担い手(後継者)の確保による地域づくりの継承
- * 団結力の継承、今していることを続け新しいことに取り組む
- * 世代交代「若い世代に背中を見せる元気なシニア」
- * 助け合いは、近隣住民が仲良く・見守るが基本
- * 自助を尊重し、後方支援(声かけ・見守り)の体制が基本
- * 基本は自助、通常生活の中に互助がある
- * 気軽に集える憩いの場を創ろう！

まとめ
(事業着手のポイント)

第5章 校区社会福祉協議会活動計画

東間校区



校区内の基本情報

◆人口	5,722 人
◆世帯数	2,747 世帯
◆町内会数	17
◆高齢者人口(65 歳以上)	1,990 人
◆高齢化率	34.8%
◆年少人口(15 歳未満)	735 人
◆年少人口率	12.8%
◆生産年齢人口 (15～64歳)	2,997 人

【H31.3.31 現在 住民基本台帳より】

基本目標

安心・安全のふれあいの町づくり事業の充実、推進を図る

基本計画

	実施する事業	実施年度	具体的な取り組み
1	小地域 ネットワーク事業	継続	- 全町内年2回の開催ができる支援体制の強化に努める。 - 災害時等に機能する、強い体制づくりに向けメンバーの意識高揚、行動につながる認識共有の場として設定する。
2	ミニサロン事業	継続	- 定着化した事業として創意工夫によるさらなる高み(充実)を目指す。 - 各町内の担い手(後継人材)養成、確保を図る研修会等を開催する。
3	老人給食 ボランティア事業	継続	- 支援人材の高齢化対策が急務であり、後継者の計画的確保を進める。 - 季節感あふれる弁当メニューによる魅力ある喜びの提供に努める。
4	子ども育成事業	継続	- 町内活性化のための自主活動を応援(1万円助成)するもので、全町に波及するよう周知、啓発を図る。 - 世代間交流及び地域行事継承等の機会確保の場面づくりとして推奨する
5	子育て支援事業	継続	暦年における出生児へのお祝い(商品券贈呈)をとおり、地域での子育て環境の整備、住民意識の高揚に資する。
6	人吉市生活支援 体制整備関連事業	新規	- 地域の地形的特色に鑑み、町内単位の取組みを基本とした推進を考える (主要方向) ①地域力を生かしたモデル町内設定による独自内容での先行実施 ②山間地を視野に入れた外出(移動)支援サービスの整備

◎校区社協だよりの発行 ◎校区社協研修開催

第5章 校区社会福祉協議会活動計画

大畑校区



校区内の基本情報

- ◆人口 1,588 人
- ◆世帯数 741 世帯
- ◆町内会数 11
- ◆高齢者人口(65 歳以上) 706 人
- ◆高齢化率 44.5%
- ◆年少人口(15 歳未満) 140 人
- ◆年少人口率 8.8%
- ◆生産年齢人口 (15～64 歳) 742 人

【H31.3.31 現在 住民基本台帳より】

基本目標

支え合い (To support) 助け合う (To help) 心つながるまち
～ 明るいあいさつから ～

基本計画

	実施する事業	実施年度	具体的な取り組み
1	小地域ネットワーク事業	継続	・推進会議の全町内年2回開催を継続し、健全な町内会活動につなげるため町内行事として位置づける。 ・地域福祉を担うための情報交換、共有の場としての活動を充実する。 ・基本目標推進の中核となる気運醸成を図り、実践者としての役割を担えるよう努める。
2	ミニサロン事業	継続	・全町内、年2回開催による町内の活性化を促す。 ・対象者、主催者双方への啓発と支援の拡充を行う。 ・対象者の高年齢化による体力等に配慮した内容に工夫し活動の充実を図る。 ・参加者の会場への送迎問題解決に向け検証する。
3	世代間交流事業	継続	・各町内一つの住民交流の取組みとして、地域の伝統行事の掘り起こし、子どもを含めた工夫ある独自活動等の推進を促す。 ・七夕づくり、どんど焼き、神社祭り、親子グラウンドゴルフ、親子ウォーキング、一斉清掃・環境美化、お年玉宝探し等
4	災害時緊急対応計画作成支援事業	見直し	・緊急時、災害時の対応について平素から明確な周知、啓発を行う。 ・状況把握と情報発信の手順、要援護者等と支援者の確認、避難経路と避難所確認等について地域住民が共有 ・毎年、定期的確認、見直しによる周知徹底及び訓練の場の設定を行い、活動計画の作成につなげる。
5	人吉市生活支援体制整備関連事業	新規	・生活支援体制整備事業との一体的事業と位置づけ、小地域ネットワーク推進会議を土台に「町内支え合い推進委員会」を置き、福祉活動の拡充を図るため「協議体」と連携し活動を支援、円滑な推進に努める。 ・各地縁団体の役員交代後も1年間には推進員として共に活動し、役員の負担軽減(安心感)を図り、スムーズな役員交代、事業遂行につなげる。 ・全世帯実施の住民アンケート調査結果を踏まえ、今後の取り組みの道筋を決め計画的実施につなげる。

◎校区社協だよりの発行 ◎校区社協研修開催

第5章 校区社会福祉協議会活動計画

<生活支援体制整備事業に係る地区別座談会で提起された意見～>

大畑校区



【テーマ1】
「今、思われる困りごと等について」

▲漆田地区



【テーマ2】
「今、行われている手助け等の状況について」

▲矢岳地区

- ・地形的に坂道が多く、身近なサロン等への参加にも苦慮する。
- ・買い物や病院通院の際の交通（移動）手段がない。※距離的なリスクがある上、その思いは年々深刻。
- ・住民の地域活動に対する認識の希薄化が、役員交代等を一層難しくする。
- ・個別の課題に、食事確保の不安、農地の管理が困難、乗合バスの予約が困難
- ・他に、運転免許証返納に悩む、地域の活動者はいつも同じ人などがあった。



大畑地区



全地区報告会

【テーマ2】から、「将来、必要とされる（期待する）手助け等の状況について」

- ・近隣の絆、つながりが強く軽易な手伝い（ゴミ出し、草刈り、電球交換等々）は自然発生的に行われている。
- ・町内の組織等による活動（共同作業）が適宜に行われる。※生活道路の草刈り、支障樹木等の伐採・撤去、空き家・荒廃地の保全など。

- ・乗り合いバス等のきめ細かな充実運行につながる公共交通の整備、導入。
- ・担い手等の後継人材確保のために、若い世代の意見、情報収集が肝要。
- ・町内間での送迎サービス（サロン参加時等）の確立。

【テーマ1】から、「将来、思われる困りごと等について」

- ・買い物や病院受診時等の移動手段確保の重要性が一層問われる。
- ・少子高齢化の益々の進行により役員等人材の絶対数不足が生じる。

校区の特色に市街地から離れた中山間地に位置し、高齢化率が最も高い地域であり、全域に共通することとして、日常生活に欠かせない「買い物や通院時等の移動手段の確保」に関する不安、つまり外出（送迎）支援の充実、整備が喫緊の課題として現に見受けられる。また、そのことは町内間の立地位置や生活環境によって様々に異なることから、よりその町内にマッチした体制の整備が求められることになる。

まとめ

（今後の展開に優先すべき事項として考えること）



ニーズ
**地域づくりの情報は地域にある。
まずは地域住民の声を聴くことから！**

- ※住民個々のニーズを把握し、校区が目指す方向を探るための意見・情報収集の手段として校区全世帯を対象とした住民アンケート調査が有効と考える。

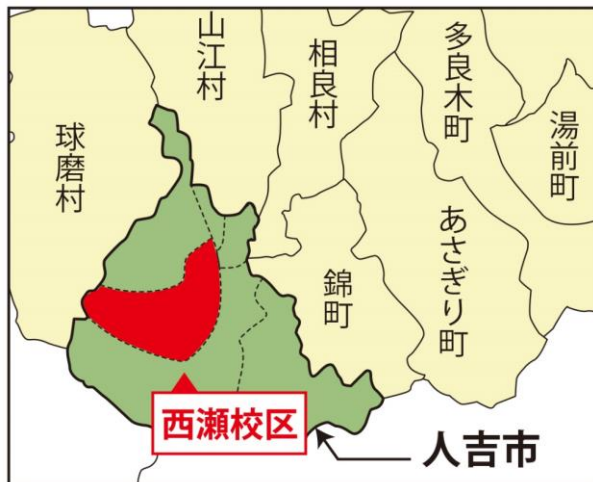


**事業推進の軸は町内会にある。
そのための将来につながる町内の組織体制づくりから！**

- ※町内の共通課題に、地域の現状を反映した「何の役員にしても人がいない・なり手がない」の声が上がった。そこに役員交代の円滑化、先につながる町内会の基盤強化が窺える。

第5章 校区社会福祉協議会活動計画

西瀬校区



校区内の基本情報

◆人口	4,751 人
◆世帯数	2,258 世帯
◆町内会数	11
◆高齢者人口(65 歳以上)	1,728 人
◆高齢化率	36,4%
◆年少人口(15 歳未満)	577 人
◆年少人口率	12,1%
◆生産年齢人口 (15～64歳)	2,446 人

【H31.3.31 現在 住民基本台帳より】

基本目標

地域の助け合い支え合いを深めて、より豊かな福祉のまちづくりを目指す

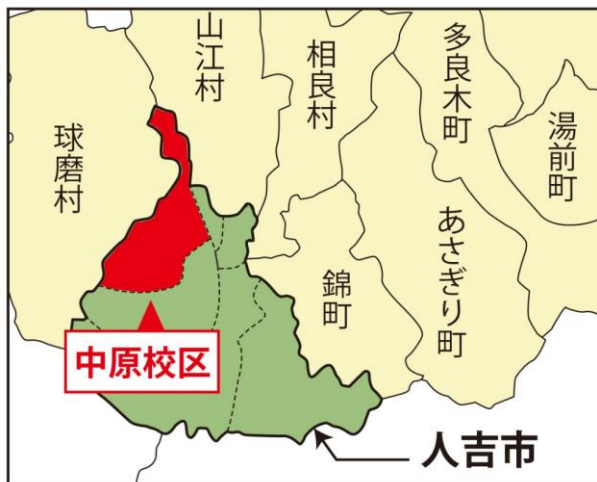
基本計画

	実施する事業	実施年度	具体的な取り組み
1	小地域ネットワーク事業	継続	- 小地域ネットワーク推進会議において、見守り対象者の明確な把握情報の確認、共有の徹底を図る。 - 地域福祉担い手育成の場として、福祉、生活、防災等々に関する出前講座を活用し知識の習得、幅広い視野を養うことで後継人材の発掘につなげる。
2	ミニサロン事業	継続	- 健康重視の活動内容を基本に、生きがい及び楽しみの場としての娯楽提供も含めマンネリ化のない工夫ある充実に努める。 - 会場まで足を運ばない対象者増への対応についてネットワーク会議と連携を図る。
3	地域町内の世代間交流事業	継続	- 地域の文化（神社の大祭、夏祭り、どんどや等）として継承された活動への積極的参加を促しタイアップ事業としての後押しを図る。 - 町内単位で開催されるグラウンドゴルフ大会やウォーキングへの参加機会を促進する。
4	子どもの見守り事業	継続	見守り員（協力者）の高齢化による後継人材の発掘、確保を支援する。
5	人吉市生活支援体制整備関連事業	新規	- 住民座談会の開催により事業推進の方向を定めていく。 - 地域サロンに代表される「場づくり」を基本に、校区の地域づくりの普及啓発を目指す。

◎校区社協だよりの発行 ◎校区社協研修開催

第5章 校区社会福祉協議会活動計画

中原校区



校区内の基本情報	
◆人口	6,268 人
◆世帯数	2,842 世帯
◆町内会数	25
◆高齢者人口(65 歳以上)	2,245 人
◆高齢化率	35.8%
◆年少人口(15 歳未満)	780 人
◆年少人口率	12.4%
◆生産年齢人口 (15～64 歳)	3,243 人
【H31.3.31 現在 住民基本台帳より】	

基本目標

地域の助け合い・支え合い・仲間づくりの町「なかはら」

基本計画

	実施する事業	実施年度	具体的な取り組み
1	小地域 ネットワーク事業	継続	・ネットワーク会議を各町内の年間行事に位置付けた推進を図る。 ・見守り活動の充実が図られるよう積極的支援に努める。 ・会議における守秘義務の在り方、取り扱いについての総体的な理解、共有を図る。
2	ミニサロン事業	継続	・各町内間の課題を共有し解決につながる率先的役割を担い内容の充実を図る。 ・実施者（主催）の企画・運営の支援に努める。
3	老人給食 ボランティア事業	継続	・従事者と校区社協役員との定例会を実施し内容の充実、事業の発展的展開を促進する。 〔要綱の適宜整備、月2回開催の課題解決、ミニサロン事業との連携など〕
4	世代間交流事業	継続	・各町内へ活動助成金を設けることで事業の啓発内容の充実を促進する。 ・なかよしランチの内容充実、運営の定着化に向け運営費の助成を行う。
5	なかはら 福祉祭り事業 (支え合い 福祉祭り)	継続	・今後の校区地域福祉の軸を担う新たな事業と位置付け、各種団体等との連携を深め一体的開催に努める。 〔中原校区のシンボルの機能を担う「地域の支え合いによる総合交流の場」〕
6	人吉市生活支援 体制整備関連事業	新規	・なかはら生活支援協議会（支え合い部会）との一体的取り組み（地域福祉推進）による地域住民とのつなぎ役としての地域情報の提供、共有を図る。 ・なかはら生活応援団による支え合い活動を基幹事業とする充実を図るため積極的に支援する。

◎校区社協だよりの発行 ◎校区社協研修開催

第5章 校区社会福祉協議会活動計画

＜生活支援体制整備事業に係る地区別座談会で提起された意見～＞

中原校区

【テーマ1】
「地域にある支え合い等の、
今、あるもの、できているものについて」

- ・ 隣保班長の活動の中でゴミの分別、ごみ出しが行われている。
- ・ 移動販売車のサービスが充実している。
- ・ 校区ボランティア給食が積極的に利用されている。
- ・ 豆バスの運行（2路線）が校区全体をカバーしている。
- ・ 老人クラブの活動が盛んで楽しみ、生きがいの場となっている。
- ・ デイサロン、ミニサロン活動に元気があり盛んに開催されている。
- ・ 地域（自主活動）サロンの活動が盛んで校区（地域）の活性化になっている。
- ・ 公民館活動が活発に行われ、特にコミセン講座が充実している。
- ・ 共同の清掃作業時に弱者世帯の生活環境整備を支援している。
- ・ 個別の課題に、食事確保の不安、農地の管理が困難、乗合バスの予約が困難。運転免許証返納に悩む、地域の活動者はいつも同じ人等々があった。

【テーマ1】から、「地域の困りごとや課題と気づいたこと、思うことについて」

- ・ 老人クラブの休止や廃止の流れにあるのが寂しい。
- ・ 地域の社会参加機会等への出席者の顔ぶれがいつも同じ人である。
- ・ 地域行事（夏祭り、共同作業など）の衰退により世代間交流機会が減少する。
- ・ 現役世代（地域づくりの中心的担い手人材）の高齢化が深刻な状況にある。
- ・ 免許証返納に該当するケースがあるも実行に踏み切れない状況がうかがえる。



▲校区全体会

【テーマ2】
「地域の将来（5・10年後）に、必要（あったら良い）と思う支え合い等について」

- ・ 地域の担い手（リーダー的人材）の引継ぎ（後継者確保）が第一。
- ・ 一人暮らし世帯の不安解消、特に夜間の支援体制強化。
※緊急時、災害時の支援（見守り、通報体制）の整備。
- ・ 独居の男性世帯に対する食の安定、提供体制の充実。
- ・ 老人クラブの再編による活動の充実（生きがいづくりの場）が必要。
- ・ 空き家や荒廃地の増加による生活環境、景観の保全策の措置。
- ・ 地域に存在する温泉資源の有効活用法による健康づくりの提供。
- ・ 校区社協と校区公民館活動の強力連携を生かした地域づくりの実践。
- ・ 各種サロン活動の一層の充実とより身近な地域での開催（設置個所の増大）。
- ・ 社会福祉法人施設や老人福祉センターとの連携による地域活性化策の導入。

次ページへ続く

第5章 校区社会福祉協議会活動計画



▲中神地区



▲林・温泉地区

【その他（アンケートの感想）】

- ・座談会に参加して、地域のさまざまなことを知る機会（勉強）になった。気づきの場となり真剣に考える時間を過ごした。単純に解決するものではなく話し合うことの大切さを学んだ。これで終わりではなく知識、情報を共有し継続開催することに意義がある。等多くの意見が出された。
- ・事業の細部に及ぶ理解（周知）や情報収集の手段として、デイサロンやミニサロン等の機会を捉えての有効活用がある。
- ・幅広い世代からの多様な意見、情報が重要で、その機会（場）の設定が必要、また町内間住民の共通認識が大切である。



▲上・下原田地区

まとめ (事業着手のポイント)

支え合いの受援者(利用者)の状況把握

- ① 校区全域を対象に日常生活困りごと等の利用者及びその支援ニーズについての実態把握「民生委員児童委員との連携、協力による個別訪問アンケート調査を実施」
- ② デイサロン会場に出向き、利用者に対する個別の意向調査の実施

支え合いの支援者(担い手)の状況把握

- ① 校区全住民を対象に支援者及び支援可能内容等についての実態把握

資料編



■第3次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経緯

開 催 日	内 容
平成30年10月9日～ 10月22日	地域福祉に関するアンケート調査（住民対象）
令和元年 5月10日	第1回 第3次人吉市地域福祉計画策定作業部会
令和元年 6月25日	第2回 第3次人吉市地域福祉計画策定作業部会
令和元年 6月27日	第1回 第3次人吉市地域福祉計画推進委員会
令和元年 6月27日	第3次計画の策定について、人吉市地域福祉計画推進委員会へ諮問
令和元年 7月29日	第3回 第3次人吉市地域福祉計画策定作業部会
令和元年 7～11月	校区别地域座談会（計12回）
令和元年 8月28日	第1回 人吉市地域福祉推進会議
令和元年 9月26日	第4回 第3次人吉市地域福祉計画策定作業部会
令和元年 9月30日	第2回 人吉市地域福祉推進会議
令和元年10月 7日	第2回 第3次人吉市地域福祉計画推進委員会
令和元年10月15日～ 10月25日	地域福祉に関するアンケート調査（専門職対象）
令和元年10月30日	第5回 第3次人吉市地域福祉計画策定作業部会
令和元年11月21日	第6回 第3次人吉市地域福祉計画策定作業部会
令和元年12月18日	第3回 第3次人吉市地域福祉計画推進委員会
令和元年12月26日～ 令和2年 1月20日	計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）
令和2年 1月23日	政策審議会
令和2年 1月28日	第4回 第3次人吉市地域福祉計画推進委員会
令和2年 1月31日	第3次計画の策定について、市長へ答申
令和2年 2月 3日	行政経営会議
令和2年 2月 5日	地域福祉活動計画検討委員会
令和2年 2月20日	人吉市社会福祉協議会理事会
令和2年 2月25日	市議会（計画書報告）
令和2年 2月28日	人吉市社会福祉協議会評議員会
令和2年 3月	第3次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定・公表

■人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例

平成 23 年 6 月 30 日

条例第 12 号

改正 平成 26 年 3 月 25 日条例第 15 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定による人吉市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、全ての人が生きがいをもって、互いに力を出し合い、安心して豊かに暮らせる幸せいっぱいのまちづくりを推進するため、人吉市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 26 条例 15・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更に関することについて審議し、市長に答申するものとする。

2 委員会は、計画の推進に関することについて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(平 26 条例 15・全改)

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 16 人以内をもって組織する。

- (1) 地域関係団体の代表者
- (2) 健康福祉関係団体の代表者
- (3) 学識経験等を有するもののうち、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年人吉市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 26 年条例第 15 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

■人吉市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

	区分	所属団体・役職	氏名
1	地域関係団体	人吉市校区社協連絡協議会・会長	才尾 弘太郎 (会長)
2	学識経験者	司法書士	宮本 稔也
3	地域関係団体	人吉市町内会長嘱託員連合会・理事	原口 英一
4	地域関係団体	人吉市子ども会育成連絡協議会・会長	笹山 欣悟
5	地域関係団体	人吉市PTA連絡協議会・人吉市立第二中学校PTA会長	松村 太
6	地域関係団体	人吉市校区公民館長連絡協議会・西瀬公民館館長	中村 雅孝 (副会長)
7	地域関係団体	人吉市消防団・第一方面隊長	中村 辰治
8	健康福祉関係団体	人吉市民生委員児童委員協議会・会長	大瀬 彦一
9	健康福祉関係団体	人吉市くらし見守り相談員連絡協議会・会長	松川 勲
10	健康福祉関係団体	人吉市ボランティア連絡協議会・理事	宮原 芳子
11	健康福祉関係団体	人吉市老人クラブ連合会・会長	三倉 重成
12	健康福祉関係団体	人吉市健康推進委員会・理事	本村 令斗
13	健康福祉関係団体	球磨圏域介護支援専門員協会・事務局	町田 美治
14	健康福祉関係団体	人吉球磨障がい者総合支援協議会・相談支援専門員	工藤 稔弘
15	健康福祉関係団体	人吉市保育園連盟・園長研修部長	平山 猛

■人吉市地域福祉活動計画検討委員会 委員名簿

	区分	所属団体・役職	氏名
1	企画財政部会	企画財政部会 部会長	今村 朱美
2		企画財政部会 副部会長	川内 敏次
3		調査広報部会 部会長	尾方 治則
4		調査広報部会 副部会長	林 美穂子
5		児童福祉部会 部会長	長船 法文
6		児童福祉部会 副部会長	国武 美幸
7		地域福祉部会 部会長	中村 重男
8		地域福祉部会 副部会長	福浦 孝徳
9		企画財政部会 部員	金子 尚央
10	校区社会福祉協議会	東校区社会福祉協議会 会長	原口 英一
11		西校区社会福祉協議会 会長	中野 富美子
12		東間校区社会福祉協議会 会長	源嶋 正人
13		大畑校区社会福祉協議会 会長	今井 二郎
14		西瀬校区社会福祉協議会 会長	元田 國博
15		中原校区社会福祉協議会 会長	才尾 弘太郎

■地域福祉に関するアンケート調査（市民）自由記述欄

※自由記述の回答を抜粋し、課題別に掲載しています。

地域福祉の基盤づくりが必要	
1	両親共に他界していて縁がないのですが、老人施設とかでやっているデイサービスとかは健康に問題ない人とかは利用できないと聞いたことがあるのですが、町内で行われているサロンみたいなものを回数を増やすとか、例えば、子ども食堂が都会では常設しているところに老人も気軽に行けるような場所があったらいいなあと思います。（60 歳代女性）
2	私が住んでいる町内は人数が多いのにも関わらず、行事の参加者が少ない（子ども会の行事は特に）自分達の子どもが小・中学生の頃は活性化していて参加者も多く行事も一丸となり取り組んでいた。実際、隣近所の子どもさん達がいる家庭は、殆ど行事に参加されておらず、この状況がそのまま進んでいくと、この先は更に近所付き合いも乏しくなっていくのではないと思う。子ども会の充実、横のつながりが今後に大きな影響を与えていると思っている。（40 歳代女性）
3	昔ながらの近所の付き合い方はできない世の中なので、新しい形の寄り合う場を作らなければいけないと思う。地域の施設を今よりも使いやすくしたり。（30 歳代男性）
4	高齢者が気軽に、気が向いた時にワクワクして遊べるような場所があれば嬉しいです。夢中で楽しめる所なんてないですね！（70 歳代女性）
5	子ども食堂について本当に必要としてる家庭は、平日でしかも週3回は必要のような気がします。難しい事かもしれませんが、そうなるといいなあと思います。（70 歳代女性）
6	異世代間交流ができるような機会（行事）等の提供があると、そこでの出会いが様々な場面で活かせると思う。市や社協からの今後の発信を大いに期待しています。よろしくお願いします。（40 歳代女性）
7	高齢者が高齢者を見ているこの現状、介護されてる方より介護してる方が安心して介護できるように、周りで助け合う、話し相手になってあげれば面倒を見る方達も少しは楽になると思う！近所で救急車が来ていても誰も外に出て来て見る、心配してやるということがなかったことにガッカリでした。日頃の近所付き合いがないのがこんな現状なのではないでしょうか！悲しくなります。（50 歳代女性）
8	50歳以上の方は、コミュニケーション能力が高いと感じます。それに比べるとパソコン・スマホの普及により、インターネットであらゆる事が調べられるので、若い方のコミュニケーション能力は低下している現状です。（全ての方がそうではありませんが）人対人との付き合い方、交流は経験していかないと身に付いていきません。若い方からご年配の方まで気軽に足を運べるような「地区の祭り」などが町内で充実し、言葉を交わせる場が必要です。まずは、支え合える関係が築けるかがポイントになってくるのではないのでしょうか。（40 歳代女性）
9	人吉以外から来られた方は、小学校・保育園などで知り合わなければ仲良くなる事がない。ましてや地域の方だったり、校区の方など交流が全くない。初めての事を詳しく教えてもらえず、とまどう方もたくさんいらっしゃると思います。そういう人材交流の場を設けてもらえると、人吉に来る不安がある人達は、少なくなるのではないのでしょうか。（30 歳代男性）
10	公民館の利用がシニア世代がほとんどのようなので、若い人も興味を持っていけるような場、そのものを変えたり、サービスを附帯する。隣保班での集まりに過去あったように、補助をして集える場づくりをするべき。（60 歳代女性）

11	まず意識を持つという事だと思います。仕事をしている時は、なんでも頭の隅にしかなかった事が、年金生活、介護を必要となる今は、自分で意識をもって隣近・町内との繋がりをしっかり結ぶ事だと思います。わからないことは尋ね、わかることはアドバイスして支え合う事を心していけたらと思います。(60 歳代女性)
12	地域で色々と活動をしたい気持ちは充分にある。しかし、仕事でなかなか時間を生み出せていないので、退職してからはある程度できるのではないかと考えている。(50 歳代男性)
13	他県から引っ越して来ましたが、地域性を理解するのが難しく、支え合う間にはかなり時間が必要だと思います。(40 歳代女性)
14	何が起こるか分からない時代に入ったとはよく聞きますが、福祉行政もそれにそって行われることだと思います。一にも二にも日常の地域活動にあると思っております。日常の挨拶、日常の付き合い、定期的な行事への参加、できるだけそのことに尽力して、自分の住む地域への愛着を深くしておくことです。そのことによって、万が一の時には助け合い、協力もできるとしております。言うは易く、実行は難しい事ですが、一人一人がその自覚をもっていれば、災害・不幸も最小に抑えることができると思っております。(60 歳代男性)
15	地区の活動をしている方大変さを理解していない方が多すぎます。(70 歳代男性)
16	私は、人口が少ない町内に住んでいます。地域の方々と町内会の活動でお会いしますが、人が少ないため、限られた一部の方達が役員をずっと引き受けてくださっていて、負担が大きいのではないかと感じています。「支え合うまちづくり」を目指すのは理想的なことですが、一部の人達のみ負担のかかる町内活動の在り方そのものを見直すところからやっていただきたいです。例えば、小さな町(人の少ない町)は町内活動を合併するなどしてほしいです。みんなが納得いく形で町内会の活動ができればいいなと思っています。(80 歳代以上女性)
17	地域で支え合うまちづくりと行政が言っているだけに思います。現場に出て見てわかる事がまだ沢山あるのでは?机上論だけでなく、まずは色々と実施しながら考えていけば良いのではと考えます。難しいと思いますが。(60 歳代男性)
18	現在 70 歳で一人暮らしですが仕事をしている関係上、地域活動やボランティア活動にも参加できる時間がありません。しかし職業上、自分にできる社会貢献、仲間とならできる地域活動に参加していますが、少しずつ活動の輪が広がっています。自分にできる些細な小さな事にも、人の為に何か役立っているという喜びを感じます。まだまだ周りにはその力を持っている人がいると思うので、呼びかける人(リーダー)の育成も大切だなと感じます。また、支え合う町づくりを作っていくと同時に「やさしい町づくり、子育てしやすい町づくり、暮らしやすい町づくり」に、もっと力を入れる必要があると思います。市民の意識を上げることも大切ですが、市政の積極的な施策を発信してほしい。(70 歳代女性)
19	各市町村で情報提供はとても頑張っておられると思います。ただ、それを受ける側に問題があり、興味がなかったり、受信するものがなかったりということがあったと考えます。特に高齢者は情報を拾うアンテナを張っていない方も多くいます。そういった方への周知が難しい問題だと思います。また、私も地域活動にはあまり関心がありませんでした。子どもができてから少しずつ興味がわいてきています。そのため、各人のその時にあったコミュニケーションの中で支え合いがあれば良いのではないかと思います。なかなか独身で一人暮らしの人と高齢者を結びつけるのは難しく続きません。その人に合ったライフステージの人とつながっていけるしくみがあると良いのかなと思います。(30 歳代女性)

20	福祉活動について、地域で支え合う意義は十分に理解できるが、組織づくりや活動を活発にすればするほど担い手がない。世話をする人は、どの組織も同じメンバーになり負担が多すぎる。結局、腰折れになってしまう。だからあんまりあれもこれもとやりすぎないように、本当に必要としているもののみ活動を行うこと。活動のための活動にならないこと、理想を追い求めないこと。それが一番現実的だと思う。(70 歳代男性)
21	地域での福祉ボランティアとか老人会にしろ、年老いた 80 代以上の人達ばかりで、若い 70 代の人達が入ってこない。入ってほしい。(80 歳代以上女性)
孤立させないまちづくりが必要	
22	支え合いも必要ですが、60 代以上の方の「年寄りだから若い人にしてもらわんといかん」みたいな依存心の強さがすごく気になります。各々が自立して生活する中で、本当に必要な支え合いが生まれてくるのではないのでしょうか。若い人への負担が大きくならないよう、高齢でも体力のある方々が、精神的に自立されている地域になってもらいたいです。(40 歳代女性)
23	自分が若い頃はご近所のお世話もいろいろしてきましたが、今は目が見えなくなり、高齢でもあるので皆さん（特に家族）から支えられて生活しています。友人、知人が時々訪ねてきて声をかけてくれたり、家族と昔の話をするのが楽しみです。常日頃のご近所付き合いがないといざという時に助けを求めることも、してあげることも難しいと思うので、各自が心がけて関わり合うような社会になってほしいと思っています。(80 歳代以上男性)
24	人がいざアパートを借りたり、仕事の保証人を立てたりする時など、身寄りのない一人暮らしの人が困っている方がたくさんいます。これらの人を助ける為、また力になる為には地域でどのようにして取り組んでいけばいいのでしょうか？支え合うまちづくりで、一度考える必要性もあるのではないのでしょうか？(70 歳代女性)
25	町内会には入っているが、町内会による支えや見守りはない。疎外された感じがする。(80 歳代以上男性)
26	超高齢化社会をむかえつつある今、特に人吉は若い人が少ないし、実際、自分の子どもも県外におり、自分で何もできなくなった時のことを考えると、とても不安です。広報などで情報をいろいろ教えてもらったり、いろいろ知りたいです。結局は近所の人や知人等に助けてもらわなければいけないので、つながりをつくる仕組みを作ってほしいです。(60 歳代女性)
27	自分が手助けを必要と思っても、やはり身内に見てもらいたいと思う気持ちが働きます。ですが、近辺の方で、困られてる方がおられた時は、周りの人たちと協力していきたいと思います。(50 歳代女性)
28	福祉という言葉が大きく思え、活動に興味があっても躊躇してしまう人もいます。何かこうわかりやすかったら…。地域との関わり…積極的に関わる事のできる社交的な方は良いのですが、困っている人や地域の為に何か協力はしたいけれど他者と関わるのが苦手な人（人見知りの方）やあと一歩が踏み出せずに躊躇している方もいらっしゃると思います。そういう方々もできるような何かがあったら…。(40 歳代女性)
29	支え合う事が、相手の方が本当に望まれているのか？！他人ではなく身内の方に頼み事もしたいだろうし、こちらからの手助け？というのは難しいと思います。SOS が出ていれば別ですが…。(40 歳代女性)
30	私の隣保班では比較的、声をかけ合いつながりは良いと思いますが、気になる事があり声をかけると変に警戒されたりするようです。声かけにも難しいような気がします。(60 歳代女性)

31	障害のある家庭の支援や相談をしやすい環境が必要。(80 歳代以上女性)
32	私の町内でも一人暮らしの世帯が増えています。地域の役割が非常に重要になってきています。個人の活動には限界があり、社会福祉協議会の活動に期待します。(60 歳代男性)
33	これから増える認知症の方々への支援を心よりお願い致します。(60 歳代女性)
34	市役所などのオープンスペースに、大人も子どもも子育て世代も、自由に立ち寄れるスペースがあり、社協などの専門スタッフや高校生や中学生のボランティアの方など、常時2～3名のスタッフがいろんな相談や話し相手になれるような場所などはいかがでしょうか。子ども達には自由に読書ができる図書館をオープンスペースに作ることで、たくさんの方と子育て世代も情報を共有できると思います。(50 歳代女性)
35	日頃の隣近所の声かけが一番大事だと思います。老人会の役員をしていますが、遠慮なく声をかけています。会員同士の間柄では「どこ行くと？」「病院はどこな、どぎゃんあとな」と声かけて答えてもらい、話が弾みます。腰痛持ちの私は、足腰に悩みのある人に対して、自分の悩みから先に気持ちを打ち明けて話し込んでいくと、身体の事以外の悩みも含めて話ができます。これも日頃の付き合いが大切だと思います。(80 歳代以上男性)
安全・安心なまちづくりが必要	
36	朝、スーパーに買い物に行くと高齢者がほとんどです。カートの支えがないと歩くことが困難であろうと思われる方も買い物にいられています。病院に行くと高齢者がほとんどで辛そうに待っている方はいらっしゃる方は1人や2人ではありません。昼間、車の運転をしていると高齢者の方が交通规则を無視した運転をよく見かけ、身の危険を感じたことも1度や2度ではありません。定年退職後に感じたことを列記しました。今、地方自治体の本気の取り組みが必要であると思います。私もできることから実践していくつもりです。(60 歳代男性)
37	「地域で支え合うまちづくり」とは少し違うかもしれませんが、母子家庭にも緊急連絡装置のようなものがあればと思います。子どもと二人で私に何かあった時に子どもがすぐに通報できる年齢であればいいのですが、どうすればいいかわからなくなるといまして。紙に書いて壁に貼ってはいるのですが、あれば安心だと思いました。(30 歳代女性)
38	広報に関する事をお願いします。人吉では、電柱につけてあるスピーカーでの放送がありますが、窓を閉めると全然聞こえませんし、聞こえてもハウリング状態で何を言ってるかわかりません。せっかく広報されているのであれば、きちんと届く方法に変えていただきたいと思っています。(車でのお知らせも聞き取れません。)携帯へのお知らせも自分の住んでいる所以外のお知らせが多すぎます。(60 歳代女性)
39	町内で体の不自由な方や高齢者を災害時に避難する時に、近隣の手助けをどうするかとか考えてしまいます。外出できないお年寄りの方の訪問を密にして孤独死などないようにしたいですね。(50 歳代女性)
40	自分は日頃より不規則な就業体制で人吉市の活動にはあまり参加する機会も少ないのですが、高齢者の一人暮らしやシングルマザーなどの一人親世帯も結構いると思うので、人吉市の活動を通して子どもから大人まで一人一人がもっと住みやすい環境整備を進めていただきたいと思います。(30 歳代男性)

41	高齢世帯や精神障害等の方の一人暮らしや外国人等、言葉があまり話せず勉強中の方々などの交流支援を強化することで、災害時の支援やネットワークが図れる事へ少しでもつながると思う。 (30 歳代女性)
42	共働きの私達にとって一番の悩みは、子どもが病気をした時に預けられる場所の少なさです。自分達の親も60才過ぎても働く時代に、子どもを預けられる場所がなければ安心して働くこともできません。 (30 歳代女性)
43	何度も書きましたが、色々計画してもマンパワー不足、資金不足では何もできません。子ども会の存続も危ぶまれ、婦人会はなくなり…。人がいないことには何もできません。若者が住み続けることができるようにするには、何よりもまず働く場です。このままでは、近い将来人吉市が存続できなくなると思います。 (40 歳代女性)
44	今車に乗っていますが、ケガ、病気になった時の交通機関がありません。(田野～西間上経由のバス) 朝夕 1 回ずつでもいいから廻してほしい。タクシーは予約制で不便です。 (80 歳代以上女性)
45	台風接近や大雨に伴う防災無線を聞いていて思ったこと。「避難所を開設しました」と夕方頃放送があったこともありましたが、高齢者や子育て中の人には遅いと思いました「〇〇時で避難所を開設します」と実際は去ってもまだ時折強い風が吹いていた。高齢者と生活しているとわかるのですが、急ぐ行動ができない。避難所へ行こうと決断するまでに時間がかかる。避難所までが遠い。車がない人は荷物を持って徒歩で行くのだろうか？などが想像されます。一人暮らしが多くなっている現状、隣近所からの声掛け、自分からの手伝ってほしいの発信力も必要だと感じます。 (60 歳代女性)
46	私も含めてですけど、これから一人暮らしの高齢者が増えてくるので、日常生活に不安を感じなくてもいいような活動・支援をお願いしたいと思います。 (60 歳代女性)
47	今の所、家族が何とか生活ができていますが、もっと高齢になり自分たちの事ができない時がくる事を考えて、不安になる事があります。福祉社会を有難く思います。 (80 歳代以上女性)
その他	
48	現在の町内会長さん、骨身惜しまず一人暮らしの高齢者の道路端の草払いなどして、美化の為に多く見守ってくださる事、私達にはできないので感謝しています。民生委員さんもよく見守りなどされて、今町内安心して暮らせています。 (70 歳代女性)
49	子ども達が通学する際、横断歩道に立っていただいている見守りの方々に感謝しています。そのような方々を表彰してほしいです。 (30 歳代女性)
50	新しくその町内に住もうとしている若い人達の横のつながりを大切にしたいと思っています。 (70 歳代女性)
51	民生委員・児童委員の方々は大変だと思います。我が家の年寄りを民生委員の方が訪問くださり心強く助かっております。また、色々相談にに応じていただきありがとうございます。今後も大変だと思いますが、よろしくお願いします。という気持ちです。 (60 歳代男性)
52	今の時代、色々な考え方や価値観があります。まずは多くの市民の声を聞くべきだと思います。そういった意味では、このアンケートも良い事だと思います。 (40 歳代男性)

53	人吉に生まれ、友達もたくさんいます。友達も老いた近所の一人住まいの人を助けています。自分達が老いても元気でいれば明日が見えます。一人になり団地にお世話になりました。生活の難しいことがわかりました。バスを利用させていただいています。感謝します。手を差しのべる難しさもあります。昔みたいに近所付き合いをしたいです。(70 歳代女性)
54	大阪から熊本県に居住して3年程になります。近所の方々も優しくしてくださってとても住みよい人吉市だと思います。ただ外出(夜)する時は、とても暗くて最初は外に出るのも嫌でした。夜出かける時はタクシーで玄関前まで、外路灯が道路になく立っていてもわからないほどです。特に若い女性、子どもさんなどは大変だと思います。予算の事など大変だと思いますが、外路灯が少しでもできることを望んでいます。特に冬などお年寄りの見守りをするには勇気がいります。また、一人暮らしの人の意見ですが、毎日近所の人が訪ねて来てお話をされるそうです。話が長くてとても嫌だと居留守を使うそうです。そしたら病気か?なんだ?とわずらわしいそうです。元気な印として黄色いハンカチでも玄関に出しておくといいわねえとのお年寄りの会話でした。ぜひ、人吉市でそんなハンカチを作っていたいただけたらと思いました。(70 歳代女性)
55	町内の方も高齢者が多く世代の交代など、祖父母が亡くなり私が来た頃(S48 年頃)からごく最近まで、家同士の行き来も良かったと思います。最近は留守も多く、防犯などであまり出入りは控え電話での連絡とかになり、家間のようなすとか分かりにくくなっています。公民館の交替の掃除(年1~2回)とかでの交流はワイワイでやっています。(60 歳代女性)
56	人それぞれで様々な考え方があるかと思います。物事を形付けるよりは、柔軟性が大事では!?いろんな方々が沢山おられます。そんな中、わずかな方でも前向きな心で暮らせたなら幸いです。(60 歳代女性)
57	若者が定着する町、魅力のある町、若さは力。(20 歳代男性)
58	この地域に来て3年未満ですが、町内に来てすぐ敬老会の会合で思いがけない人々の仲間に入り、地域の事が少しわかってきました。来年は班長当番なので、いろんな事が一段とまたわかることと思います。何事も自分から進んでいかないと、とり残されそうな?気がしますので…。そのつもりで生活していきたいと願っています。(70 歳代女性)
59	『福祉』みんなで幸せに生きる。という意味の事が書いてある。日常では福祉施設とか福祉大相撲とか福祉課とか。衣食足りて平和な日本のはずなのに一部で同居の肉親を殺すという事件。背筋が凍る。相手を想う心、愛しいと想う心、自分はこれでいいのか?と問う心はなくなったのでしょうか。予算=お金だけでは…。ご近所のご家族がお父さん、お母さん、子ども三人と手を繋いで地域の夏祭りに行かれる姿を見ると心が和みほっとする。まずは大人が道を通る散歩の方々に「おはようございます」と挨拶する。現代は物言わぬ社会。学生から大人まで満員電車の中でもスマホばかり、だから話すのが苦手。買い物も交通機関も、スマホ一つで済む世の中。高齢者は住みにくく、大都会と地方都市の差は広がるばかり。『福祉』とは、と言われても私は正直わかりません。福祉分野の裾野は限りなく広いと思いました。(80 歳代以上女性)

■地域福祉に関するアンケート調査（専門職）自由記述欄

※自由記述の回答を抜粋し、課題別に掲載しています。

問5. 最近特に多くなった相談や、制度上のサービスでは解決できずに困っている問題・事例がありますか。	
キーパーソンの問題	
1	家族規模の縮小や家族機能の低下が進み、家族または保証人になる人がおらず、入院や手術の同意が得られない患者と関わるケースが増加している。
2	キーパーソンがいないことで、ちょっとしたことでサービスが必要になる。また、地域で関わっていなかったことで、近隣の支援も受けづらい。
金銭面の問題	
3	年金額が少なく金銭的に余裕がないことが多い。子どもさんは自分の子どもにはお金を出すが、親のためには出さない。
4	国民年金受給者は、受取り金額が少ないため、入所施設へ入れたいが、入れるのができず困っている。
5	独居で介護する方がいないが、制度だけでは対応できず（介護度も軽く出てしまい）自費や有料のサービスを使いたい、お金も足りていない。
施設入所の相談	
6	施設入所の相談が多くなっているが、入所の空きがなく、困っている。
7	入居できる施設を探しているが、なかなか見つからずに困っている。
8	家族（特に介護者）の急病等で、急遽サービスを調整される事例があるが、その際、適切なサービス（維持したもの）が調整できず…という居宅ケアマネージャーからの相談。
ゴミ出しの問題	
9	独居世帯の方のゴミ出し問題⇒ゴミの分別が難しい。ゴミを出す時間帯が限られている。重くて1人で持っていくことができない。
災害時の問題	
10	台風や大雨時避難させる必要がある利用者が複数いるため、地域で対応するシステムの必要性を感じる。ケアマネージャー一人では限界を感じる。
11	災害時に避難できるのか不安⇒視覚障害、身体障害の方に対しての避難手段がない（少ない）。精神、知的障害の方が避難の声かけに対して理解難しい場合あり。
福祉サービス事業所の問題	
12	土日祝日は、地域包括支援センターが休みで、担当の人に連絡がつかないことがあるため困った。
13	専門性、運営、職員配置、関わり方、性、etc。
障がいのある人の相談	
14	障がい児（療育が必要な児童）や、一般就職の相談。
介護の不安	
15	高齢者の二人暮らしで介護者から「自分も年々、体力が落ちてくる。家で看れなくなった後はどうすればいいのか。」と介護への不安。

交通手段の問題	
16	社会福祉協議会で行っているデイサロン、朝デイ、等、参加したいと思っている高齢の方でも一人暮らしだったり、日中独居だったり、公民館に歩いて行ける方は良いが、身体に支障があったり、軽度の認知症のある方の交通手段がない（支援してくれる人がいない）為参加できない。
17	サロンや老人会の集い等、送迎はしてもらえますか？送迎がないと、参加できない人はどうすればいいですか？
就学・就労の問題	
18	不登校の低年齢とケースの増加。高校の退学の増。未就職者の増。
19	一般就労している当事者同士での悩み相談などを気軽にできる場や機会がない。
問6. 5年後、10年後の人吉市の福祉の未来像について、今地域で準備しておくことは何でしょうか？	
福祉について学ぶ、話す機会が必要	
1	地域住民の方々に福祉の現在の状況や将来考えられることを周知し、どうしなければならないということの情報提供を行い、意識していただくこと。
2	自分自身が社会（地域）に関わらなければいけない。将来の自分達の生活を支えあうという意識付け。
3	児童たちへの福祉教育。（早いうちから）
4	福祉関係だけではなく、企業、市民など、みんなで人吉市の福祉の未来像について対話を重ねていくことだと思います。そのような機会を積極的につくっていくべきだと考えております。
交流できる・活躍できる場所づくり	
5	地域住民間の交流、顔見知りになる。
6	高齢者、児童の日常的に交流する場をつくる。
7	障がい者が働ける企業の誘致。
8	障がい者や引きこもりの人たちにもできる仕事を作る。家の中や特定の施設等、町の中や施設などに防犯防止や監視カメラの設置を行って、障がい者・引きこもりの人にも監視できる仕組みを作る。犯罪防止や認知症の人が徘徊しても安心して暮らせる地域づくりを行える等考えられる。
9	元気な高齢者が、もっと活動、活躍できる場所づくり。
人材育成	
10	仕事をする職員も高齢化してきている。
11	高齢者でも地域で元気な方も多いと思われるので、協力していただける体制づくりは必要だと思う。
12	若者のUターン※ ¹ 、Iターン※ ² を増やす。魅力あふれる人吉にし、若者が安心して親の介護ができるようにする。

※1）ユーターン：地方から都市に移住した人が、再び故郷に戻ることを

※2）アイターン：都市部から出身地とは違う地方に移住すること

13	福祉関連、特に介護現場で働くスタッフの不足が課題となっている。施設や介護事業所単位でのこの問題に対応することは不可能な状態となっている。施設や事業所を含めた地域単位での取り組みが必要と思います。将来、安心のできる生活を続けられるように住んでいる地域の福祉活動に興味、関心を持ち、地域の皆さんと取り組む姿勢を持てればと思います。
14	介護者家族の救済・相談相手の有無、負担の有無、虐待が潜んでないか、隠れた部分をケアマネ一人で担っていくのは到底無理なことです。このままではケアマネがつぶれてしまいます。現在、ケアマネの後継者も不足しているところなので、地域の力にも大いに期待したいところです。よろしくお願いします。
高齢者の移動支援など	
15	高齢者の外出時の交通手段提供・確保。
16	交通の便が悪いので、移動手段を増やす。
17	難聴者へのドアチャイム、電話貸与。
施設や福祉サービスの充実	
18	在宅でのサービスの充実は今後も必要だと思いますが、施設も足りていないと思います。
19	町の中に「T・A」を使った高齢者が住みやすい環境を整備することで、看護・介護や衣食住に時間を取られることなく生活ができる。
20	具体的には、空き店舗を住宅化することで人が集まり商店街の活性化を生み、大家は固定資産税が払える。ライフラインの整備にも費用が少なくできる。医療・介護も短距離で数がこなせ、24時間の医療・介護がしやすくなる。
21	入院、入所が限られているので、当然在宅での生活が延長してくると思います。在宅で不安、負担に思うのは、やはり介護、療養のことだと思います。そのサービスを受けるのもお金が必要なので、助成対象から外れてしまったけれども通常料金となる低所得の人への支援を考えてほしいです。
22	低所得者にも必要なサービスを十分に受けながら在宅での生活を継続できるような仕組みを構築してほしいと思います。
23	フォーマルサービスとインフォーマルサービスの連携
体制づくり	
24	独居や高齢者のみ世帯への早めの介入。（元気なうちから）
25	年々、障がい児と診断されるケースが増えているが、地域でどう見守りできるのか、支援のあり方があるのかなど、検討していく必要がある。
26	認知症の方ができるだけ長く自宅で暮らせるようなつながり作り（認知症になったら終わりではなく。）
27	ケアマネと地域（町内会長、民生委員児童委員等）と行政が一体として協力体制がとれる必要がある。まずは交流会を設け、顔なじみになり、相談しやすい環境作りが必要。
28	在宅で要介護の方でも安心して住めるように在宅での医療の充実、訪問看護などを増やしていく。ただ、実際に要介護になった方との同居を嫌がる人がほとんどだと思うので、まずはその理解をひろめ、在宅でも安心して家族も仕事に行ける体制が必要だと思う。また、家族も休みが欲しいので、在宅でも、家族には全くと言っていいほど迷惑をかけないような体制も必要だと思う。

問7. その他、意見等があればご自由にご記入ください。	
1	地域においての住民同士の交流や世代を超えた交流の機会が少なくなっていることについて…。以前は、子ども会が中心になってできていたことも、子どもの数の減少で大きく変わっているように感じます。上の子どもの時には班がたくさんあり、役員が20人弱いましたが、下の子どもの時（4年後）には、12人（役員数）になっており、行事の数は変わらないので、とても負担に感じました。（小さな町内はなおさらだと思います）伝統行事への参加、老人会の皆様との交流、市民体育祭やゲートボール大会への参加など、役員の時だけ関わったような感じで、子どもが卒業してしまえば、そういう機会も減りました。自ら出かけて参加したくなるようなイベントや、交流の機会があれば良いと思います。
2	一人ひとりとは助け合いの気持ちを持っても「自分は良かれと思ってした事で気を悪くされるかな」「これはおせっかいかな」「ここまでプライベートに入りこむのはどうかな」という遠慮があって、手を出せないということがあると思います。 日頃交流がないと、災害時などには大変なことになるだろうなと思いながら水害のニュースを見ています。お互いに助け合う、声をかけあうのが当たり前という、昔のような状態になるには、たくさんの壁があると思います。
3	元々、私自身が市民ではないため、このような取り組みをされていることを知りませんでした。制度以外のサービスがあるのであれば、市の福祉課担当者が把握され、情報提供をして頂きたいです。又、町内会、見守り相談員、民生委員児童委員、シルバーヘルパーとの連携を図るための第1歩として相談支援事業所連絡会を利用し、交流（意見交換）会の場を設ける、又は逆にそちらの会に相談支援専門員がお邪魔するといった場作りからはじめるのでしょうか。お互いに存在を知らないのが現状と思います。
4	運転免許を返納した高齢者の移動手段が少なく、タクシーなど使うと出費となり、公的サービスとして検討していただきたい。
5	災害時など、要支援者の対応について、具体的に市民に周知してほしい。
6	高齢者の課題だけでなく、障がい者に対しても安心して地域で生活できる人吉市を作っていただきたい。